

港区

学校教育 推進計画

Minato City School Educational
Promotion Plan

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

令和5(2023)年度 改定版

令和6(2024)年2月
港区教育委員会



夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、
未来を創造する子どもを育む学校づくりをめざして

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は人々の暮らしを根底から揺るがし、学校教育においても学校・幼稚園の臨時休業や行事の中止・延期など大きな影響を及ぼしましたが、令和5（2023）年5月、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の2類相当から5類へ移行されました。感染症対策は個人の判断に委ねられるようになり、各幼稚園、小・中学校ではコロナ禍以前の子ども同士が活発に関わりあう教育活動を取り戻しつつあります。

また、令和5（2023）年4月には「こども基本法」が施行され、子ども政策を総合的に推進する司令塔としてこども家庭庁が設置されました。子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が求められています。

社会情勢や教育を取り巻く環境が大きく変化している中、学校教育をさらに充実させるため、港区学校教育推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）を改定しました。

児童・生徒数の増加が見込まれる中、港区ならではの幼・小中一貫教育や、ICTを活用した学び、海外で英語を活用したコミュニケーションを行う機会を創出する国際理解教育などを充実させることで、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる教育を推進してまいります。

また、相談機能の充実や不登校対策の推進などを通じて子どもたちにより寄り添った体制を整備するとともに、小学校高学年での教科担任制の実施や中学校での部活動指導員の配置などを推進し、教育の質の向上と教職員の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

改定に当たっては、学識経験者や公募区民、関係団体の方々と構成された港区学校教育推進計画検討委員会や、子どもや保護者に対するアンケート調査、素案に対する区民意見募集及び区民説明会でもご意見をいただき、それらを最大限反映するよう努めてまいりました。

今回の見直しに当たってご協力いただいた皆様に、改めて御礼申し上げます。

この計画を着実に進め、「教育の港区」の名にふさわしい、夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子どもを育ていくため、地域の皆様と力を合わせて魅力あふれる学校づくりに引き続き全力で取り組んでまいります。

令和6（2024）年2月

港区教育委員会

教育長 浦田 幹男

目 次

第1章 計画の改定に当たって	5
1 計画の概要	7
(1) 港区学校教育推進計画とは.....	7
(2) 計画の目的.....	7
(3) 計画の位置付け.....	8
(4) 計画の期間.....	8
2 めざすべき姿	9
3 改定の方向性	10
(1) 自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」「知」「体」 を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。	10
(2) 未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、 生き抜く力を育成します。	11
(3) 家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推 進し、世界に貢献できる人材を育成します。	11
(4) 教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心 に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。	12
第2章 港区の学校教育に関する現状と課題	13
1 改定に当たって踏まえるべき背景	15
(1) 社会情勢の変化.....	15
(2) 国や東京都の状況.....	16
(3) 港区の状況.....	19
2 港区の学校教育に関する現状と課題	22
(1) 「徳」「知」「体」を育む学びの推進.....	23
(2) 未来を切り拓いて生き抜く力の育成.....	43
(3) 地域社会と連携した教育の推進.....	53
(4) 学びを支える教育環境の整備.....	57
第3章 学校教育の推進	61
1 計画の全体像	63
2 基本目標と施策の展開	64
基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進.....	66
基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成.....	77
基本目標3 地域社会と連携した教育の推進.....	90
基本目標4 学びを支える教育環境の整備.....	96
第4章 計画の推進	103
1 計画の推進体制	105
(1) 推進体制.....	105

(2) 各主体の役割.....	106
2 計画の進行管理	107
(1) 管理方法.....	107
(2) 評価方法.....	108
資料編	109
1 港区教育ビジョンの概要	111
(1) 港区教育ビジョンとは.....	111
(2) 港区教育ビジョンの目的.....	111
(3) 港区が目指すこれからの教育.....	111
(4) 港区の教育における基本的方向性.....	112
(5) 教育ビジョンの実現に向けて.....	113
2 港区学校教育推進計画検討委員会	114
(1) 港区学校教育推進計画検討委員会設置要綱.....	114
(2) 港区学校教育推進計画検討委員会委員名簿.....	115
(3) 港区学校教育推進計画検討委員会開催経過.....	115
3 港区学校教育推進計画検討会	116
(1) 港区学校教育推進計画検討会設置要綱.....	116
(2) 港区学校教育推進計画検討会委員名簿.....	117
(3) 港区学校教育推進計画検討会開催経過.....	117
4 区立幼稚園、小・中学校一覧	118
(1) 区立幼稚園.....	118
(2) 区立小学校.....	119
(3) 区立中学校.....	119
5 主な小・中学校運営要員一覧	121
6 関連計画一覧	122
7 用語解説	124

◆資料編の「用語解説」に掲載している用語には「※」の記号を付けています。

第1章

計画の改定に当たって



（１）港区学校教育推進計画とは

「港区学校教育推進計画」は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」が掲げる基本理念、めざす人間像、取組の基本的方向性に基づき、子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するため、今後の学校教育施策の基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。

（２）計画の目的

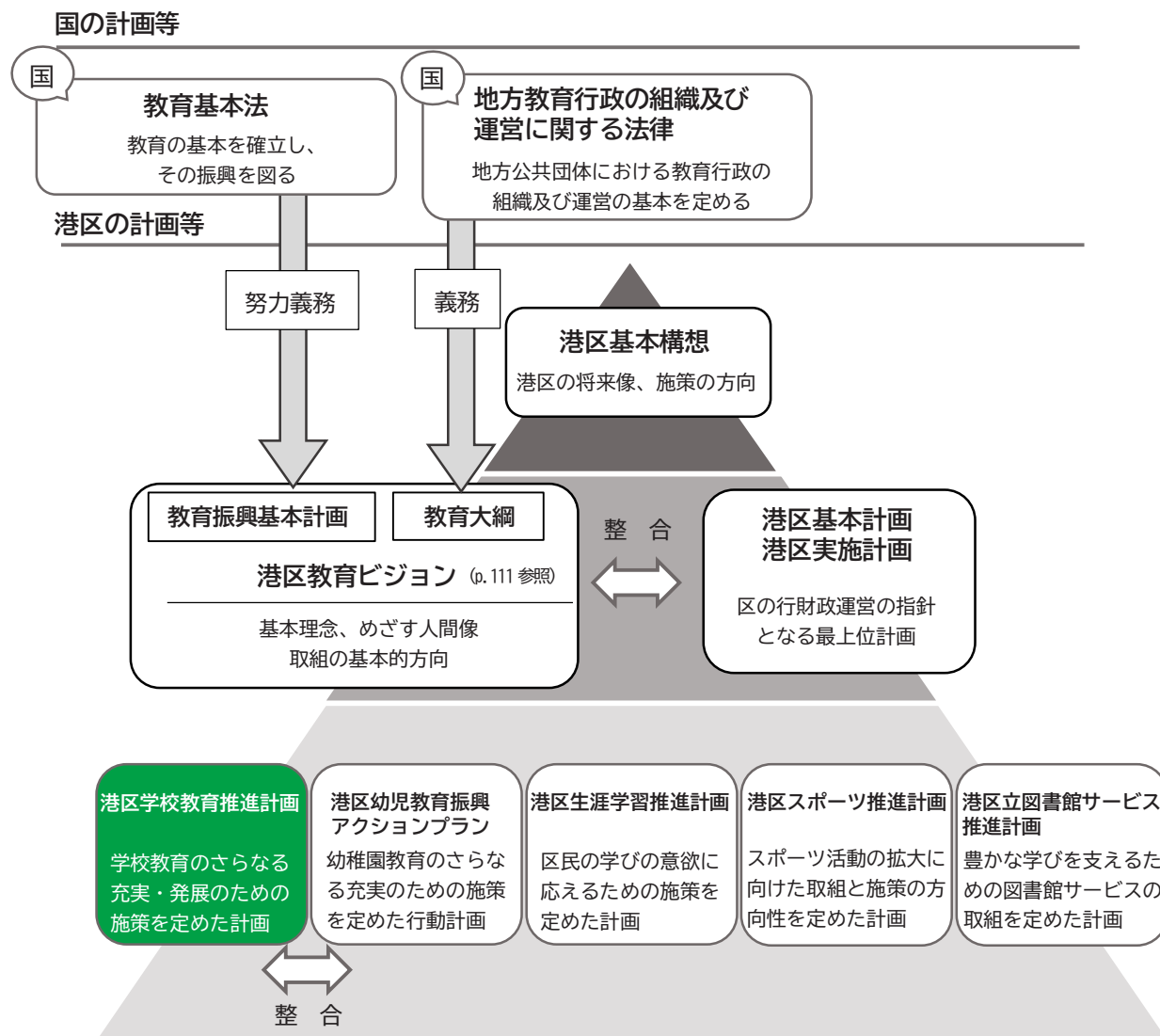
港区では、「港区学校教育推進計画」（令和3（2021）年2月策定）で掲げられためざすべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」の実現に向け、学校教育に関わる施策を推進してきました。

一方で、こども家庭庁の設置やGIGAスクール構想※による児童・生徒1人1台のタブレット端末配備、アフターコロナを見据えた取組の実施等非常に大きな社会情勢の変化が生じています。

このような背景から、港区では「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の基本理念・方向性を踏まえつつ、学校教育を取り巻く社会情勢の変化や現状と課題に対応した施策を計画的に推進するため、「港区学校教育推進計画」を改定することとしました。

(3) 計画の位置付け

「港区学校教育推進計画」は、学校教育分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、幼児教育や生涯学習、スポーツや図書館サービスなどの教育分野の各計画のほか、国際化、環境等の関連計画と整合を図ります。



(4) 計画の期間

「港区基本計画」の計画期間と同様に、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画とし、中間年となる令和5（2023）年度に見直しを行いました。



「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」に掲げるめざす人間像、学校教育における現状と課題を踏まえ、港区が育んでいく子どものめざすべき姿を前期計画から継承し、以下のように掲げます。

めざすべき子どもの姿

夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、

未来を創造する子ども

全国的な少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、世代間交流の減少や地域とのつながりの希薄化が顕著になっています。人々の働き方、生き方の多様化が子どもの生活習慣や健康に及ぼす影響についても指摘されています。

港区においては、急速な人口の増加に加え、さらなるグローバル化や都市開発の進展等が、子どもの生活環境や学習環境、遊びの環境などに大きな影響を及ぼすことが考えられます。

こうした変化が激しく、将来を予測することが難しい社会において、子どもたちがよりよく生き抜いていくために、これからの教育には、一人ひとりの個性を伸ばし、多様な能力を育むことが求められます。

港区は「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」をめざすべき子どもの姿として掲げ、生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造する、将来を担う人づくりに取り組みます。そのために学校は、保護者や地域と連携し、子どもたちが安全・安心に、いきいきと楽しく学ぶことができる、質の高い学校経営をめざします。

《学校経営の視点》

- 1 子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり
- 2 子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- 3 保護者や地域に信頼される学校づくり

区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展や魅力ある学校づくりを着実に推進するため、基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した港区学校教育推進計画を改定します。

改定に当たっては、計画策定時の方向性は維持しつつ、社会情勢の変化や国・都の政策動向、港区におけるこれまでの取組の成果や、区立小・中学校の保護者や児童・生徒の実態やニーズを把握するため実施した令和4（2022）年度アンケート調査の結果等を踏まえます。

（１）自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

- ①こども基本法や子どもの権利についての理解や自己肯定感を高め、自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組めます。いじめや差別をしない規範意識を身につけ、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育をさらに推進します。
- ②小学校教科担任制や小・中学校の35人学級化を推進し、基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組めます。港区の特性を生かした授業を展開し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育みます。
- ③コロナ禍によって低下した子どもたちの体力を向上させるため、一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援します。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身につけるための教育に取り組めます。
- ④学校司書※及び学校図書館支援員を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校図書館の機能の充実を図り、読書をとおして人生を豊かにしようとする姿勢を育成します。
- ⑤子どもたちの多様な学びの場を確保する取組を進めます。個に応じた教育を充実させるとともに、国籍や障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分にあった配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育※の理念に沿った環境整備を進めます。日本語を母語としない子ども、医療的ケア児※など、様々な困難を抱えた子どもに対する支援の充実を図ります。

(2) 未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成します。

- ①日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることで、子どもたちの発達の段階に応じた、情報モラル及び情報活用能力を育成します。プログラミング教育※を推進し、物事を順序立て、試行錯誤し解決する力を育成します。
- ②SDGs※達成に向け、世界が直面する社会、経済、環境の課題について子どもたちが自分ごととして捉える意識の醸成や、日頃から取り組めるような知識を身につけるための教育を推進します。社会の様々なことに子どもたちが関心をもち、意見を発表できる機会を充実させます。
- ③GIGAスクール構想※に対応した1人に1台のタブレット端末を活用することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせた個別最適な授業を実施するとともに、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など協働的な学びを推進します。
- ④郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境等に関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。港区立みなと科学館を活用し、理数教育※やSTEAM教育※、環境教育※に取り組み、未来を創造する力を育成します。
- ⑤教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図ります。港区子ども家庭総合支援センターと連携し、児童虐待やいじめなど生活指導上の課題に対応します。
- ⑥港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミー※ごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進します。選ばれる区立小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図ります。

(3) 家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成します。

- ①英語によるコミュニケーション能力の向上にとどまらず、自国や他国の伝統や文化などについても学ぶ国際理解教育を推進します。イングリッシュサポートコース(E SC)※や日本語指導といった外国人などの子どもの学びを支える取組の充実も進め、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ②企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源をこれまで以上に活用し、特色ある教育を推進します。子どもたち一人ひとりに応じた学びを提供するとともに、子どもたちが多様な人々と協働することで、将来の夢や目標をもつことができる機会を創出します。

- ③保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会をつくることなどにより、これまで以上に幼稚園・学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。
- ④区立幼稚園、小・中学校への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信します。
- ⑤コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

(4) 教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

- ①校務支援システム※やクラウドサービス、タブレット端末等のICTの活用や学校行事などの積極的な見直し、部活動指導員※など人的資源のさらなる活用など教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進します。また、教職員がICTを効果的に活用でき、教育の質の向上につながるよう支援します。
- ②防災、防犯、交通安全、感染症対策など、社会生活を営む上での様々なりスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。
- ③教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。
- ④幼児・児童・生徒数の増加に的確に対応するため、ウェルビーイングの実現をめざし、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。学校施設の安全点検、通学路点検等の安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもを事件・事故から守ります。
- ⑤子どもたち一人ひとりが、夢と希望をもって成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の四つの柱による学びの未来応援施策を引き続き推進します。

第2章

港区の学校教育に
関する現状と課題



（１）社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2（2020）年以降、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大し、外出の自粛やマスクの着用が求められるなど、収束が見通せない状況にありました。一方で、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、新しい働き方や暮らし方が浸透しました。

その後、令和5（2023）年3月からマスクの着用が個人判断となり、同年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行され、法律に基づいた外出自粛の要請がなくなり、感染症対策は個人の判断に委ねられるなど、社会はアフターコロナへと向かいつつあり、コロナ禍の収束後に向けた取組を進める必要があります。

②変わりゆく社会動向

ア DX※の進展

DX※（デジタルトランスフォーメーション）はデジタル技術の進歩とともに自治体でも広がりを見せており、教育行政の充実や効率化に向け、AI※やロボットなど、先端技術を活用した施策の推進が求められています。あわせて、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化を進める必要があります。

イ 総合的な子ども政策の推進

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。出生率の低下や少子化への対策、困難な状況にある子どもの支援や居場所づくりなど、横断的に切れ目のない子ども・子育て政策を推進していく必要があります。

ウ SDGs※の達成に向けた取組の加速

SDGs※（持続可能な開発目標）の達成期限である令和12年（2030年）まで10年を切り、「行動の10年」を迎えています。また、国は令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルをめざすことを宣言しています。

エ 地域共生社会※の実現に向けた取組の推進

社会構造の変化などの影響により、ニーズは多様化しています。障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、区民一人ひとりがともに支え合いながら、自分らしく生きがいをもって暮らせる地域共生社会※の実現に向けた取組の推進が一層求められています。

(2) 国や東京都の状況

①国の状況

ア 令和の日本型学校教育に向けた今後の方向性

令和3(2021)年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0[※]時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。

指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。

イ 少人数教育の推進

令和3(2021)年3月に改正義務教育標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)が可決されたことを受け、令和7(2025)年度までに小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。児童数が増加する見込みの地域では、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

ウ GIGAスクール構想[※]の推進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想[※]が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現しました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、さらなるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

エ 医療的ケア児[※]の支援

令和3(2021)年9月に「医療的ケア児[※]及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児[※]の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児[※]が医療的ケア児[※]ではない他の児童・生徒とともに教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

オ こども家庭庁の創設

令和5(2023)年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されています。令和3(2021)年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、こども家庭庁が主導する今後のこども政策の基本理念が示されています。

令和5(2023)年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

カ 幼保小の架け橋プログラム

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視しています。

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期※にふさわしい主体的・対話的で深い学び※の実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすものとして、国は「幼保小の架け橋プログラム」を実施しています。令和4（2022）年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期※の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

②東京都の状況

ア 小学校教科担任制の導入、試行実施

文部科学省では、令和3（2021）年1月に専門性の高い教科指導を通じた教育のさらなる質の向上と、学校における働き方の改革実現に向け、令和4（2022）年度から小学校教科担任制を本格導入することを決定しました。

東京都では、国の方針を受け、令和3（2021）年度に都内の小学校10校を「小学校教科担任制等推進校」としてモデル校に指定し、令和5（2023）年度まで試行実施します。

イ 特別支援教育の推進

共生社会※の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育※システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都は、令和4（2022）年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会※の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定し、共生社会※の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。特にインクルーシブな教育の推進、医療的ケア児※への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進の3点を重点的に対応するとしています。

ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくことなどを見据え、東京都は、令和4（2022）年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。

エ 東京都こども基本条例の施行と子供政策連携室の設置

令和3（2021）年4月に東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行され、第十六条ではこども施策を総合的に推進する体制の整備が規定されました。

また、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4（2022）年4月に「子供政策連携室」を設置しました。

オ 「未来の東京」戦略version up 2023の策定

令和3（2021）年3月に策定した「『未来の東京』戦略」に掲げた政策のバージョンアップを図るため、令和5（2023）年1月に「『未来の東京』戦略version up 2023」を策定し、一つの大きな政策の切り口として「チルドレンファーストの社会」を掲げました。日本語を母語としない子ども、医療的ケア児[※]への支援など、全ての子どもが自分らしく、健やかに成長できる社会づくりに向けて、様々な支援を展開しています。

カ 不登校等対応

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置しています。教職員と同支援員が連携して支援を行うことができるよう、定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置しています。

令和5（2023）年度からは、中学校20校に不登校対応専門教員を配置し、小・中学校209校で校内別室指導支援員を配置しました。また、不登校や日本語指導が必要で、学校や教育支援センターなどに通えていない児童・生徒に対し、デジタル技術を活用した新たな学びの場（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を提供しています。

キ 英語力の強化

令和4（2022）年度から都内公立中学校3年生を対象に「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）」を実施しています。

令和5（2023）年度から、都立高校入試の英語検査への活用に加え、小学校において身につけた英語「話すこと」の力を把握し、小学校までの学習成果を中学校に円滑に接続するとともに、各学年の学びの連続性を意識した指導を行うため、中学校1年生・2年生におけるスピーキング力を測るテストを実施しています。

これまで指定校などで実施してきたネイティブ講師との1対1のオンライン英会話を全都立高校に拡大し、ネイティブ人材を活用して英語力を強化します。

ク 教員の採用選考方法見直し

令和5（2023）年度から東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）における選考方法を見直し、大学3年生などに前倒しで一次選考を受験できるようにして教員採用試験をより受験しやすくするほか、例年10月中旬である合格発表を、民間企業の内定式（10月1日～）より早い9月下旬に変更しました。前倒しすることで受験者の進路決定を早め、民間企業へ流れていた人材の確保をめざしています。その他、社会人特例選考における年齢要件を現状の40歳以上から25歳以上への緩和、東京都公立学校正規教員経験者の一次選考を免除するカムバック採用の導入などにより、受験者の負担軽減と受験対象者の拡大、中途退職者の復帰を促進します。

(3) 港区の状況

①区の人口推移

区の人口は、令和2（2020）年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4（2022）年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13（2031）年には30万人に達する見通しです。

そのうち年少人口は令和16（2034）年まで増加し続ける見込みとなっています。

②全ての区立中学校の全部活動に部活動指導員※を配置

令和5（2023）年度から、全ての区立中学校の全部活動に部活動指導員※を配置しました。生徒が専門性の高い指導を継続的に受けられる環境を整えるとともに、部活動指導員※が休日の大会引率などにも対応することで、教員の働き方改革を推進しています。

③全ての区立小学校で教科担任制を実施

モデル校4校で全国に先駆けて実施していた小学校の高学年の教科担任制を、令和5（2023）年度から、全ての区立小学校へと拡充しました。この独自の取組により、授業の質を向上させるとともに、授業準備の効率化などにより教員の負担軽減につなげています。

④G I G Aスクール構想※実現への取組

G I G Aスクール構想※の推進に向けた課題を解決するため、教育情報参事官をアドバイザーとして位置付ける港区G I G Aスクールタスクフォースのもと、学びの支援体制を強化し、独自のG I G Aスクール構想※を推進しています。具体的には、令和の時代にふさわしい学びの指針の策定、端末の保守運用業務の円滑化や教員の端末の活用方針の策定、情報モラルを向上させる方策の検討、教員が端末をスムーズに活用できるよう研修を充実することなどに取り組んでいます。

⑤子どもの体力向上に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの低下した体力を向上させるため、一人ひとりの健康な体づくりを支援し、体力・運動能力を伸長させるための教育を推進しています。

具体的には、学校の実態にあった特色ある「一校一取組運動」、MINATORMダンスフェスタの開催、体力向上リーフレットの作成、放課後運動教室の開催（外部事業者モデル実施）、港区体力向上優秀校の表彰などに取り組んでいます。さらには、子どもたちが学校生活の中で楽しみながら体力を向上できるよう、全ての区立小学校と幼稚園にボルダリング設備を設置しています。

⑥SDGs※・環境教育※

SDGs※の視点から、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育成する教育を充実させています。

具体的には、学校の敷地内外の自然環境やビオトープを活用した環境教育※の実施（各教科における取組、企業と連携した取組等）や、みなと子どもエコアクション事業の取組強化、太陽光発電設備を活用した学習、若手教員研修での環境教育※の研修開催などに取り組んでいます。

⑦国際理解教育の充実

英会話教室をとおして異文化理解の推進や高校受験に向けて学びを深め、国際人としての資質を育成することを目的として、令和5（2023）年度から区立中学校3年生を対象に、オンライン英会話教室を実施しています。

「国際科※」、「英語科国際※」等の区独自の取組の質向上を目的として、教科としての英語科導入を踏まえたカリキュラム改訂、学校における指導の実態把握及び国際理解教育に資する授業改善、幼児期からの一貫した国際理解教育、海外派遣事業のプログラム内容の質の向上などに取り組んでいます。

⑧いじめ防止

子どもたちを取り巻く生活環境が変化し、いじめの様態が多様化していることから、いじめの未然防止に向けた取組を強化することを目的とした事業の見直しを行っています。

具体的には、SNSトラブルの防止をテーマとした「いじめ防止講演会」の開催、港区児童相談所や子ども家庭総合支援センター等の関係機関と連携したいじめの未然防止の取組強化、タブレット端末を活用したいじめ防止の啓発、心理検査の電子化（WEBQU※）による対応の迅速化などに取り組んでいます。

⑨新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症が、子どもたちに与えた影響を把握し、今後の幼児・児童・生徒の学びを保障する対応策について検討することを目的として、令和3（2021）年10月に「コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査」を実施しました。主な結果として、感染症が拡大する前に比べて、子どもの体力低下、友達との関わり、外で遊ぶ時間などが減少している一方で、家族の会話や保護者と過ごす時間が増えた、衛生面に関する意識が向上したといった変化が確認されています。

⑩港区子ども家庭総合支援センターの開設

令和3（2021）年4月に港区子ども家庭総合支援センターを開設しました。この施設は、親子が気軽に立ち寄れる子育ての拠点である港区立子ども家庭支援センター、専門職による児童の診断とその過程への援助を行う専門相談機関である港区児童相談所、母子が入所し自立を支援するための港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいの複合施設です。

これら3施設を複合施設とすることで、増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行っています。

港区学校教育推進計画の改定に向け、子どもの保護者や区立学校に在籍する児童・生徒の実態やニーズを把握し、計画改定や今後の学校教育に関する施策や事業を推進する際の基礎資料として活用することを目的として、「港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査」を実施しました。

本アンケート調査をはじめ、関連調査の結果等を踏まえ、港区の学校教育に関する現状と課題を整理しました。

港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査（保護者向け）の実施概要

○調査目的

港区学校教育推進計画の改定に向け、港区民に対して、学校教育との関わりや要望等を把握し、今後の教育施策の検討に当たっての基礎資料として活用するため。

○調査対象

- ①満6歳から満11歳までの子どもの保護者1,500名（うち120名は外国人）
- ②満12歳から満14歳までの子どもの保護者1,000名（うち80名は外国人）

○抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出

○調査方法

郵送で配付し、郵送又はインターネットにより回収

○調査期間

令和4（2022）年11月9日（水）～12月4日（日）

○有効回収率

- ①37.5%（回収数：563件）
- ②33.3%（回収数：333件）

港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）の実施概要

○調査目的

港区学校教育推進計画の改定に向け、区立小・中学校の児童・生徒に対して、学校生活における実態や要望等を把握し、今後の区の学校教育に関する施策や事業を推進する際の基礎資料として活用するため。

○調査対象

- ①区立小学校5年生1,534名（19校48学級）
- ②区立中学校2年生692名（10校24学級）

○調査方法

学校を通じた配布及び回収（学校配布のタブレット端末を用いてインターネットにより回収）

○調査期間

令和4（2022）年11月9日（水）～12月4日（日）

○有効回収率

- ①82.3%（回収数：1,263件）
- ②88.2%（回収数：610件）

(1)「徳」「知」「体」を育む学びの推進

①豊かな心の育成

「令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査」の意識調査では、「学校に行くのは楽しい」と感じている子どもが多く、学校教育について肯定的に捉えている子どもが多いという結果が出ています。また、適応指導教室（つばさ教室）※の整備や、教育センター相談員※、スクールカウンセラー※などによる相談機能の充実により、不登校児童・生徒の出現率の縮小に努めています。

保護者や区内の私立学校、医師、警察等の参加を得て、区長を会長として開催している「港区いじめ問題対策連絡協議会」など、学校や家庭、地域、関係機関との連携による、いじめ防止の取組やいじめ発見後の迅速な対応などのほか、各学校におけるいじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取組により、区立小・中学校におけるいじめの発生率は全国的に増加傾向が見られる中でも低い数字を維持しています。

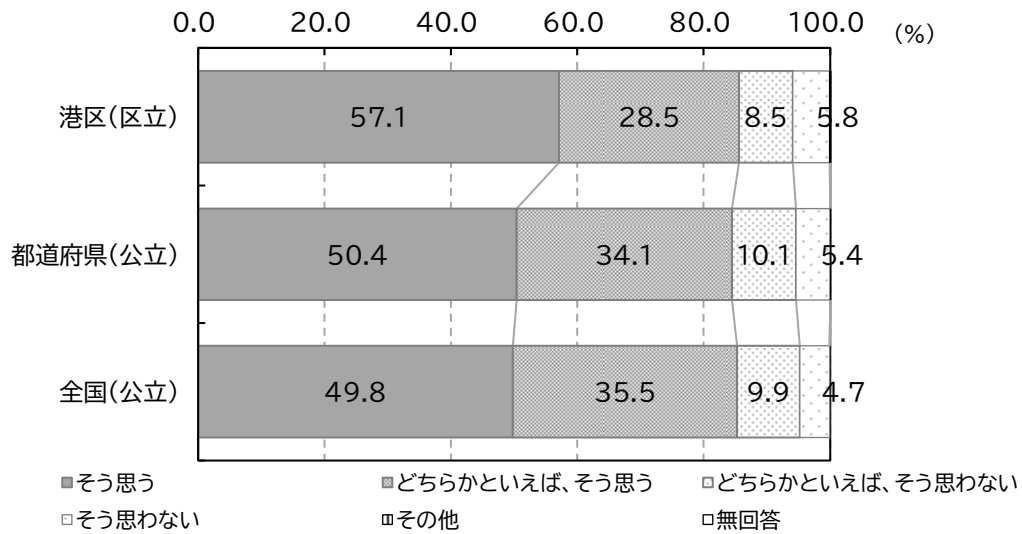
令和4（2022）年度に実施した保護者向けアンケート調査では、子どもがどのように育ってほしいかという問いに対して、「いろいろなことに興味を持ち、挑戦する子ども」「思いやりのある、優しい子ども」との回答が最も多い結果となっています。

課題として、「学校に行くのは楽しいと思うか」の質問に肯定的回答をしている割合が小学生と比べて中学生が低いことが挙げられます。

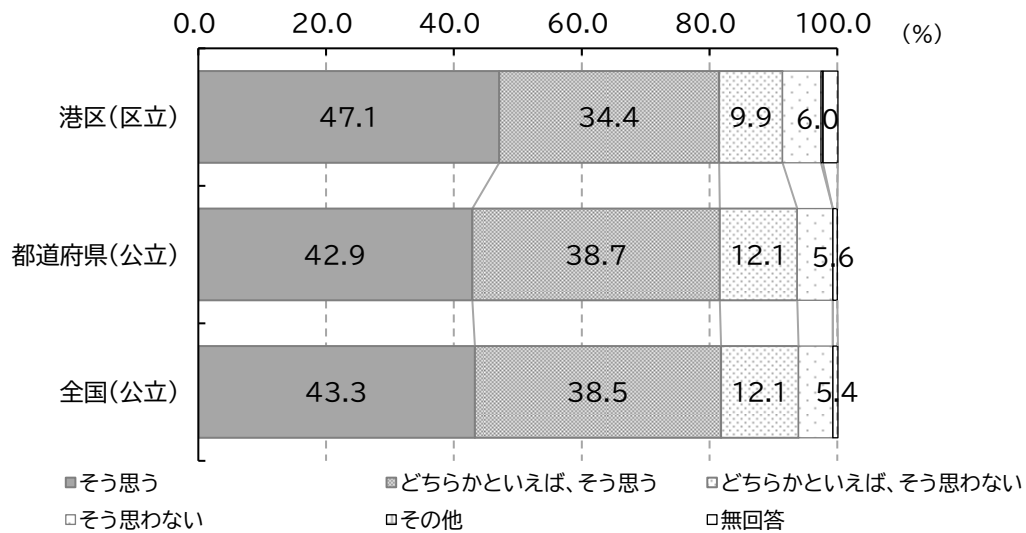
港区の子どもたちが、社会性を備え豊かな心をもった大人として成長することを願い、人権教育や道徳教育をはじめ、体験活動をとおした交流の機会などが求められています。あわせて、地域に根差した教育を推進する中で、相手を思いやる心や自ら考え表現する力などを育む機会を充実させることが必要となっています。

学校に行くのは楽しいと思うか

【小学校】



【中学校】



出典：令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査

区立小・中学校におけるいじめの推移

	小学校						中学校					
	港区			全国			港区			全国		
	全児童数	件数	発生率 (%)	全児童数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)
平成20年度	6,105	17	0.27	7,121,781	40,807	0.57	1,688	10	0.59	3,603,220	36,795	1.02
平成21年度	6,184	21	0.33	7,063,606	34,766	0.49	1,688	9	0.53	3,612,747	32,111	0.89
平成22年度	6,373	15	0.23	6,993,376	36,909	0.53	1,693	17	1.00	3,572,652	33,323	0.93
平成23年度	6,496	17	0.26	6,887,292	33,124	0.48	1,743	6	0.34	3,589,774	30,749	0.86
平成24年度	6,586	24	0.36	6,764,619	117,384	1.74	1,830	9	0.49	3,569,010	63,634	1.78
平成25年度	6,803	23	0.33	6,676,920	118,748	1.78	1,863	13	0.69	3,552,455	55,248	1.56
平成26年度	7,224	12	0.16	6,600,006	122,734	1.86	1,897	16	0.84	3,520,730	52,971	1.50
平成27年度	7,615	20	0.26	6,543,104	151,692	2.32	1,847	12	0.63	3,481,839	59,502	1.70
平成28年度	8,014	18	0.22	6,491,834	237,256	3.65	1,874	6	0.32	3,426,962	71,309	2.08
平成29年度	8,603	31	0.36	6,463,416	317,121	4.91	1,973	9	0.45	3,357,435	80,424	2.40
平成30年度	9,116	42	0.46	6,451,187	425,844	6.60	1,991	21	1.05	3,279,186	97,704	2.98
令和元年度	9,423	65	0.68	6,395,842	484,545	7.58	2,003	19	0.94	3,248,093	106,524	3.28
令和2年度	9,836	49	0.49	6,333,716	420,897	6.65	2,053	7	0.34	3,244,958	80,877	2.49
令和3年度	10,161	77	0.76	6,262,256	500,562	7.99	2,180	7	0.32	3,266,896	97,937	3.00
令和4年度	10,334	183	1.77	6,196,688	551,944	8.90	2,193	17	0.77	3,245,395	111,404	3.43

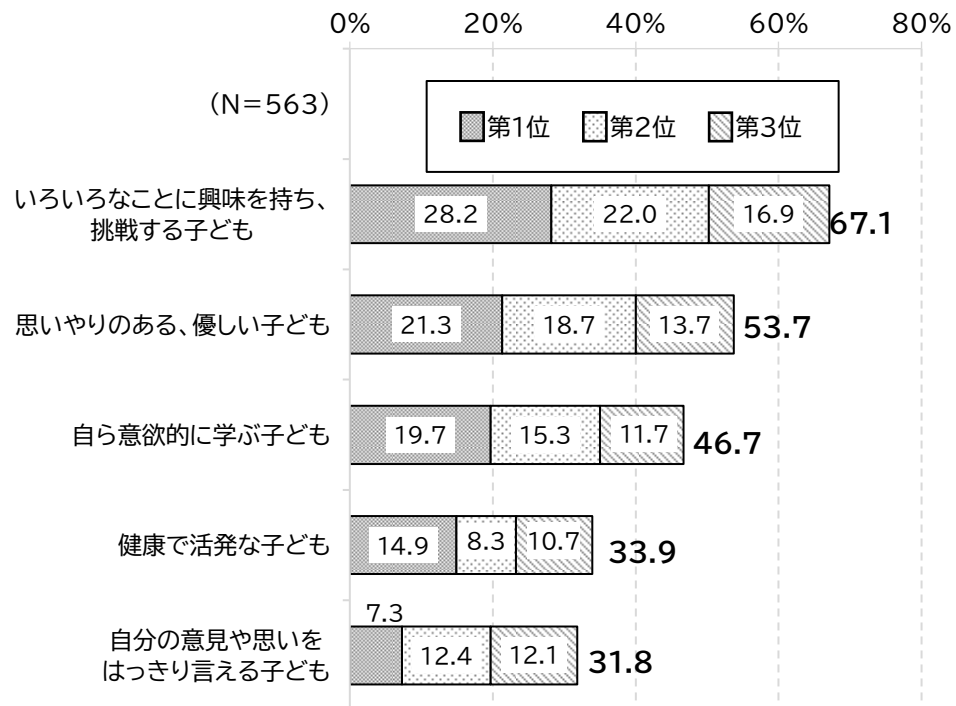
◆発生率(%) = (認知件数／全児童生徒数) × 100 により算出

◆港区データは港区独自の調査の結果より抜粋

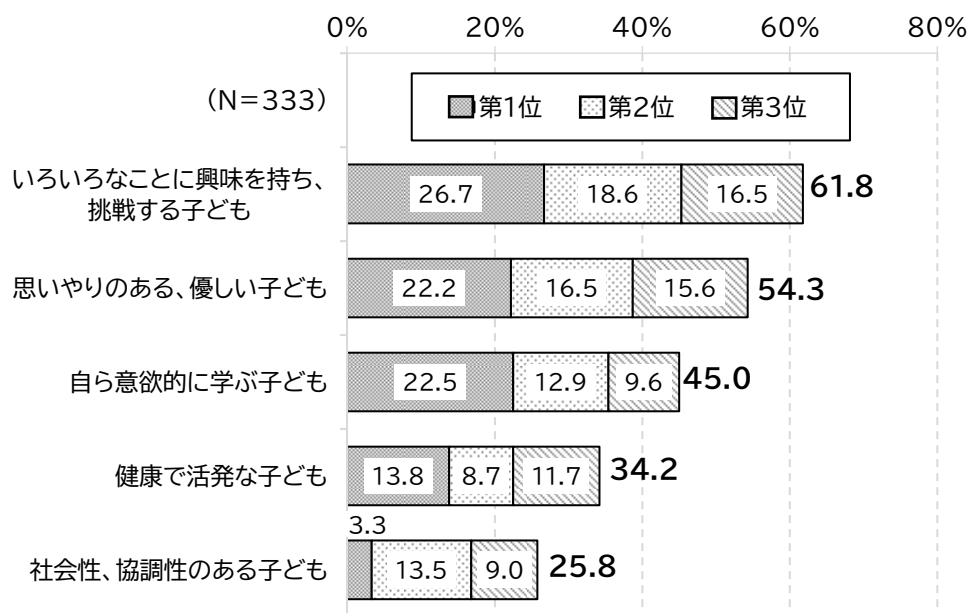
◆全国データは「令和4（2022）年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の結果より抜粋

どのような子どもに育ってほしいか（保護者）※上位五つまでを抜粋

【6～11 歳保護者】



【12～14 歳保護者】



出典：港区学校教育推進計画改定に向けたアンケート調査（保護者向け）

②確かな学力の育成

「令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査」の結果では、区立小学校においては国語・算数の2教科ともに全国及び東京都の平均正答率を上回っています。区立中学校においては国語・数学・英語の3教科ともに全国の平均正答率を上回っている一方で、国語は東京都を下回っています。なお、数学は東京都と同率、英語は東京都を大きく上回る結果となっています。

課題として、中学校英語の標準偏差の値が国語、数学より大きいことが挙げられます。このことは、英語の得点の散らばりが大きいことを意味しており、個に応じた習熟度別指導の充実が求められています。

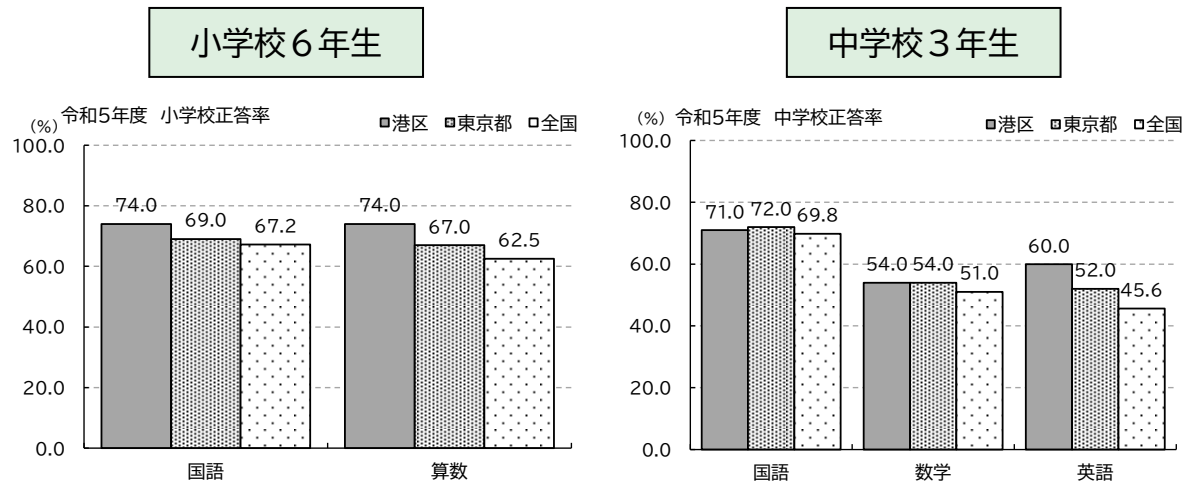
学力向上の課題に対しては、学習習慣の確立、基礎・基本の定着を図ることはもとより、子どもの知的好奇心を育み、主体的な学びを習慣化させるとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。

そのために、港区の教員一人ひとりが、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び[※]」の実現に向けた授業改善が求められます。実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身につけることができるよう、全ての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメント[※]を進めていく必要があります。

令和4（2022）年度に実施した子ども向けアンケート調査では、「どんな学校図書館だったらよいと思うか」という問いの回答で、「自分の読みたい本がある」が最も多く、次いで「本の種類がたくさんある」と続いており、学校図書館には、引き続き児童・生徒の志向にあった図書館資料の充実が求められています。

また、司書教諭[※]に加え、学校司書[※]及び学校図書館支援員の資質能力の向上を図るとともに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の三つの機能を充実させることで、子どもたちの健全な教養を育成する必要があります。

小学校6年生・中学校3年生の国語・算数（数学）・英語における平均正答率
（港区・東京都・全国）



出典：令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査

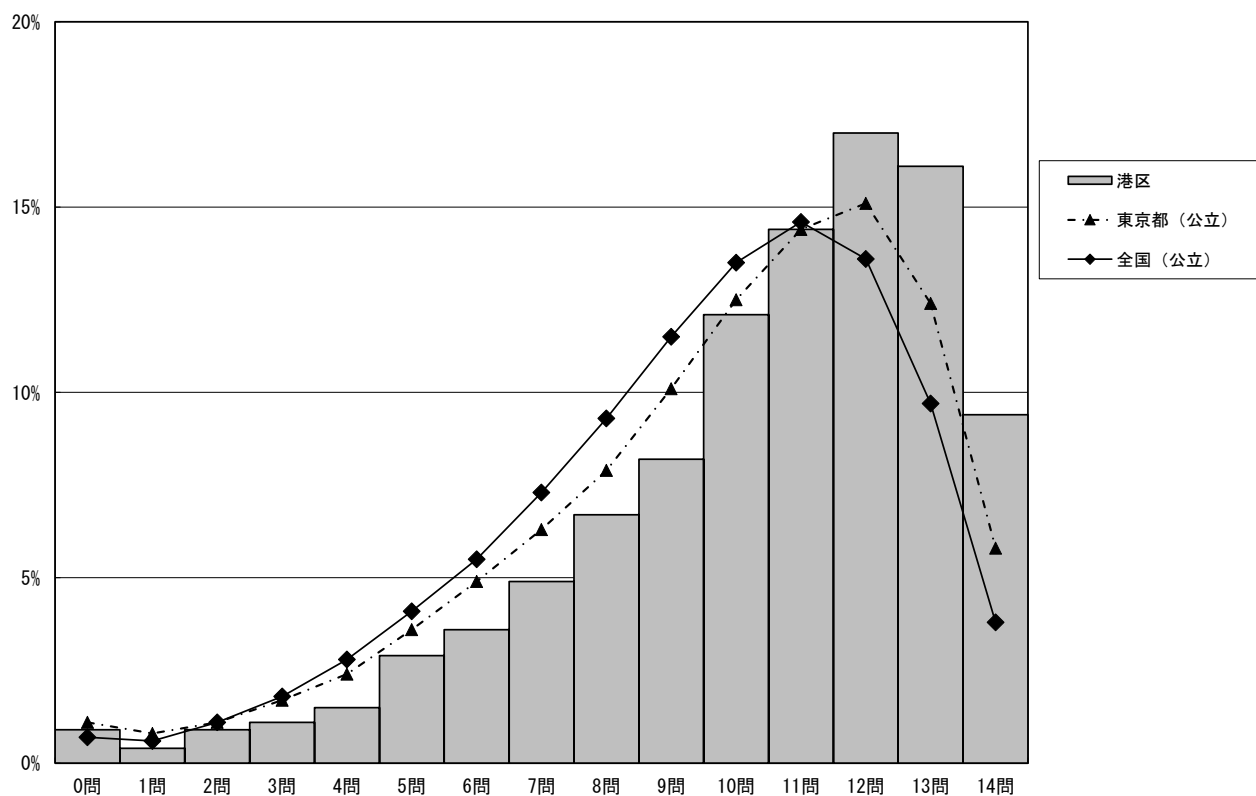
令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査 調査結果概況

小学生

国語

	児童数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	1,507	10.3 / 14	74	11.0	2.9
東京都（公立）	92,171	9.7 / 14	69	10.0	3.1
全国（公立）	964,177	9.4 / 14	67.2	10.0	2.9

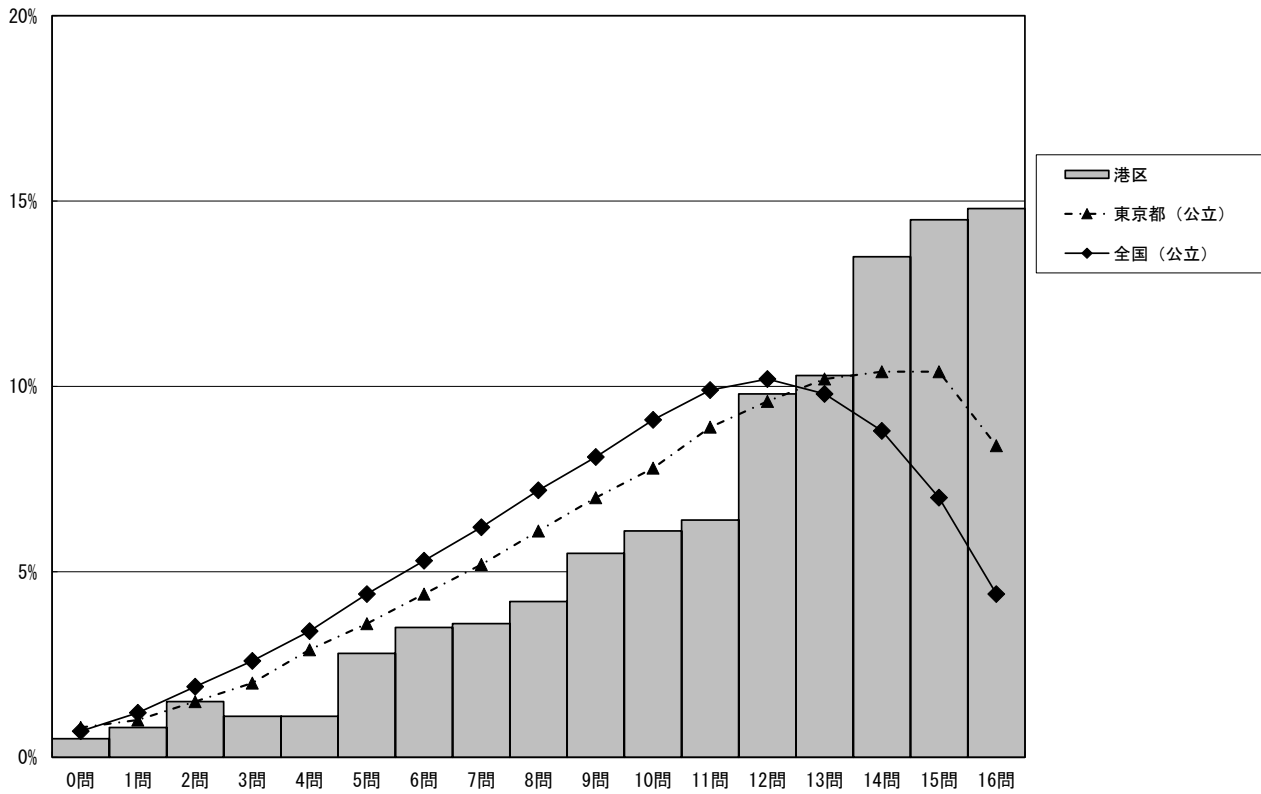
正答数分布グラフ（横軸：正答数，縦軸：割合）



算数

	児童数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	1,506	11.8 / 16	74	13.0	3.7
東京都（公立）	92,209	10.7 / 16	67	11.0	3.9
全国（公立）	964,350	10.0 / 16	62.5	11.0	3.8

正答数分布グラフ（横軸：正答数，縦軸：割合）

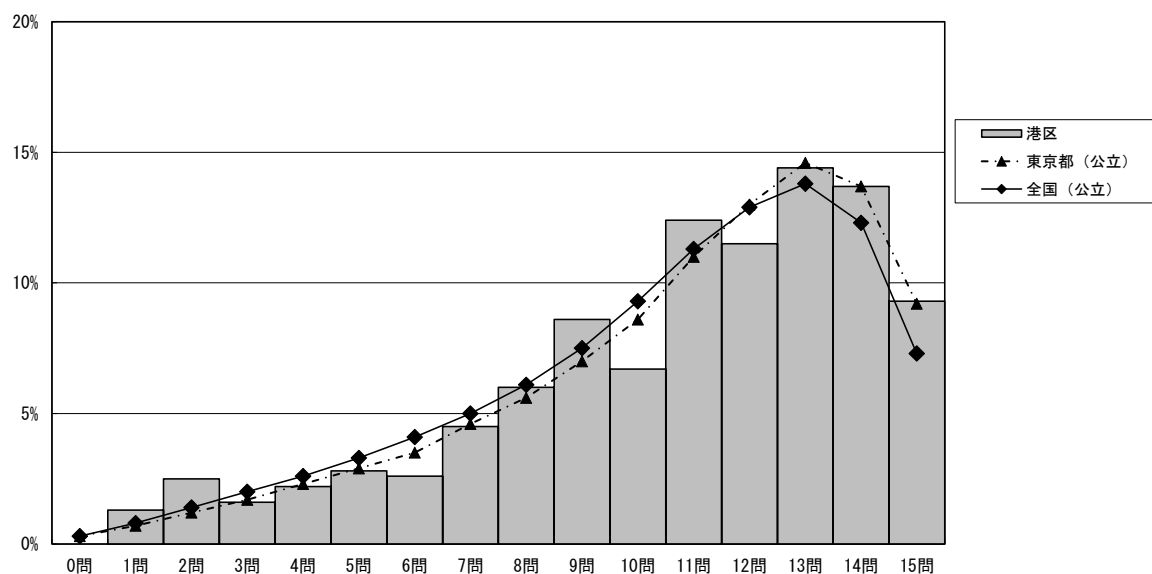


中学生

国語

	生徒数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	687	10.7 / 15	71	11.0	3.5
東京都 (公立)	71,460	10.8 / 15	72	12.0	3.3
全国 (公立)	892,738	10.5 / 15	69.8	11.0	3.4

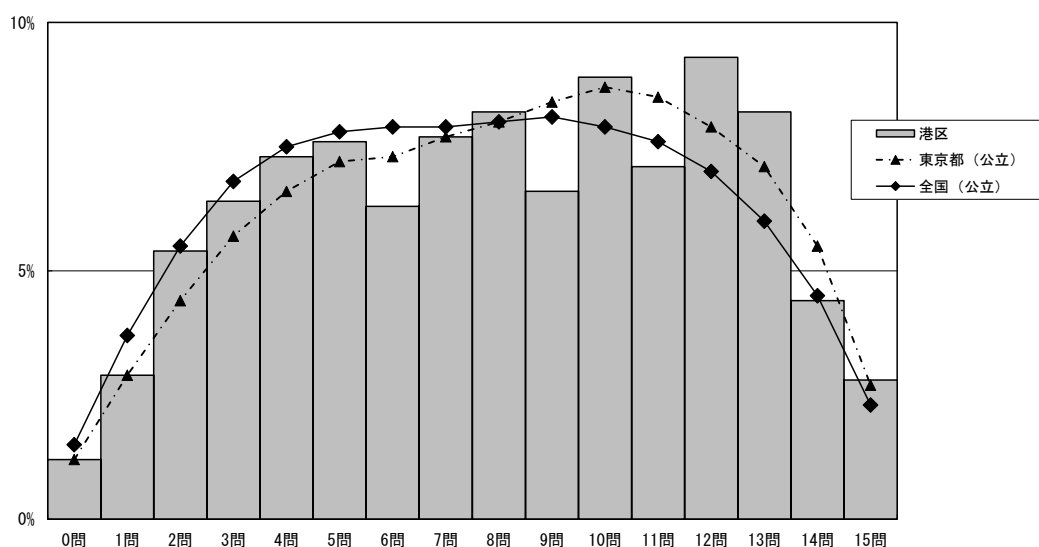
正答数分布グラフ (横軸：正答数, 縦軸：割合)



数学

	生徒数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	687	8.0 / 15	54	8.0	3.9
東京都 (公立)	71,470	8.2 / 15	54	8.0	3.9
全国 (公立)	893,114	7.6 / 15	51.0	8.0	3.9

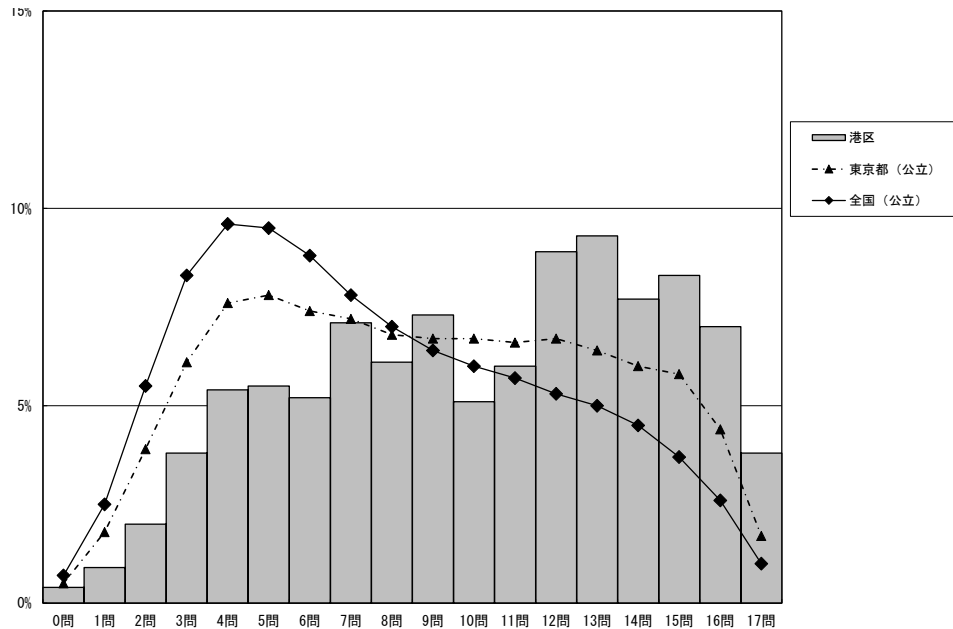
正答数分布グラフ (横軸：正答数, 縦軸：割合)



英語

	生徒数	平均正答数	平均正答率(%)	中央値	標準偏差
港区	686	10.2 / 17	60	11.0	4.3
東京都（公立）	71,486	8.8 / 17	52	9.0	4.3
全国（公立）	893,528	7.7 / 17	45.6	7.0	4.2

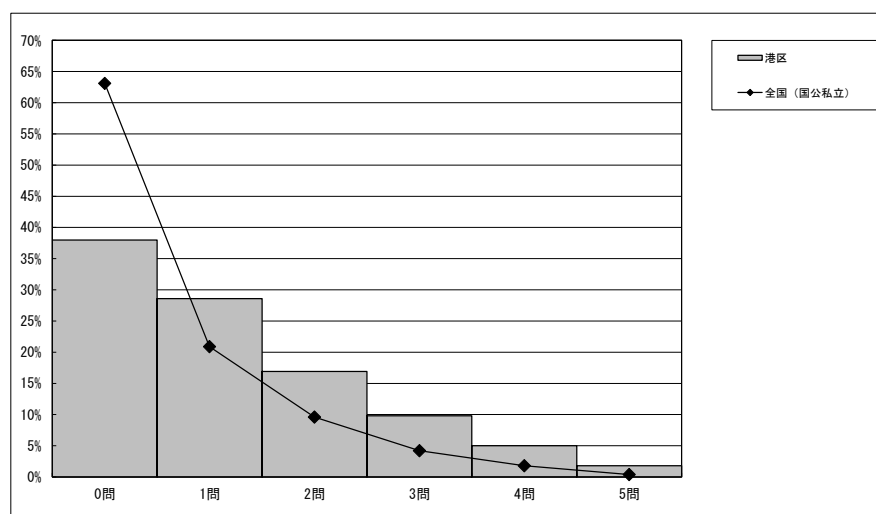
正答数分布グラフ（横軸：正答数，縦軸：割合）



英語「話すこと」

	生徒数	平均正答数	平均正答率(%)	中央値	標準偏差
港区	563	1.2 / 5	24	1.0	1.3
全国（国公私立）	814,666	0.6 / 5	12.4	0.0	1.0

正答数分布グラフ（横軸：正答数，縦軸：割合）



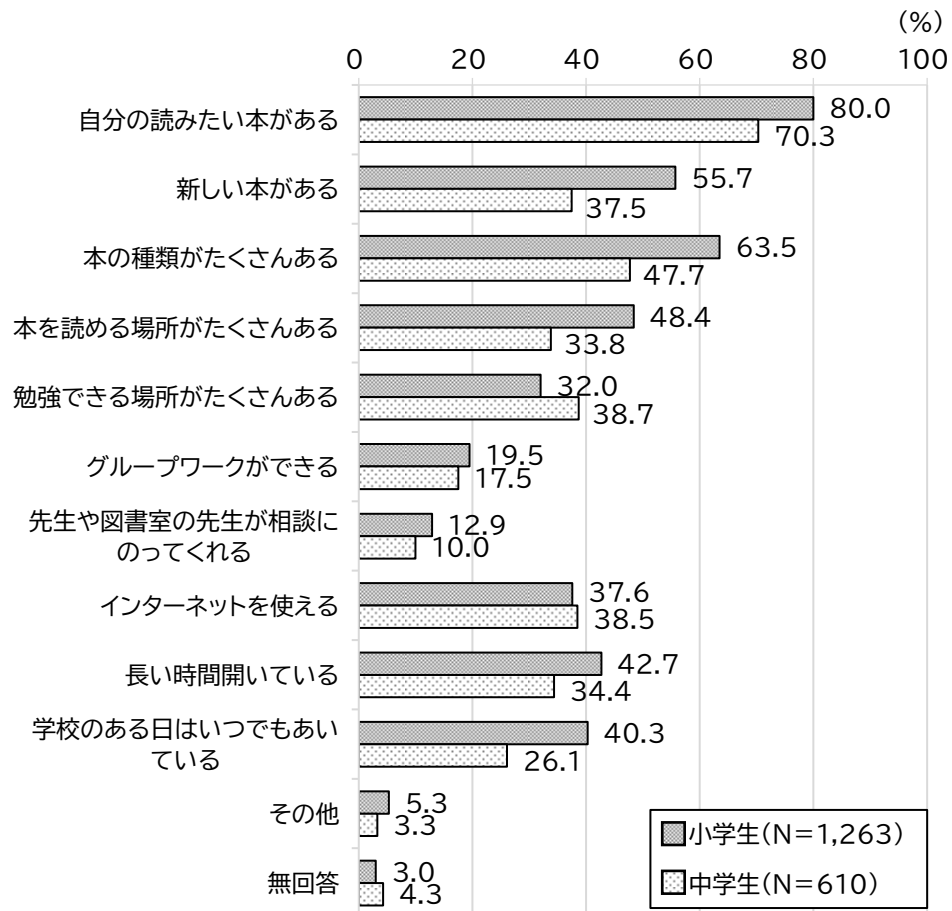
出典：令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査

区立小・中学校の蔵書数

No.	学校名	令和4年度末 蔵書数 (A)	令和4年度 学級数 (特別支援学級※含)	図書標準 (B)	充足率 (A/B)
1	御成門小学校	11,609	15	9,160	1.267
2	芝小学校	12,647	15	9,160	1.381
3	赤羽小学校	11,437	17	9,960	1.148
4	芝浦小学校	17,143	30	12,760	1.343
5	芝浜小学校	10,712	13	8,360	1.281
6	御田小学校	11,520	14	8,760	1.315
7	高輪台小学校	15,805	23	11,360	1.391
8	白金小学校	17,611	23	11,360	1.550
9	港南小学校	15,737	43	14,320	1.099
10	麻布小学校	10,032	12	7,960	1.260
11	南山小学校	9,789	10	7,000	1.398
12	本村小学校	11,657	14	8,760	1.331
13	筈小学校	14,715	17	9,960	1.477
14	東町小学校	11,764	15	9,160	1.284
15	赤坂小学校	11,110	18	10,360	1.072
16	青山小学校	10,792	11	7,480	1.443
17	青南小学校	13,094	21	10,960	1.195
18	御成門中学校	12,803	8	8,480	1.510
19	三田中学校	12,419	9	9,040	1.374
20	高松中学校	20,526	10	9,600	2.138
21	港南中学校	11,934	13	11,200	1.066
22	六本木中学校	9,693	9	9,040	1.072
23	高陵中学校	11,466	8	8,480	1.352
24	赤坂中学校	10,310	6	7,360	1.401
25	青山中学校	11,389	8	8,480	1.343
26	白金の丘学園	24,769	小 23/中 6	18,720	1.323
27	お台場学園	20,745	小 13/中 5	15,080	1.376

出典：港区

「どんな学校図書館だったらよいと思うか」(児童・生徒)



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

③健やかな体の育成

スポーツ庁の「令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和元（2019）年度調査から継続して小・中学生の男女ともに体力合計点が低下し、令和4（2022）年度は過去最低の数値でした。低下の主な要因としては、1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合は増加しているものの、以前の水準には至っていないことや、肥満である児童生徒の増加、さらに朝食欠食、睡眠不足、映像の視聴時間増加などの生活習慣の変化のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク着用中の激しい運動の自粛なども考えられます。また、テレビ、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間は、小中学生ともに女子よりも男子の方が長時間となる傾向がみられます。平日1日当たりの映像視聴時間が長時間になると体力合計点が低下する傾向があります。

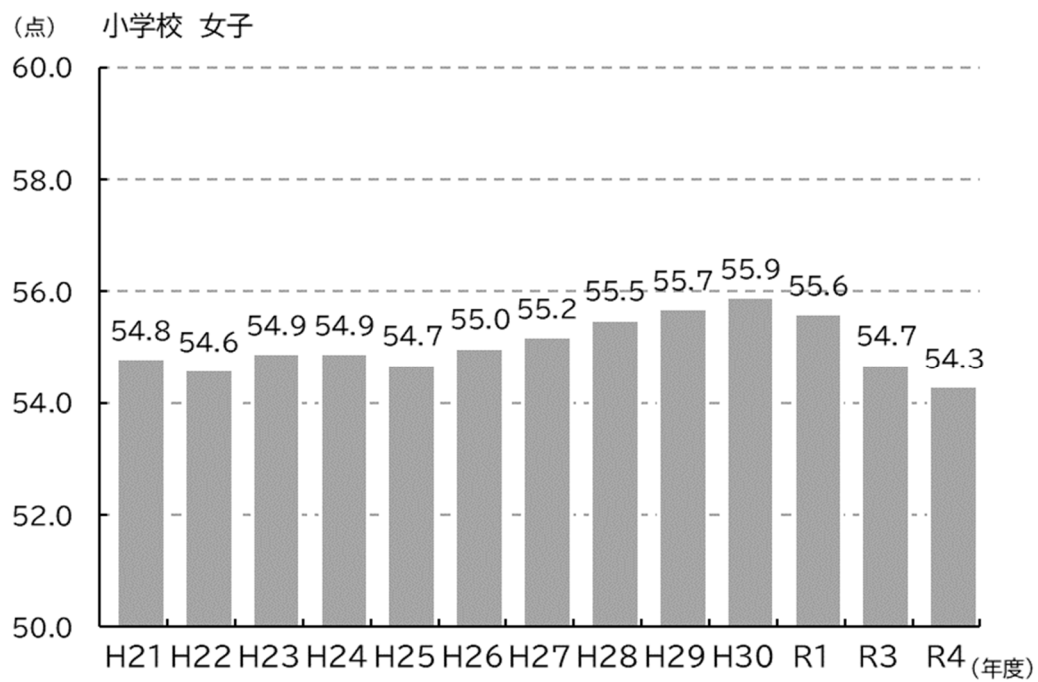
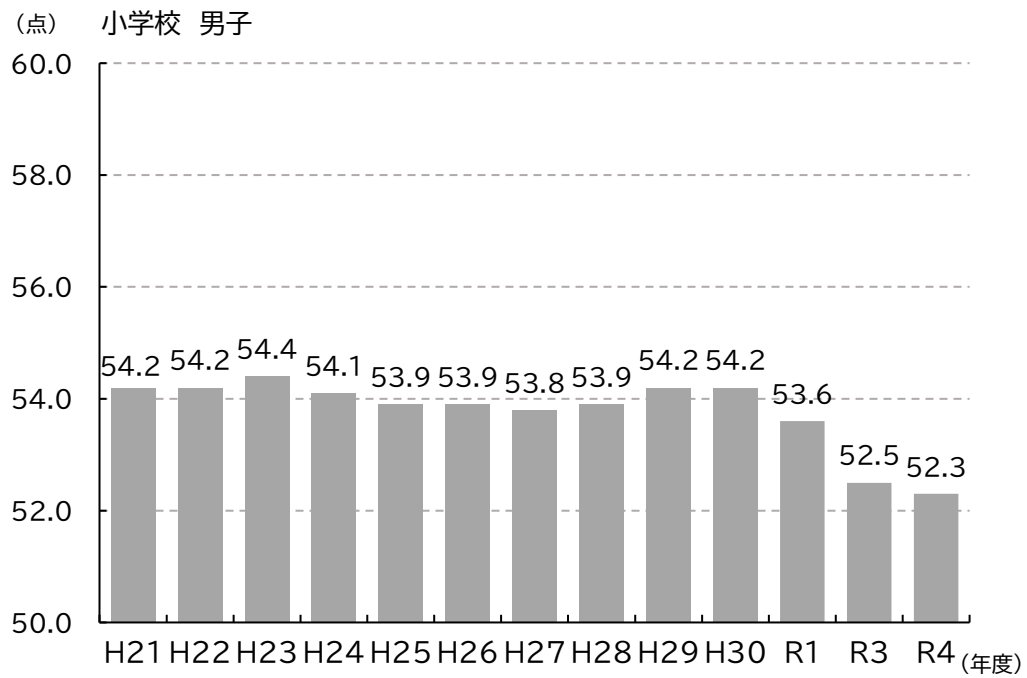
区立小・中学校と東京都で体力合計点を比較すると、小学生では男女ともに全学年で上回っていますが、中学生では男女ともにほとんどの学年で下回っています。

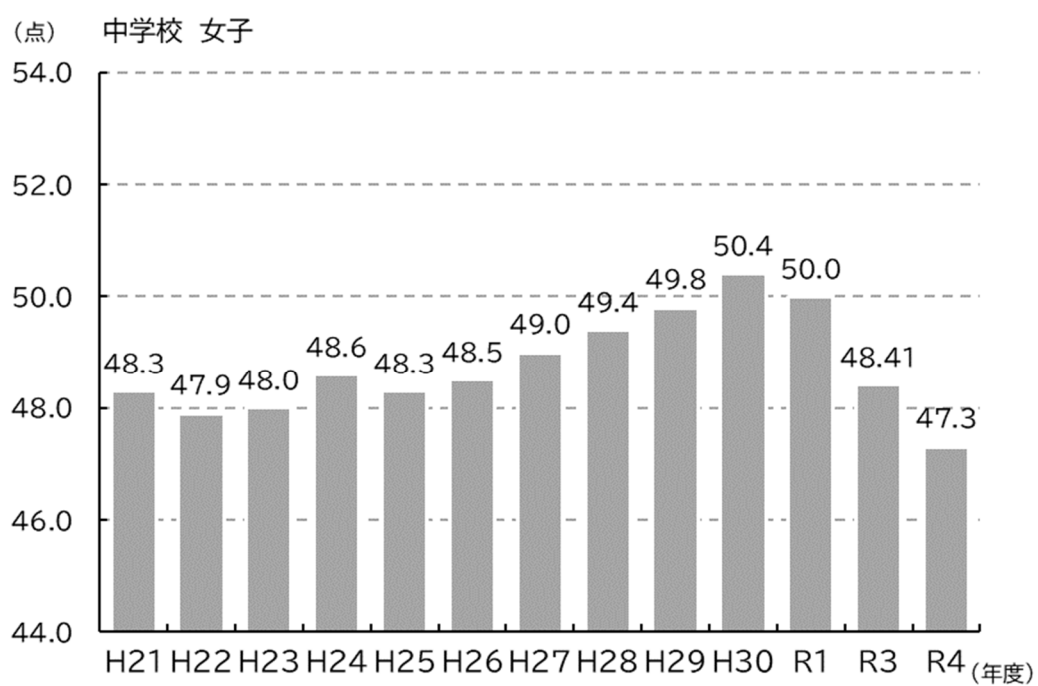
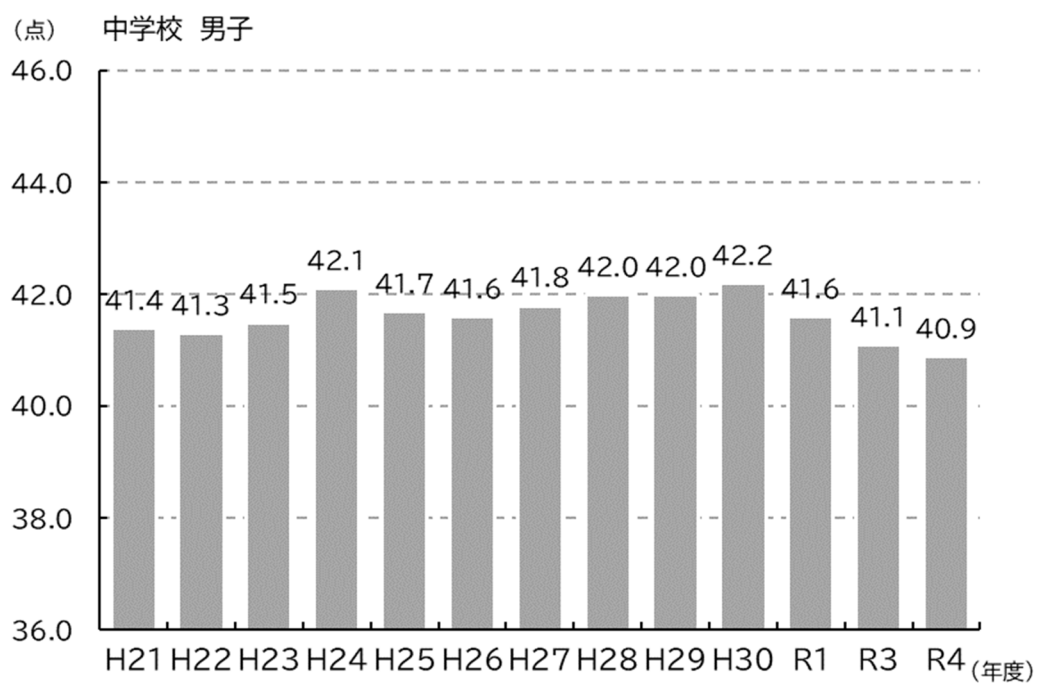
令和4（2022）年度に実施した子ども向けアンケート調査では、運動やスポーツをすることが好きかという問いについて、小学生は6割以上が好きと回答しているのに対し、中学生では6割未満となっています。

生涯にわたって運動に親しみ、多様なスポーツを楽しむためには、幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身につけ、健康や体力を保持・増進していくための態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて、基礎体力を十分に高めていくことが重要です。幼児期には、多様な動きを獲得していくために、1日60分以上を目途に運動の時間を確保することや、多様な運動遊びに取り組むことが求められています。また、小・中学生では、成長過程を理解し、発達段階に合わせた運動を行うことにより、体力を向上させていくことが求められています。

体育の授業改善・充実はもとより、日常から運動に親しむ環境づくりを行うことにより、幼児・児童・生徒の身体活動量を増やし、人間の活動の源となる体力を向上していく必要があります。

体力合計点の推移





出典：令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査
 （令和2（2020）年度はコロナ禍のためデータなし）

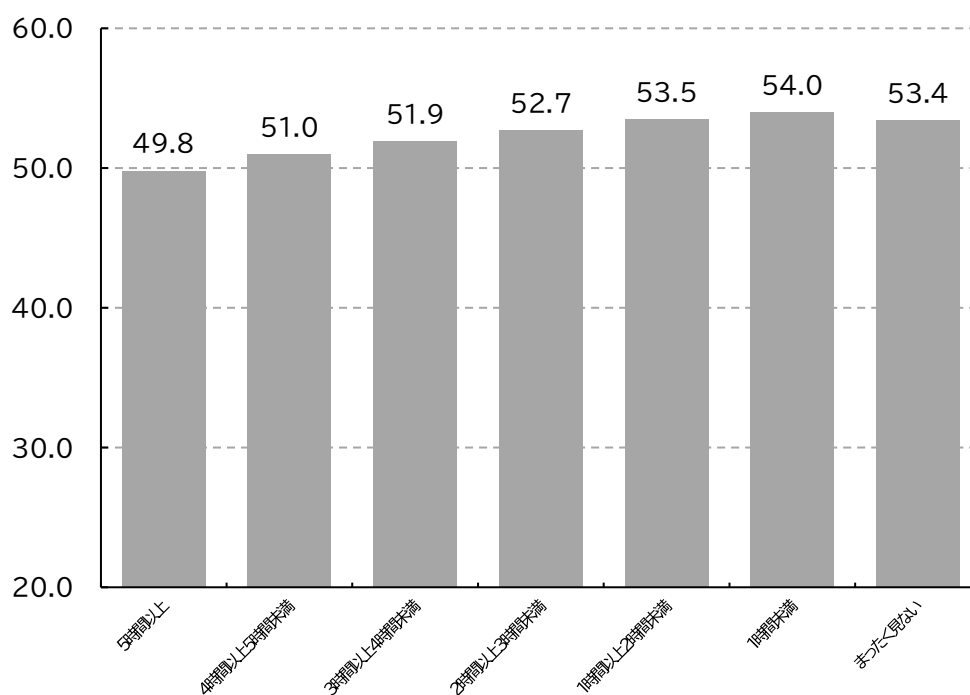
映像の視聴時間別児童生徒割合

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
5時間以上	16.9%	12.6%	16.6%	14.8%
4時間以上5時間未満	10.2%	9.4%	11.7%	11.3%
3時間以上4時間未満	13.8%	12.5%	18.4%	18.1%
2時間以上3時間未満	20.9%	19.4%	26.2%	25.9%
1時間以上2時間未満	23.5%	24.7%	20.9%	21.7%
1時間未満	12.8%	18.6%	5.5%	7.4%
まったく見ない	2.0%	2.7%	0.7%	0.6%

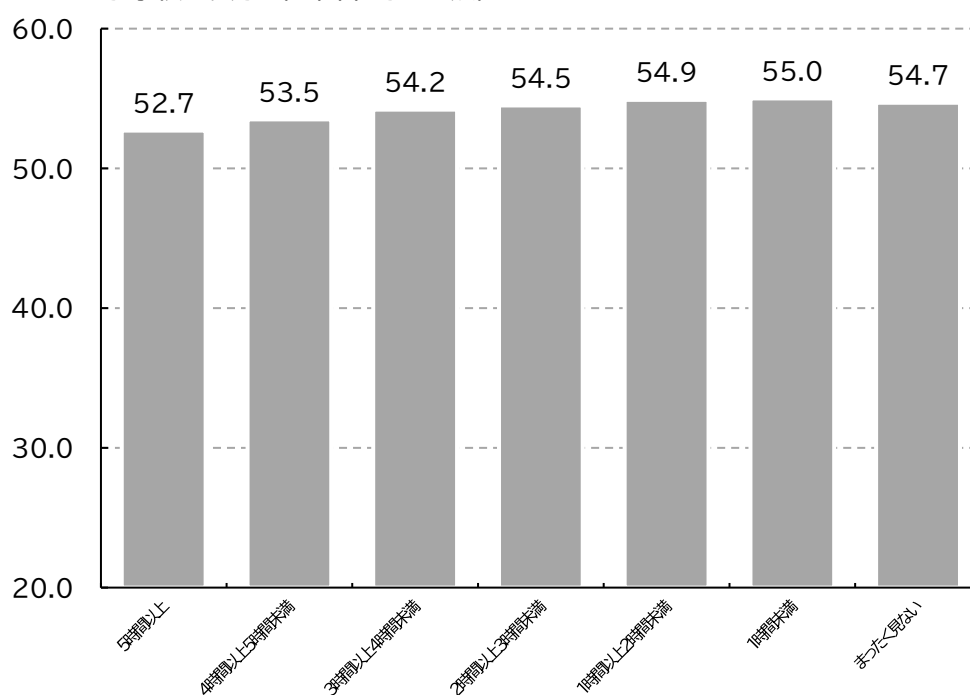
出典：令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

映像の視聴時間別体力合計点

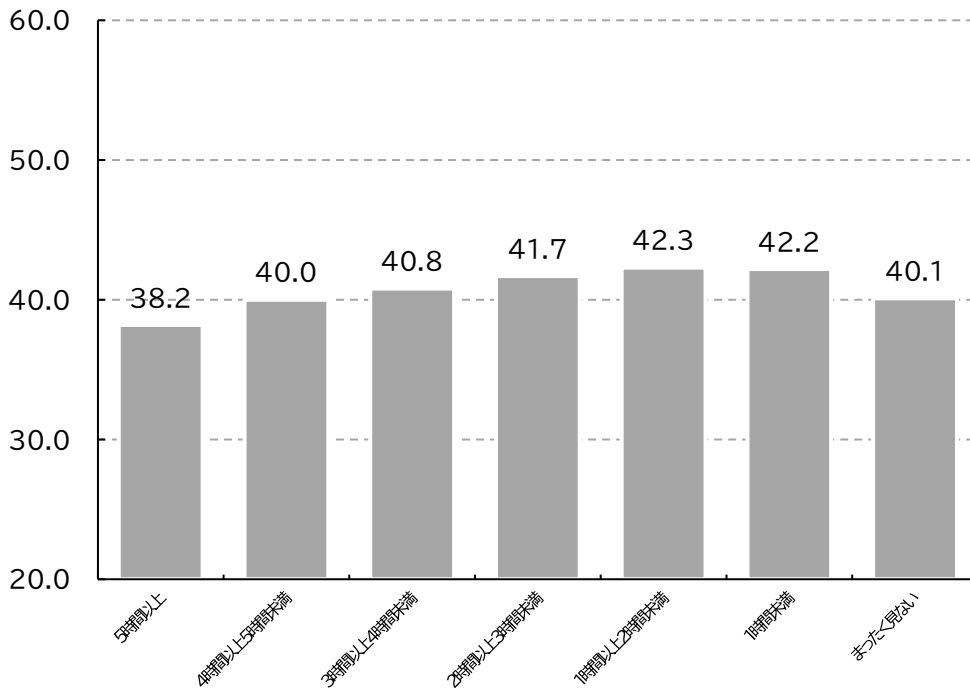
(点) 小学校 男子 (全国平均52.3点)



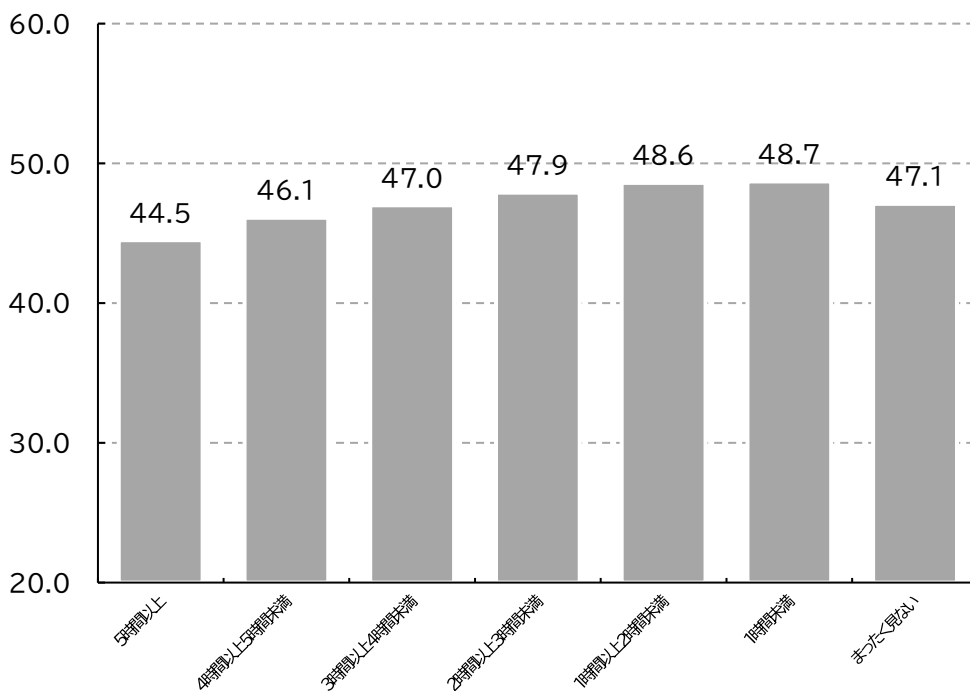
(点) 小学校 女子 (全国平均54.3点)



(点) 中学校 男子 (全国平均40.9点)



(点) 中学校 女子 (全国平均47.3点)



出典：令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果概況

R 4 男子			身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャ トルラン (折り返 し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投 げ (m)	体 力 合計点
小学 校	5年	全 国	139.5	35.5	16.2	18.9	33.8	40.4	－	45.9	9.5	150.9	20.3	52.3
		東京都	140.0	35.5	16.4	19.2	35.0	40.5	－	45.9	9.4	150.4	19.9	52.6
		港 区	140.2	34.4	16.4	19.1	34.7	42.8	－	45.5	9.2	154.6	19.8	54.0
中学 校	2年	全 国	161.1	50.5	29.0	25.6	43.8	51.0	410.9	77.7	8.1	196.8	20.2	40.9
		東京都	161.2	50.6	28.9	25.6	42.7	50.8	414.6	76.3	8.1	195.6	20.1	40.1
		港 区	162.8	49.5	30.1	25.4	42.4	51.5	401.7	77.2	8.0	199.0	20.7	40.6

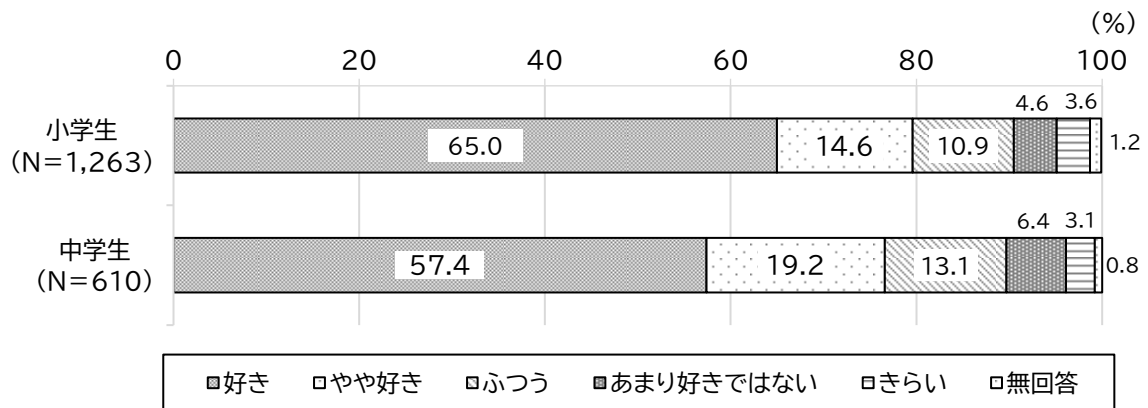
※ ・・・港区の平均値が、東京都の平均を上回っているもの

R 4 女子			身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャ トルラン (折り返 し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投 げ (m)	体 力 合計点
小学 校	5年	全 国	141.3	35.4	16.1	18.0	38.2	38.7	－	37.0	9.7	144.6	13.2	54.3
		東京都	141.6	35.2	16.2	18.3	39.2	38.7	－	35.6	9.6	144.2	12.5	54.4
		港 区	142.3	34.9	16.0	18.6	40.3	41.1	－	35.8	9.5	149.7	11.7	55.8
中学 校	2年	全 国	154.9	47.1	23.2	21.6	46.1	45.8	304.0	51.3	9.0	166.9	12.4	47.3
		東京都	155.4	47.2	22.9	21.9	45.1	45.6	305.3	50.4	8.9	166.3	12.2	46.6
		港 区	156.0	46.6	23.4	21.1	46.1	45.6	298.5	50.4	8.9	168.8	12.0	46.7

※ ・・・港区の平均値が、東京都の平均を上回っているもの

出典：令和4（2022）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

「運動やスポーツをすることが好きか」（児童・生徒）



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

④インクルーシブ教育※の推進

通常の学級に在籍している、知的に遅れのない発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒のために、学習支援員※を配置し、個別に学習支援を行っています。区の人口の増加傾向に伴い、こうした学習支援の需要も高まっています。学習支援員※の配置だけでは、十分な指導効果が期待できない発達障害等のある児童・生徒に対しては、落ち着いた環境の中で個別指導を受けることのできる特別支援教室※を小・中学校全 29 校に設置し、特性に応じた専門的な指導を受けることができるようにしています。

知的障害等のある児童・生徒のためには、小・中学校に特別支援学級※を設置し、児童・生徒一人ひとりの障害の特性や状態、発達の状況に応じた教育を展開しています。

これまでの学習支援員※による支援や特別支援教室※の運用等の取組の効果を検証し、個々の特性に応じた支援を一層充実させるため、学習支援員※の配置や支援内容の充実を図る必要があります。

そのため、特別支援学級※においては、通常の学級と交流をもち、共同で学ぶ機会を計画的に設定することが求められるとともに、地域共生社会※の実現に向けて、副籍制度※の充実による交流活動の推進などをとおして、インクルーシブ教育※の考え方を通常の学級の児童・生徒にも広く伝えるなど、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

特別支援教育に関する取組実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
区立小・中学校での学習支援員※を配置した時間数	小・中学校 合計	55,625.5	61,621	60,492
副籍制度※の活用による交流活動を実施した児童・生徒数	児童数	40	48	32
	生徒数	9	16	10
区立小学校における特別支援教室※巡回指導教員数	正規配置 教員数	48	54	44

出典：港区

(1) の課 題

区立小・中学校におけるいじめの発生率は全国と比較して低い数字を維持しているものの、さらなるいじめの発生防止と解消に向け「徳」を重視した教育が求められています。

「全国学力・学習状況調査」によると、中学校英語の標準偏差の値が国語、数学より大きくなっており、個に応じた習熟度別指導の充実が求められています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、小・中学生の男女ともに体力合計点が低下傾向にあり、発達段階に合わせた運動を行うことによって、コロナ禍等によって低下した子どもたちの体力を向上させていくことが求められています。

インクルーシブ教育※の考え方について、幼児・児童・生徒及びその保護者の理解を深めるとともに、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

（２）未来を切り拓いて生き抜く力の育成

①未来を創造する力の育成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業が長期間にわたり続いた小・中学校において、ＩＣＴを活用して全ての子どもたちの学びを保障する環境を緊急に実現する必要があることから、国が掲げるＧＩＧＡスクール構想※の実現に向け、４年かけて整備する予定であったタブレット端末約 11,000 台分を、予定を前倒して令和 2（2020）年度中に整備しました。端末の整備だけでなく、臨時休業中の学習を保障するオンライン学習のほか、端末を自宅に持ち帰っての家庭学習を充実させています。さらに、電子黒板※などのＩＣＴ機器の活用や校内の通信ネットワークの強化にも引き続き取り組み、これからの時代にふさわしい教員の授業改善を進めていく必要があります。

令和 4（2022）年度に実施した子ども向けアンケート調査では、体験活動のうち屋外でするものについて「しなかった」と回答した割合が高くなっていました。

区は、令和 2（2020）年度に港区立みなと科学館を開設し、大型映像装置を使った体験型の展示コーナー、普段の学校の授業では実施が難しい科学実験や、楽しく学べる実験・工作のワークショップを展開する実験室等の設備を設置しました。2 階にはプラネタリウムホールも完備し、美しい星空と臨場感あふれる視聴覚体験が、高い学習効果と、星空や宇宙開発等への関心を喚起します。また、併設の気象科学館（気象庁）では、自然や気象現象をとおして防災・減災について学ぶことができます。これらを活用し、理数教育※を含めた体験活動の充実を一層推進していく必要があります。



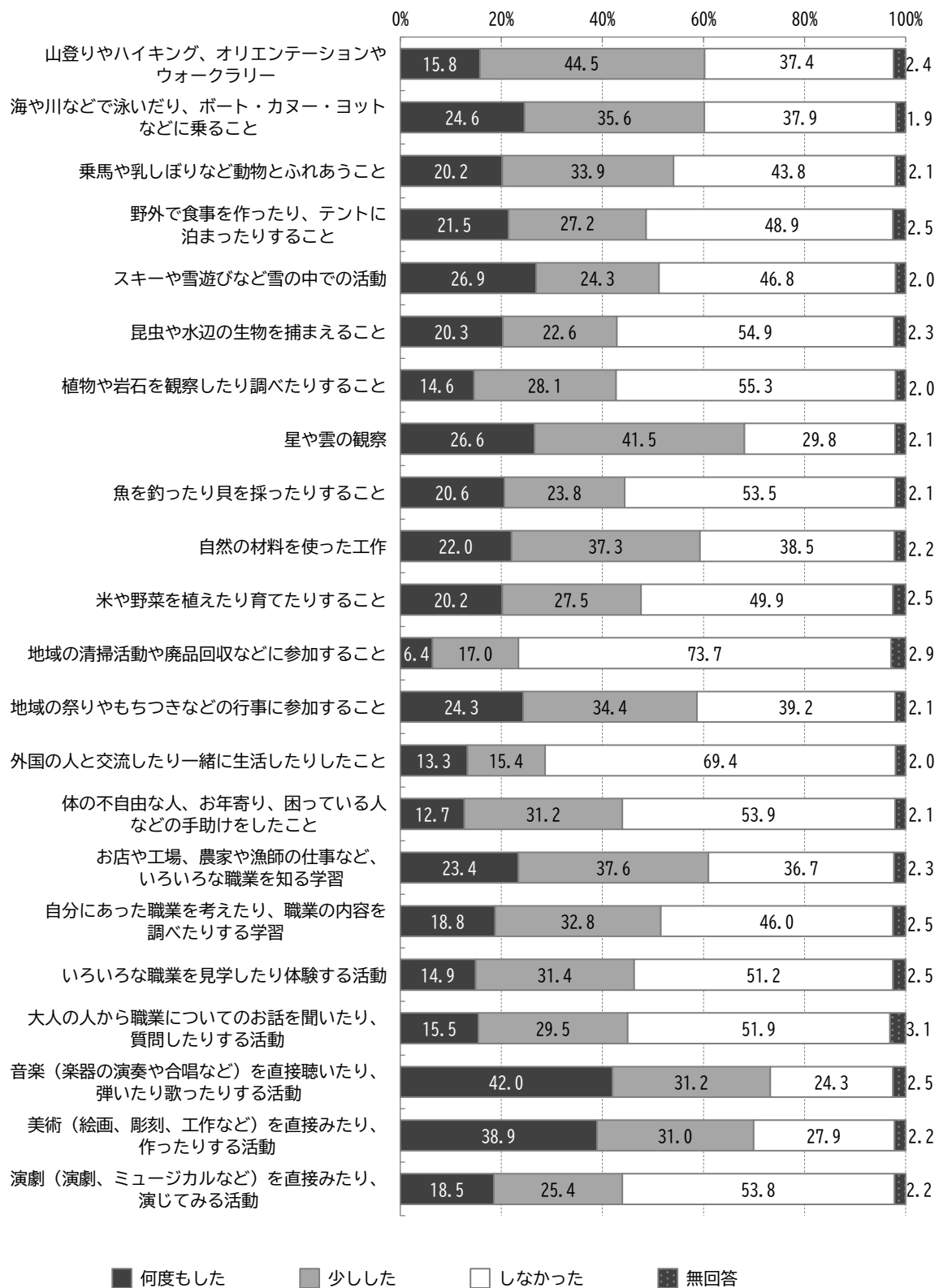
港区立みなと科学館（１階常設展示）



港区立みなと科学館（プラネタリウム）

過去1年間の体験活動状況（小学生）

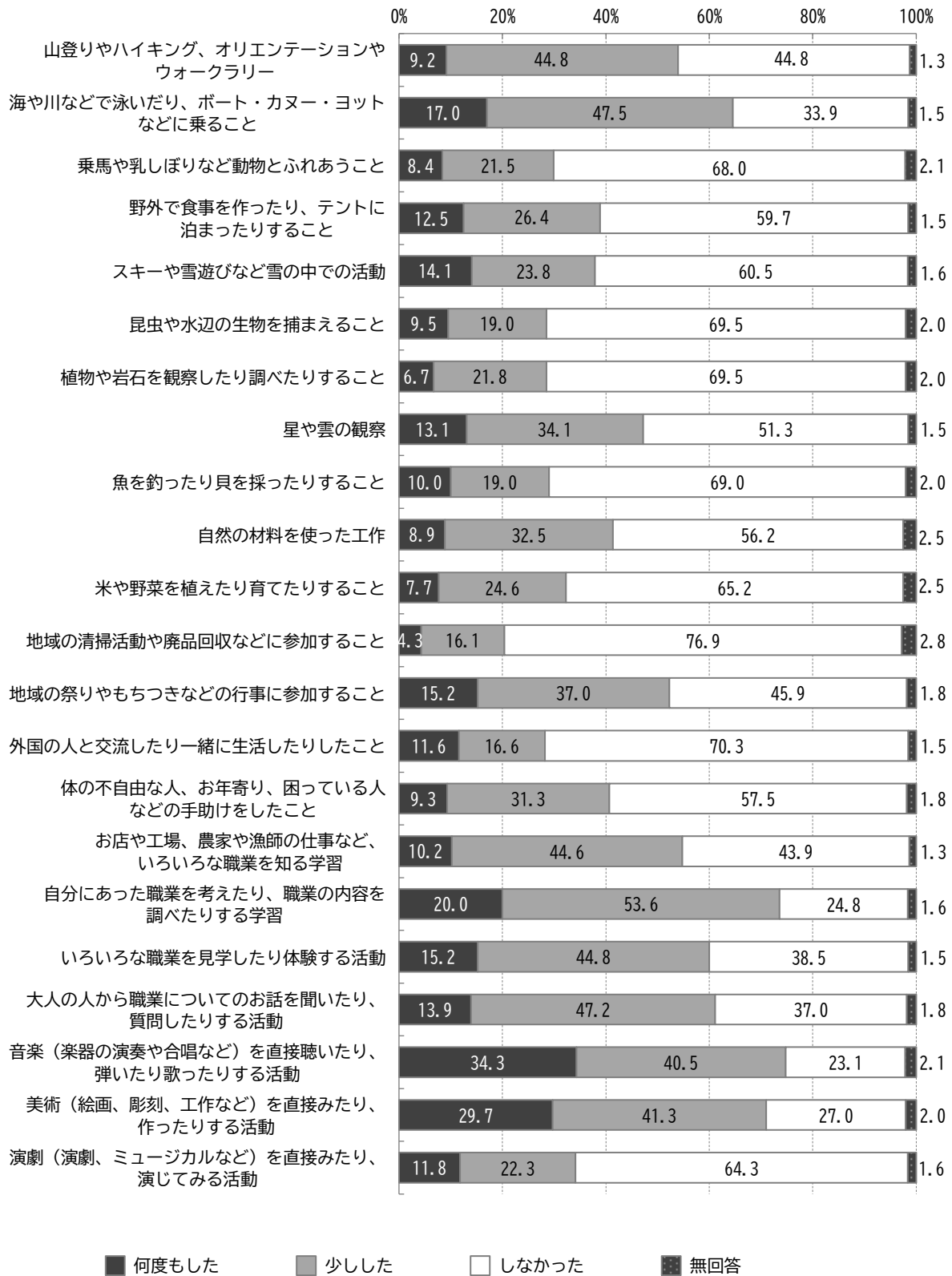
(n=1,263)



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

過去1年間の体験活動状況（中学生）

（n=610）



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

②幼・小中一貫教育の推進

学校段階間の接続の強化をめざし、「小1問題※」「中1ギャップ※」による子どもや保護者の不安を解消するとともに、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育むことを目的として、幼・小中一貫教育を推進しています。

平成22（2010）年4月、区内初の小中一貫教育校お台場学園の開校後、区立中学校通学区域を単位とする研究グループをアカデミー※と称し、アカデミー※ごとに地域の特色を踏まえた教育活動や各幼稚園、小・中学校の交流、「小学校入学前教育カリキュラム※」「MINATOカリキュラム※」を活用した指導方法等の研究を行っています。

平成27（2015）年4月、区内2校目となる小中一貫教育校白金の丘学園の開校に合わせ、全アカデミー※で幼・小中一貫教育を開始しています。また、令和5（2023）年度には、赤坂小学校と赤坂中学校の小中一貫教育校を開設しました。これを踏まえて、アカデミー※ごとに教育ビジョンとめざす子ども像を掲げるとともに、1年ごとの達成目標を示した上で具体的な教育活動を展開するほか、3年から5年後の達成目標について示すことで、中・長期的な展望に立った「学校（幼稚園）づくり」についての段階的なビジョンを明確にすることができます。

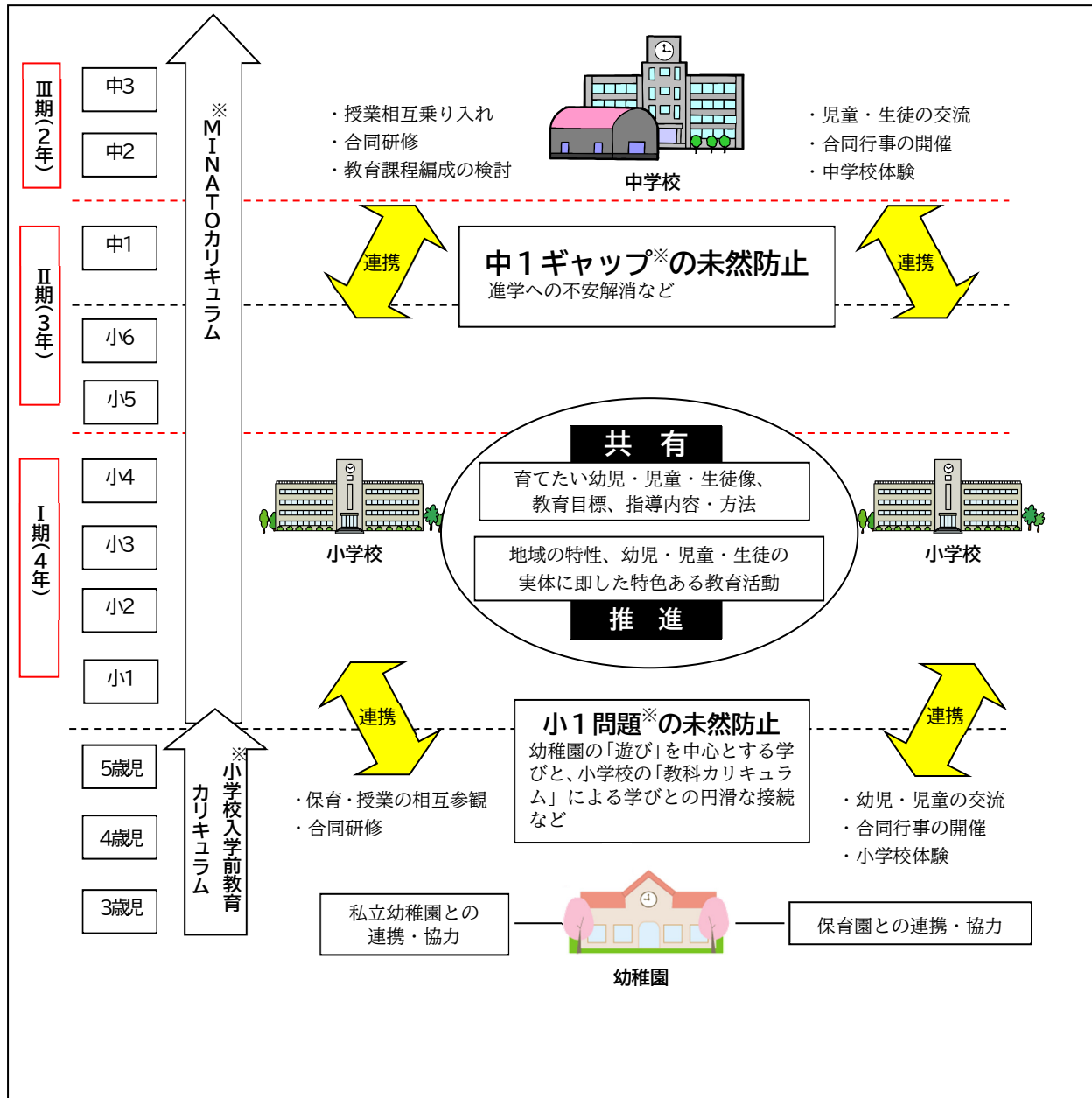
今後は、各幼稚園、小・中学校が、アカデミー※のめざす子ども像の実現に向け、各校種の指導内容を見直し、計画的に発達段階に応じた指導を充実させることが必要です。

また、各アカデミー※の特色ある教育の取組状況等を踏まえ、幼・小中一貫教育の成果を検証します。さらに教育要領や学習指導要領の改訂の趣旨を取り入れ、「小学校入学前教育カリキュラム※」や「MINATOカリキュラム※」の内容の見直し、他地区における義務教育学校等の事例を参考とした研究を進め、幼・小中一貫教育のさらなる充実・発展を図る必要があります。

区立幼稚園修了児及び小学校卒業生の進路状況についての経年変化では、幼稚園から区立小学校へ入学する割合は、9割を下回り、減少傾向がみられます。区立小学校から区立中学校に入学する割合は5割を下回り、やや減少傾向がうかがえます。

港区の幼・小中一貫教育のイメージ

幼児期の教育（3年間）から、小・中学校の義務教育（9年間）までの連続した12年間を見通した指導方針のもとで、子どもたちを育みます。



令和4（2022）年度区立幼稚園修了児及び区立小学校卒業生の進路状況について

【幼稚園】

(令和5年3月31日現在)

進 路 先			平成30年度 (%)		令和元年度 (%)		令和2年度 (%)		令和3年度 (%)		令和4年度 (%)	
国 立			1.0%		0.0%		0.2%		0.3%		1.3%	
公立 小学校	区 内	学区内	70.0%	92.3%	70.9%	90.5%	68.9%	89.0%	65.4%	88.2%	62.1%	84.7%
		学区外	22.3%		19.6%		20.1%		22.8%		22.6%	
	区 外		1.0%		1.9%		3.5%		2.9%		2.7%	
私立（自宅から通学）			2.4%		3.5%		3.3%		5.5%		4.6%	
特別支援学校			0.0%	3.4%	0.3%	4.1%	0.2%	4.0%	0.3%	3.1%	0.3%	6.7%
その他（他県・外国等）			3.4%		3.8%		3.7%		2.9%		6.5%	

【小学校】

(令和5年3月31日現在)

進路先			平成30年度（％）		令和元年度（％）		令和2年度（％）		令和3年度（％）		令和4年度（％）	
国 立			0.7%		1.5%		0.8%		1.0%		1.3%	
公立 中学校	区 内	学区域内	30.1%	49.5%	30.1%	48.6%	35.6%	49.3%	32.6%	47.3%	32.6%	47.3%
		学区域外	19.4%		18.5%		13.7%		14.8%		14.7%	
	区 外		2.3%		2.1%		1.6%		2.1%		1.8%	
私立（自宅から通学）			40.9%		40.8%		43.8%		39.5%		42.0%	
都立中学校			1.2%	6.6%	1.2%	7.0%	0.5%	4.5%	0.8%	10.1%	0.8%	7.5%
特別支援学校			0.1%		0.1%		0.2%		0.0%		0.2%	
その他（他県・外国等）			5.3%		5.7%		3.8%		9.3%		6.5%	

アカデミー	御成門	三田	高松	港南	白金の丘	六本木	高陵	赤坂	青山	お台場
学区域内	34.5%	36.2%	36.0%	25.9%	47.8%	42.1%	33.5%	46.3%	23.4%	47.8%

出典：港区

③地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進

区では、区立幼稚園、小・中学校における防災教育として、各総合支所、消防署、防災協議会等との連携により、総合防災教室を行い、各幼稚園、小・中学校が地域の実態や環境に合わせて、幼児・児童・生徒が学ぶ内容を考え、実践しています。

総合防災教室では、煙ハウスや起震車などを使った災害時の避難方法の体験、学校が避難所になったときのことを想定した、組み立て式のトイレや体育館のブース、発電機付きの街灯等の設営など体験をととした訓練を行っています。

実際に災害等が発生した場合を想定し、自助・共助・公助の意識付けを徹底していくことが課題です。

引き続き、大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。

環境教育※としては、地域への愛着や親近感の醸成、コミュニティの形成を図るため、地域住民及び専門家の方々と連携し、地域の課題に向き合う取組を行っています。具体例として、お台場学園港陽小学校においては、小学校5年生の総合的な学習の授業で、お台場の海苔の歴史と海苔の安全性を学ぶとともに「海苔の育成」を行っています。また、青南小学校では、校内につくられたビオトープを観察することで、普段触れることが少ない自然を身近に感じるとともに、児童が自然を愛し、自然を守る精神を育てています。

SDGs※（持続可能な開発目標）の推進に向けた考え方として、世界的な持続可能な社会づくりのため、様々な地域課題を「自分ごと」として捉えることが大切とされています。様々な地域課題に対して、子どもたちが、自ら生活する地域において体験し、活動できるような機会を充実していくことが重要です。

④相談体制の充実

区では、教育センターを中心として、様々な教育相談体制を整えています。来所相談や電話相談では小学校入学前から高等学校卒業までの幼児・児童・生徒及びその保護者を対象に教育相談を行っています。

また、各幼稚園、小・中学校にスクールカウンセラー※を週1～2回派遣し、幼稚園の保護者の相談や、いつでも児童・生徒がカウンセラーに相談できるような体制を整えています。特に小学校4、5年生、中学校1、2年生に対しては、全員面接でカウンセラーとのつながりをつくり、児童・生徒がカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめ等をはじめとする問題行動の未然防止等を図っています。

さらに、教育相談に関する理論、幼児・児童・生徒理解の方法等について、資質向上を図ることを目的として、教員向け教育相談研修も実施しています。

令和4（2022）年度に実施した子ども向けアンケート調査では、「悩んでいることや困っていることはあるか」という問いに対して「受験のこと」と回答する児童・生徒が最も多いことから、進路指導や相談機能を周知していくことが課題です。

引き続き、相談機能のさらなる充実や、教育相談に関わる機関が連携して子どもたちを支援する仕組みづくりが求められています。

令和4（2022）年度 教育相談・内容別件数（来所）

年齢段階 区分	件数 (件)	延べ回数 (回)	学校種別（回）				
			幼	小低	小高	中	高以上
知能・学業	6	25	0	18	1	6	0
進路・適正	1	3	0	0	0	3	0
性格・行動	70	1,111	42	302	343	340	84
精神・身体	93	1,080	111	304	356	208	101
その他	80	1,449	99	408	491	268	183
合 計	250	3,668	252	1,032	1,191	825	368

出典：港区

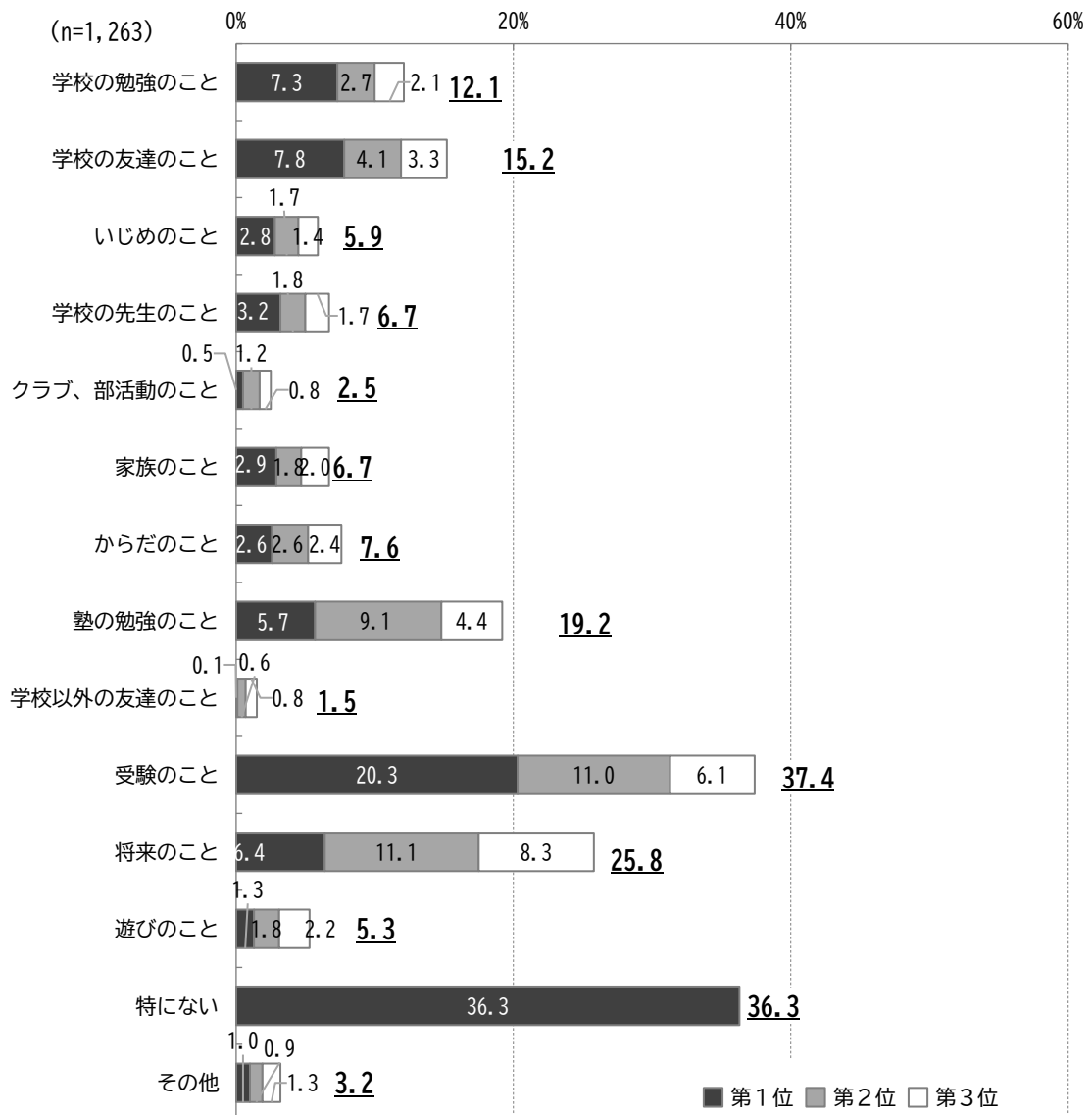
令和4（2022）年度 教育相談・内容別件数（電話）

年齢段階 区分	未就学・ 幼稚園	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生 以上	合計
知能・学業	2	10	4	8	0	24
進路・適正	4	0	5	0	0	9
性格・行動	17	27	76	48	8	176
精神・身体	7	3	4	2	2	18
その他	4	2	4	3	2	15
合 計	34	42	93	61	12	242

出典：港区

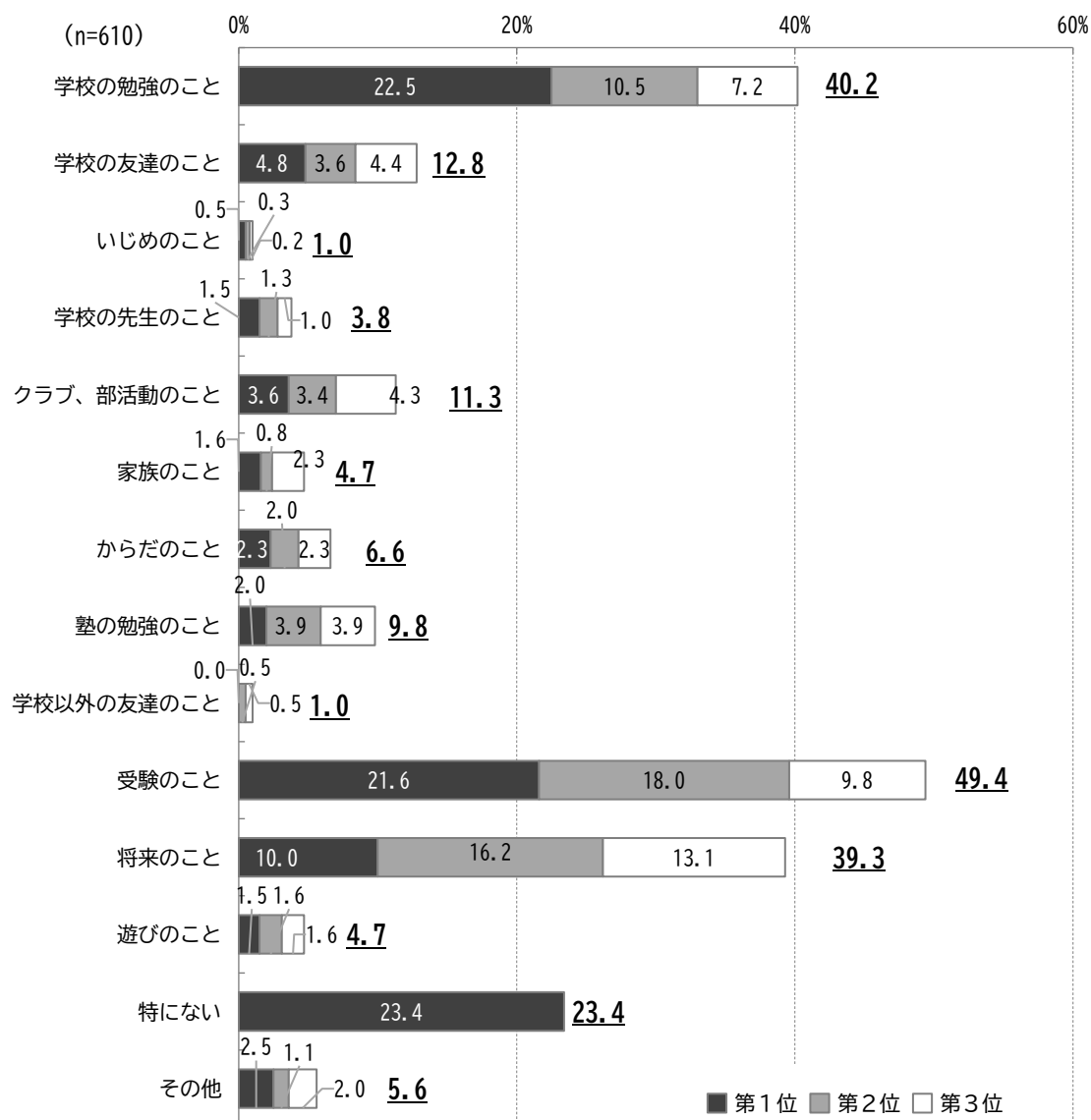
悩んでいることや困っていることがあるか（児童・生徒）

【小学生】



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

【中学生】



出典：港区の教育についてのアンケート調査（子ども向け）

(2) の課 題

コロナ禍を契機に整備が進んだタブレット端末や通信ネットワーク強化などICTの活用や、みなと科学館を活用した理数教育※など、学びの充実が求められています。

幼・小中一貫教育に向けたさらなる指導の充実・発展が必要です。

環境問題や防災など、様々な地域課題について、子どもたちが体験し、「自分ごと」として捉える機会を充実させることが重要です。

子どもたちが抱える様々な悩みに対して、多様な方法で対応できる環境を整えていく必要があります。

(3) 地域社会と連携した教育の推進

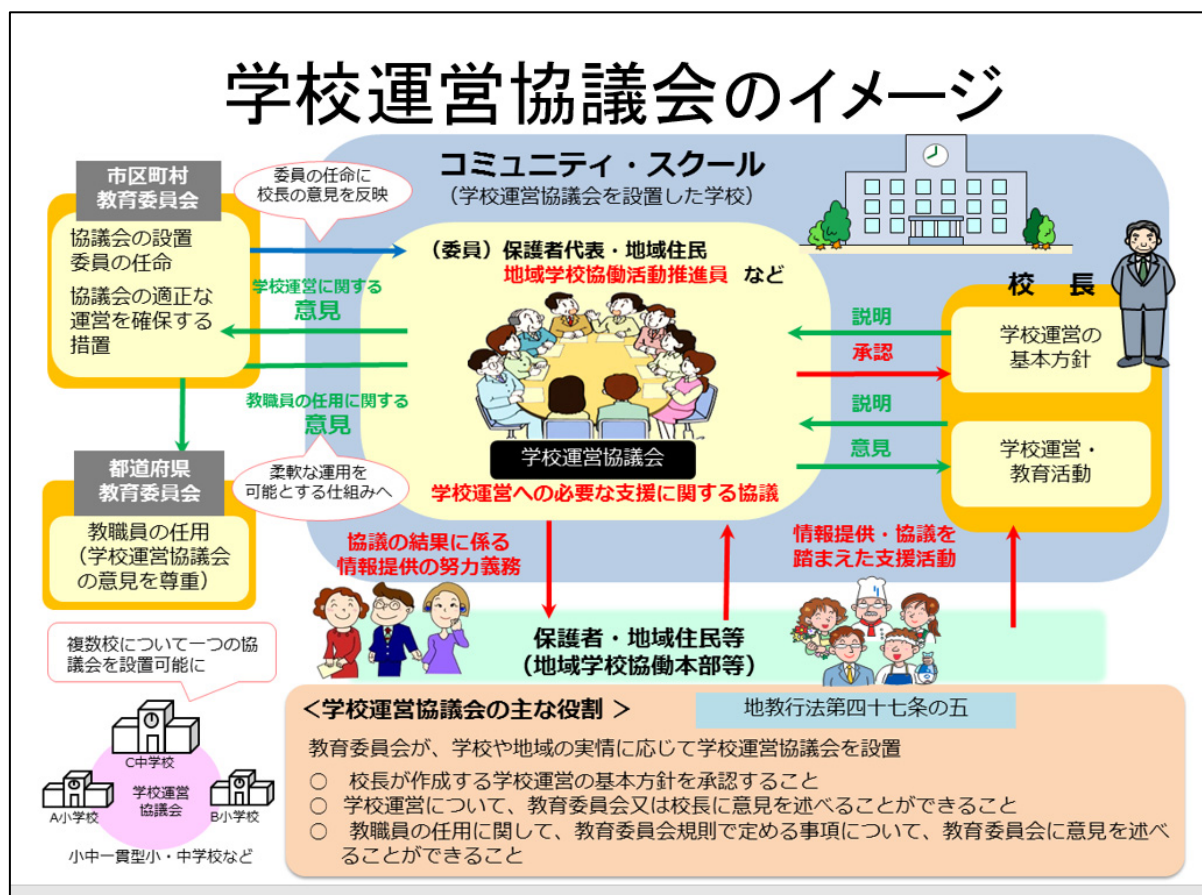
①様々な団体との協働・連携による教育の推進

学校運営協議会※制度とは、学校と保護者や地域の人々が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）に基づく制度です。校長がリーダーシップとマネジメント能力を発揮して学校経営を行うとともに、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することをねらいとしています。

コミュニティ・スクールを充実させ、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を実現させることが重要です。課題としては、制度の周知が十分でないことです。そのために学校運営協議会※の設置をより一層推進していくとともに各学校及び地域に周知していく必要があります。

また、新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、「より良い学校をとおしてより良い社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが期待されています。

また、企業や大学、NPO等の団体、大使館など、港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びの機会を創出していくことが期待されています。



②国際社会に対応する教育の推進

令和4（2022）年度に実施した保護者向けアンケート調査で、「国際感覚を持った子どもを育てるために大切なこと」という質問に対して、「語学力・コミュニケーション能力」と答える割合が最も多くなっています。

区では、小学校での「国際科[※]」、中学校での「英語科国際[※]」の授業や異文化体験授業等を実施し、国際人育成に向けた取組を行っています。また、東町小学校及び南山小学校に開設したイングリッシュサポートコース（E S C）[※]では、外国人児童への英語による学習支援に加え、日本人及び外国人双方の児童にとって充実した国際理解教育を推進しています。

日本語指導を必要としている外国人児童・生徒等に対しては、滞在期間や日本語習得状況等に応じて、筈小学校、麻布小学校及び六本木中学校に開設している日本語学級での日本語指導や、各学校への日本語適応指導員[※]の派遣による日本語指導を展開しています。

自分の思いや考えを自ら発信し、積極的に外国人と意見を交換できるようなコミュニケーション能力も重要です。とりわけ中学校では、外国人へ話しかける機会を多く設定するとともに、話してみたいという意欲をさらに引き出す指導の工夫・充実が求められています。

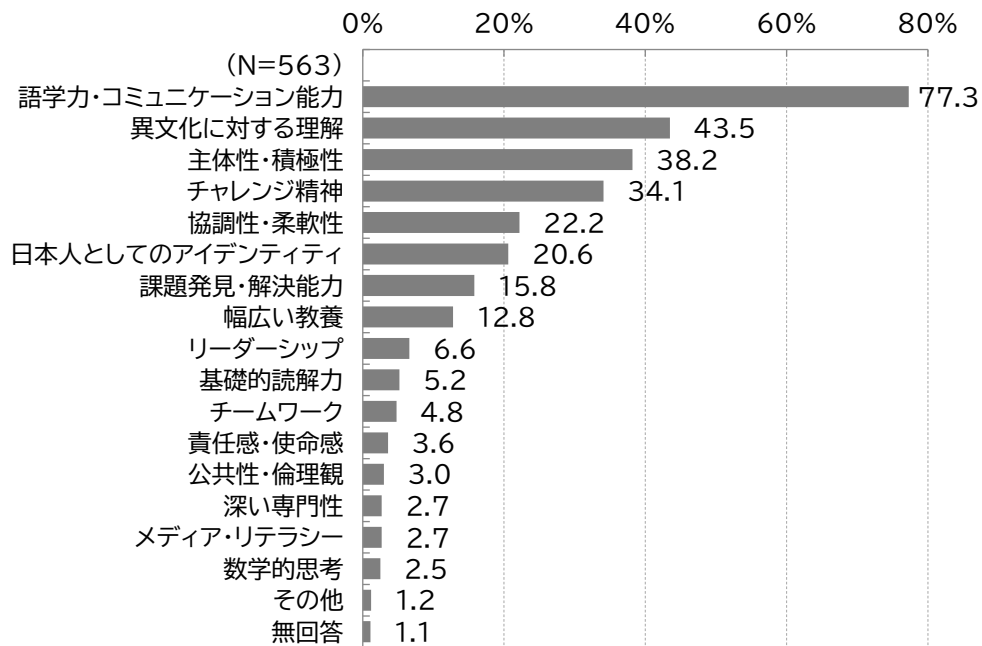
今後、「国際科[※]」「英語科国際[※]」、小・中学生海外派遣等の効果検証を行い、港区の国際人育成事業の一層の充実を図るとともに、学校や保護者の意見を踏まえたイングリッシュサポートコース（E S C）[※]の運営を継続していくことが必要です。

また、日本語指導が必要な児童・生徒が年々増加していることを踏まえ、日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要となっています。

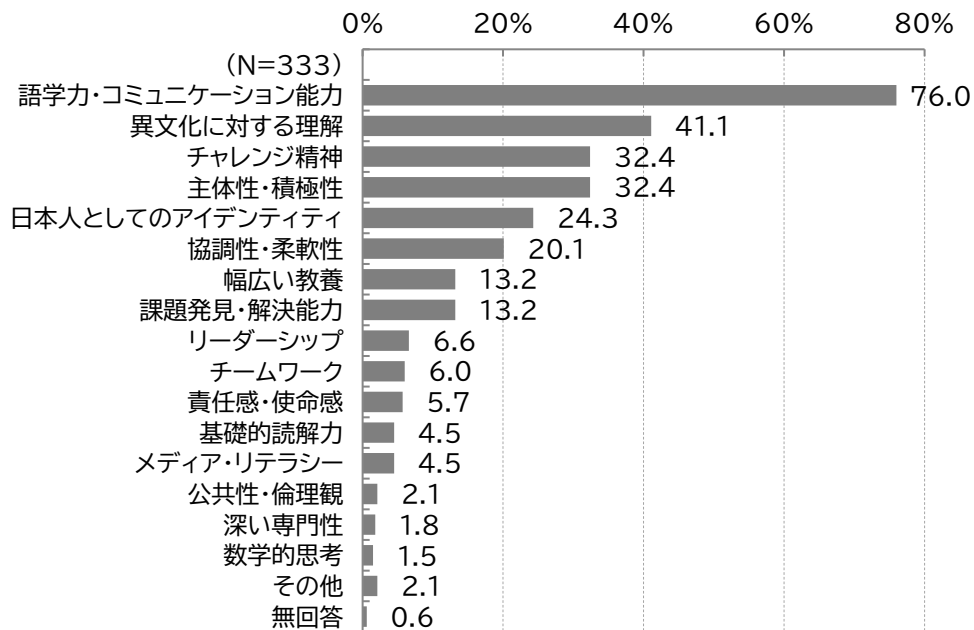
ほとんどの区立幼稚園には、外国人の幼児や異なる文化的背景をもつ幼児が在籍しています。言葉による意思疎通や幼稚園生活におけるきまりや約束等の理解が十分でない場合があり、各園で個別の配慮、対応をしています。外国人の幼児も保護者も、安心して幼稚園生活が送れるよう、サポート体制の構築が必要となっています。

国際感覚を持った子どもを育てるために大切なこと（保護者）

【6～11 歳保護者】



【12～14 歳保護者】



出典：港区学校教育推進計画改定に向けたアンケート調査（保護者向け）

英語が楽しい、好きだと思う児童・生徒の割合（小学校6年生、中学校3年生）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
英語が楽しい、好きだと思う児童・生徒の割合	80%	81%	81%

出典：英語教育児童・生徒状況調査

(3) の課 題

引き続きコミュニティ・スクールを充実させるとともに、企業や大学、NPO等の団体など様々な団体との協働・連携により、学校・家庭・地域社会が一体となって、より良い教育を推進していくことが重要です。

日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要です。

グローバル化のさらなる進展などを踏まえ、語学力とともに、コミュニケーション能力、異文化に対する理解が求められています。

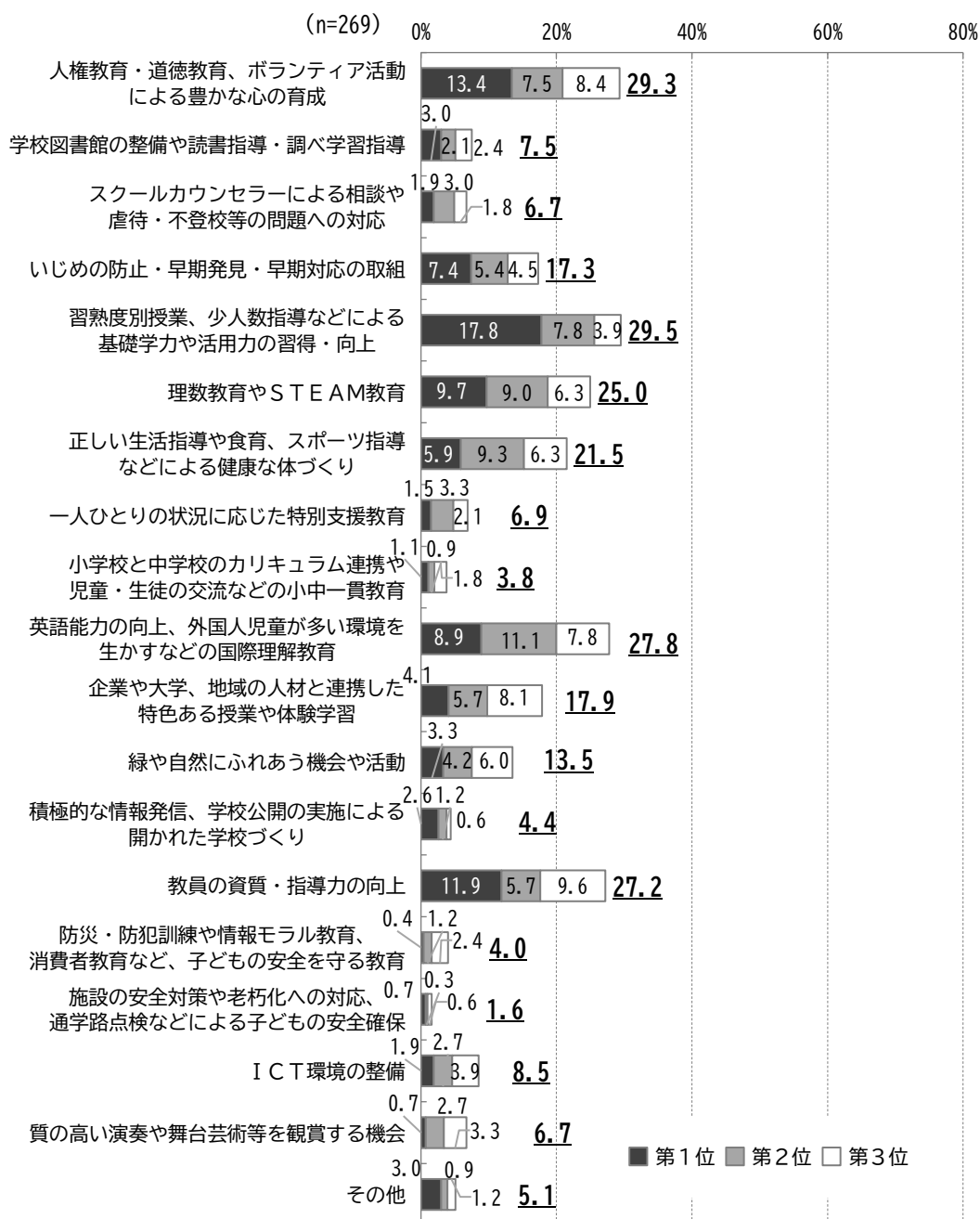
(4) 学びを支える教育環境の整備

①学校の教育力の向上

令和4（2022）年度に実施した保護者向けアンケート調査の結果、今後、区立小・中学校に充実を希望することは何かという問いに対し、「習熟度別授業、少人数指導などによる基礎学力や活用力の習得・向上」という回答が上位となっています。基礎学力や活用力を習得・向上させるためには、学校の教育力を高めていくことが求められます。教員研修等の充実とともに、校内の事務分担や会議のあり方をはじめとした校務の見直しや、ICTの活用、教員の勤務時間外の保護者等からの問合せ対応、部活動の指導等における負担の軽減を図り、教員が教育活動に専念できる時間を確保することが必要です。

また、学校全体としての教育力の向上のため、専門的な人材との連携をさらに進めるとともに、これまで以上に家庭や地域との連携を深め、地域が一体となって子どもを育む環境づくりが求められています。

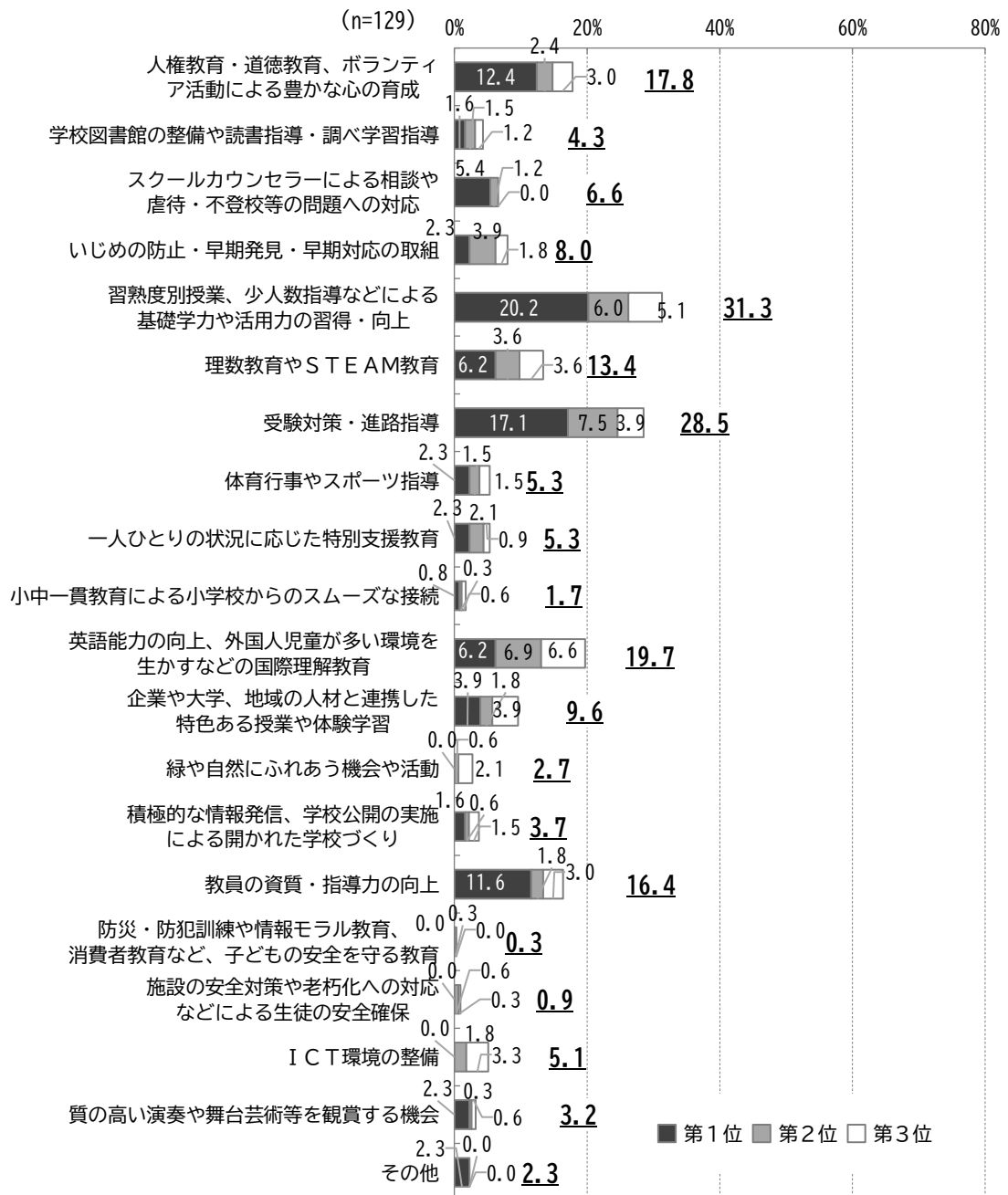
今後、区立小学校に充実を希望すること 【6～11歳保護者】



出典：港区学校教育推進計画改定に向けたアンケート調査（保護者向け）

今後、区立中学校に充実を希望すること

【12～14 歳保護者】



出典：港区学校教育推進計画改定に向けたアンケート調査（保護者向け）

②安全・安心で魅力ある教育環境の整備

全国的に人口が減少傾向にある中、区の人口は令和2（2020）年6月以降に一時減少傾向となったものの、令和4（2022）年2月からは再び増加に転じています。

年少人口は令和16（2034）年まで増加し続ける見込みであり、幼児・児童・生徒数の増加に対応した学校施設の整備、教育の質の確保・向上、放課後や登下校などを含めた学校生活における安全・安心対策の充実が必要です。より良い学習環境の提供や防災対策の観点から各学校の施設の環境改善を実施していく必要があります。

区は、令和4（2022）年4月に芝浜小学校を新設し、令和4（2022）年9月に中之町幼稚園・赤坂中学校の新園舎・新校舎が完成、令和5（2023）年4月に赤羽小学校の新校舎が完成し、赤坂小学校と赤坂中学校の小中一貫教育校「赤坂学園」が開校しました。

また、国の少人数学級による教育の実現に向けた取組の動向を注視し、その対応に向け検討していく必要があります。

（4）の課題

学校の教育力を向上させるためには、教員への研修などを充実させるとともに、負担軽減を図り、教育活動に専念できる時間を確保する必要があります。

児童・生徒数の増加に対応するとともに、学校生活における安全・安心対策の充実が必要です。

第 3 章

学校教育の推進



港区学校教育推進計画とSDGs※の関係

SDGs※（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール（下図参照）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

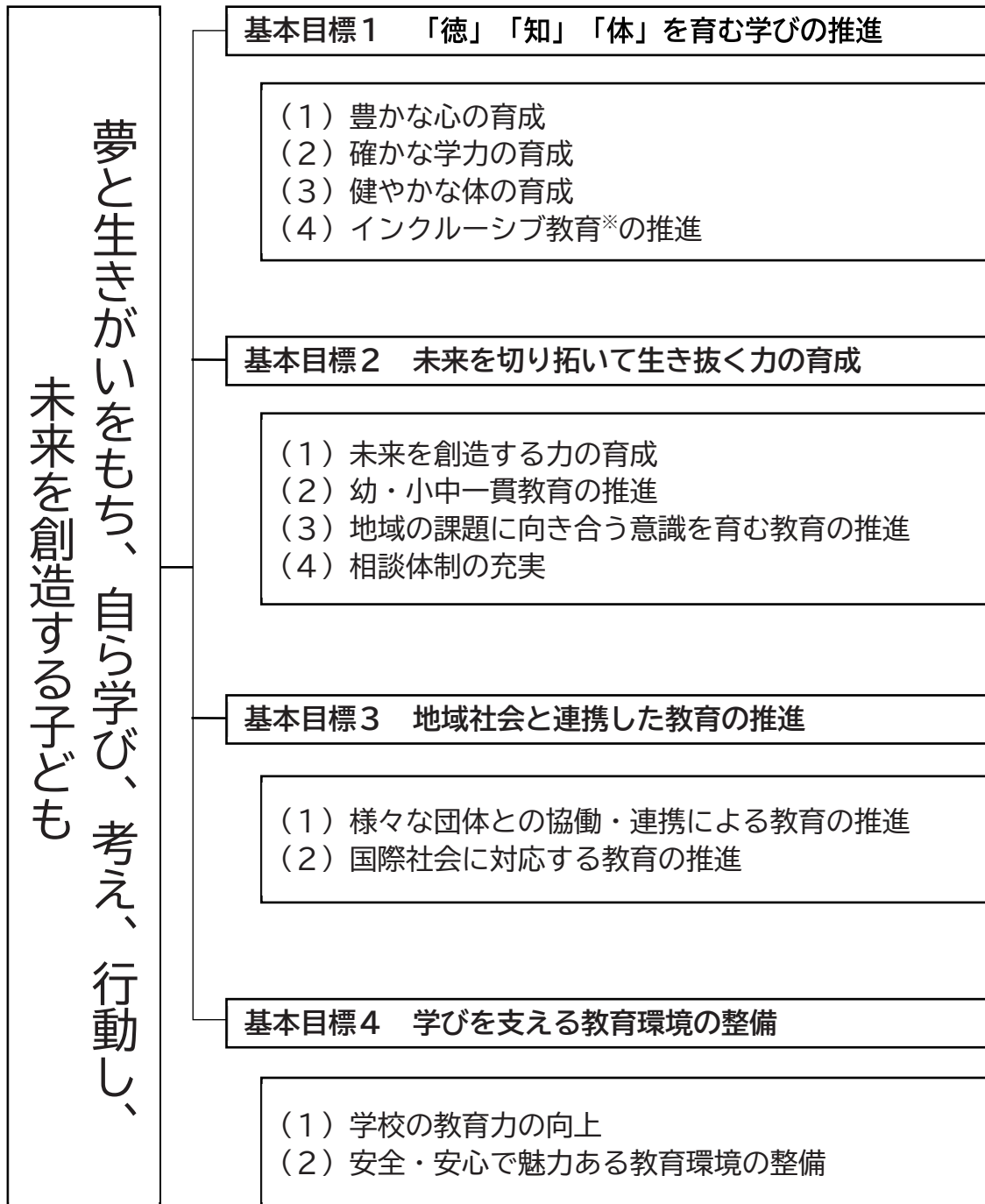
SDGs※が掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGs※が掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区学校教育推進計画において、施策体系の大きな柱である基本目標や施策とSDGs※との関連を明らかにし、SDGs※の目標を踏まえて学校教育に関する事業を推進していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

計画の全体像

第1章で示した「めざすべき姿」を実現するため、同章「改定の方向性」及び第2章「現状と課題」を踏まえ、次のとおり、計画を展開します。



めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、四つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

拡充・・・内容を充実する事業（前期計画から引き続き展開する事業のうち、新たな取組を実施するものを含む。）

重点・・・重点的に取り組む事業（取組目標と成果指標の年次計画を明示）

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進			
施策	事業	区分	掲載ページ
(1) 豊かな心の育成	① 人権教育の推進		67
	② 道徳教育の推進		68
	③ いじめ防止推進事業の充実	重点	68
	④ 芸術鑑賞機会の充実		70
(2) 確かな学力の育成	① 基礎学力・活用力の習得	拡充/重点	71
	② きめ細かな指導の充実		72
	③ 学校図書館の充実	重点	72
(3) 健やかな体の育成	① 健康な体づくり	重点	73
	② 食育の推進		74
	③ スポーツを楽しむ心の育成		74
(4) インクルーシブ教育※の推進	① 特別支援教育の充実	重点	75
	② 特別支援教育体制の整備	拡充/重点	76
基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成			
施策	事業	区分	掲載ページ
(1) 未来を創造する力の育成	① ICTを活用した学びの充実	拡充/重点	78
	② 理数教育※やSTEAM教育※の推進	重点	82
	③ 体験学習の充実		83
(2) 幼・小中一貫教育の推進	① 幼・小中一貫教育の推進	重点	84
	② 小学校入学前教育の充実		85
(3) 地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進	① 環境教育※の充実	重点	86
	② 郷土への愛着の醸成		87
(4) 相談体制の充実	① 相談機能の充実	重点	88
	② 不登校対策の推進	拡充	89

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進			
施策	事業	区分	掲載ページ
(1) 様々な団体との協働・連携による教育の推進	① 地域とともにある学校づくり		91
	② コミュニティ・スクールの推進	重点	91
	③ 地域学校協働活動推進事業の推進		92
	④ 様々な団体との協働・連携		92
(2) 国際社会に対応する教育の推進	① 国際理解教育の充実	拡充/重点	93
	② グローバル化への対応	拡充	95
基本目標4 学びを支える教育環境の整備			
施策	事業	区分	掲載ページ
(1) 学校の教育力の向上	① 教員の指導力向上	重点	97
	② 教員の負担軽減の推進	拡充/重点	98
(2) 安全・安心で魅力ある教育環境の整備	① 学校施設の充実		100
	② 安全・安心な教育環境の整備	拡充	101
	③ 防災等の安全に関わる教育の推進		101
	④ 学びの未来応援施策の推進		102

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組み、いじめや差別をしない規範意識を身につけ、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育を推進します。

学校司書※及び学校図書館支援員を活用し、学校図書館機能の充実を図り、本をとおして人生を豊かにしようとする態度を育成します。

基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組み、港区の特性を生かした授業を展開し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育みます。

プログラミング教育※を推進し、物事を順序立て、試行錯誤して解決する力を育成します。

子どもたち一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援するため、食育や保健教育のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身につけるための教育に取り組みます。

個に応じた教育を充実させるとともに、障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分にあった配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育※の理念に沿った環境整備を進めます。

■SDGsとの関係



基本目標1において拡充／重点として位置付ける事業

- ・ いじめ防止推進事業の充実（重点）
- ・ 基礎学力・活用力の習得（拡充／重点）
- ・ 学校図書館の充実（重点）
- ・ 健康な体づくり（重点）
- ・ 特別支援教育の充実（重点）
- ・ 特別支援教育体制の整備（拡充／重点）

施策（1）豊かな心の育成

■SDGsとの関係：



学習指導要領の改訂により、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使いたいじめや誹謗中傷など、情報通信技術の進展とともにいじめの様態が変化しており、発見や対応の難しさが指摘されています。

「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の示す「徳」「知」「体」を育む学びを踏まえ、「徳」の育成を最も重要な教育のひとつと捉え、偏見や差別を許さない意識と行動力を身につける人権教育や、思いやりや他者との絆を大切に、協調性や助け合う心の育成などの道徳教育を推進し、子どもたちの豊かな心を育みます。

① 人権教育の推進

【教育指導担当】

- 各幼稚園、小・中学校で策定した全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体をととして、組織的・計画的に人権教育を推進します。
- 様々な教員研修において人権尊重教育推進校の優れた実践を共有する機会を設定し、各学校の取組に生かすなど、教育活動の充実を図り、あらゆる偏見や差別が起これよう、子どもたちの人権意識を高めます。
- 全ての教職員が、人権感覚を磨くとともに様々な人権課題についての理解と認識を深め、幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて、関連的・系統的な指導を展開します。
「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、「子ども」「障害者」「同和問題」「外国人」「インターネットによる人権侵害」「性自認・性的指向」等の人権課題について、人権教育研修会や職層に応じた研修を実施します。

コラム

人権教育研修会



教育委員会では、あらゆる偏見や差別が起これよう、教員に対して、社会情勢等を踏まえた人権に関するテーマを設定した年3回の人権教育研修会を実施しています。令和4（2022）年度は、性の多様性について考えるセミナーや、食肉市場の歴史的背景を学ぶ講義、東京都人権プラザの紹介を実施しました。

引き続き、研修の質を向上させ、教職員の理解増進を図ります。

② 道徳教育の推進

【教育指導担当】

- 平成 30（2018）年度から道徳が「特別の教科」となり、令和元（2019）年度に港区副読本「ふるさと～みなと～」を発刊しました。令和 3（2021）年度より、同副読本を電子化し、学習者用タブレット端末で、いつでも、どこでも閲覧できるようにし、一層の活用を進めています。今後、教科書及び副読本の活用、学校・家庭・地域の連携による道徳授業地区公開講座※の工夫・改善など、各幼稚園、小・中学校における道徳教育のさらなる充実をめざします。
- 道徳教育推進教師※を対象とした研修を強化し、道徳教育推進教師※の資質の向上とともに学校の道徳授業の質的改善を図ります。
- 各幼稚園、小・中学校の特色を生かし、地域の人材や企業などの資源を活用した授業を継続的に展開することで、協調性や社会性を養うとともに、地域社会の一員として主体的に活動できる幼児・児童・生徒を育成します。
- 道徳教育や道徳的な実践の場である特別活動を中心として、集団活動の充実を図り、自他ともに人格を尊重する意識を醸成することで、自己肯定感を高めます。

③ いじめ防止推進事業の充実

重点

【障害者福祉課、健康推進課、子ども若者支援課、人権・男女平等参画担当、教育指導担当】

- 子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づく「港区いじめ問題対策連絡協議会」等の関連組織を活用し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 各小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定するほか、弁護士や民生・児童委員等を招いて年 2 回「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめにおける状況、今後の方向性等について話し合い、いじめ防止のための対策を推進します。
- 6 月、11 月、2 月をふれあい（いじめ防止強化）月間とし、各学校がいじめ、不登校等の状況について総点検を行い、道徳や特別活動での授業や標語作成等によるいじめ未然防止に取り組みます。期間中は各学校の壁面等に横断幕を掲げ、いじめ未然防止の取組期間であることを区民に周知します。
- 児童・生徒が個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童・生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得るとともに、それらの情報をもとに、よりよい学級集団づくりに活用し、授業改善を図るために、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童・生徒を対象に、オンラインを活用し心理検査（WEBQU）※を行います。
- いじめに関係した児童・生徒の心をケアするため、スクールカウンセラー※による教育相談や教育センター相談員※による相談体制の整備を推進します。

- 港区子ども家庭支援センターは、要保護児童対策地域協議会※の調整機関として、関係機関と連携し、ネットワークを構築することにより、支援対象児童等の早期発見や迅速かつ適切な保護及び支援を行います。また、子どもの権利についての啓発やいじめ・児童虐待防止キャンペーンの実施、みなと子ども相談ねっとなどの相談体制の充実を図り、いじめ・児童虐待防止を図る取組を推進します。
- 子ども若者支援課において、児童・生徒のいじめ未然防止をはじめ、健全育成につながる取組を推進するために、港区青少年健全育成活動方針を策定します。
- 人権・男女平等参画担当において、児童・生徒がいつでも相談できる体制を整えるために、東京法務局から送付される子ども人権SOSミニレターを各小・中学校に常設します。
- 健康推進課において、区民にいじめ未然防止の意識を啓発するために、思春期ころのケアネットワーク会議（精神保健福祉連絡検討委員会）等を開催します。
- 障害者福祉課において、障害者への偏見や差別解消及びいじめ未然防止に向け、障害者週間記念事業、障害者週間ポスター原画作品展の実施や、差別解消法啓発マンガの配布などを行い、心のバリアフリーを推進します。

		現状	後期3年間			
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
取組 目標	いじめ防止推進事業の推進	改善施策の 実施	改善施策の 実施	改善施策の 実施	改善施策の 実施	
成果 指標	港区独自の調査による いじめ解消率 (年度末時点の「(解消件 数/認知件数)×100」)	小: 53% 中: 88%	小: 59% 中: 89%	小: 65% 中: 90%	小: 72% 中: 91%	

【参考】

いじめの解消については、次の二つの条件を満たしていることを含め、学校いじめ対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とします。
- ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

④ 芸術鑑賞機会の充実

【教育指導担当】

- 小学校5年生、中学校3年生をそれぞれ対象とした、サントリーホールで実施する音楽鑑賞教室など、幼児・児童・生徒が質の高い演奏や舞台芸術を身近に鑑賞する機会を提供します。
- 芸術家による優れた演奏や表現を通じて、幼児・児童・生徒が、芸術文化を味わう楽しさや喜びを感じることができる機会を充実します。
- 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせてテーマを設定し、大学や企業等との連携により、様々な観点から子どもの感性と情操を育む教育を推進します。

関連計画

港区男女平等参画行動計画	①・③
港区子ども・子育て支援事業計画	③
港区文化芸術振興プラン	④

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（2）確かな学力の育成

■SDGsとの関係：



政治、経済、社会、文化など、あらゆる領域で新しい知識、情報、技術が重要となる「知識基盤社会」で活躍できる人材の育成が求められています。高度な知的社会に対応できる子どもを育むため、学習習慣の定着と基礎的・基本的学力、活用力の習得を図ります。

子どもの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学習に取り組む姿勢を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組めます。

拡充 重点

【教育指導担当】

① 基礎学力・活用力の習得

- 確かな学力の育成には、教員の指導力の向上が不可欠です。教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するため、事務作業の電子化や教材の共有化のために校務支援システム※を活用し、業務の効率化を図ります。
- 少人数指導やICTの整備、活用による学習形態の工夫など、指導方法の工夫・改善をととして「わかる授業」を実践することにより、児童・生徒の学習意欲を喚起するとともに、基礎的な知識・技能の定着を図ります。
- 学習の進捗に応じた「重点ポイント集」の活用、系統的・継続的な学習活動の実施、各種検定受検の奨励※などにより、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を支援します。
- 企業やNPO等の団体、大学など、地域の人材、資源の活用、港区立みなと科学館、図書館、博物館等を活用した積極的な教育の展開や、「主体的・対話的で深い学び※」の実現をめざした授業づくりにより、生きた知識・技能、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性といった資質・能力を育む取組を推進します。
- 放課後等の受験対策への生徒ニーズを踏まえ、区立中学校の希望する生徒を対象とした進路支援を実施します。中学校入学直後からの学習支援を行うことで、生徒の希望や学力に応じた進路実現を図ります。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	学習定着度に応じた重点ポイント集の活用・改訂	活用	活用	活用	改訂
成果指標	全国学力・学習状況調査における各学校の平均正答率について、国語、算数・数学ともに全国平均を上回った学校数	小：17校 中：6校	小：18校 中：8校	小：19校 中：9校	小：19校 中：10校

② きめ細かな指導の充実

【教育人事企画課、教育指導担当】

- 少人数習熟度別指導※やチームティーチング※、学力向上を目的としたコース別指導を推進するため、区費採用講師※を各小・中学校に配置し、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。また、専門性の高い人材を区費採用講師※として配置し、全ての小学校の高学年で教科担任制を実施します。
- 将来教員を志望する学生をスクールボランティア※として配置することで、体制を強化し、幼稚園、小・中学校の教育活動を支援します。

重点

③ 学校図書館の充実

【図書文化財課、教育指導担当】

- 学校図書館に、読書指導、読書活動の拠点として読む力を育てる「読書センター機能」、学習に役立つ資料を備え、豊かな学習活動を支援する「学習センター機能」、情報リテラシーを育成する「情報センター機能」を確立し、活用することで児童・生徒の主体的・対話的で深い学び※や、自主的、自発的な読書活動を実現させます。
- 全ての学校図書館に「学校司書※」を週2日、「学校図書館支援員」を週5日配置するとともに、学校図書館関係者を対象とした研修会の開催、区立図書館との連携強化等の取組をととして、学校図書館を活用した教育の充実を図ります。
- 児童・生徒が、様々な手法で自主的に調べ、学ぶことができるよう、パスファインダー（調べ方の手引書）の作成、調べ学習に関連する資料の貸出しや図書館職員による出張講座など、区立図書館と連携し、調べ学習を支援します。
- 課外授業のまち探検や職場体験の受入れ、図書館職員が学校に出向いての読書感想文の書き方講座やブックトークの実施、情報活用能力の育成など、区立図書館と連携し、図書館資料や人材を活用します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	学校図書館関係者 全体連絡会の開催	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施
	各小・中学校の 学校図書館運営計画の策定	見直し	策定	運用	見直し
成果 指標	学校司書※や学校図書館支 援員と連携し、学校図書館 を活用した授業を月2回以 上行った学校の割合	85%	86%	88%	90%

関連計画

港区立図書館サービス推進計画 ③

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（3）健やかな体の育成

■SDGsとの関係：



全国的に子どもの体力・運動能力の低下が指摘される中、区立小・中学校の児童・生徒の体力・運動能力は、東京都と比較すると、小学校では男女ともに全学年で上回っていますが、中学校では男女ともにほとんどの学年で下回っています。

家庭との連携により基本的な生活習慣、食習慣、運動習慣の確立、一人ひとりの健康な体づくりを支援し、年齢や成長に応じた体力・運動能力を伸ばさせるための教育を推進します。

各幼稚園、小・中学校において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組を推進するとともに、障害者理解の促進やボランティア精神の育成にも取り組みます。

重点

① 健康な体づくり

【教育長室、学務課、教育指導担当】

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして「MINATORIZMダンスフェスタ」を実施します。公立、私立を問わず区内の小学校、中学校に周知し、児童・生徒の健康の保持増進と体力の向上をめざします。

○各幼稚園、小学校に設置したボルダリングウォールを活用し、基礎体力を高める取組を実施します。特に、握力の向上に向けた各学校の取組を推進するリーフレットを作成、活用します。

○学習指導要領に基づき、各小・中学校において「体力向上推進計画」を作成していますが、児童・生徒の体力の現状や課題を踏まえ、今後はさらに個に応じた取組を強化し、一層の体力向上を図ります。

		現状	後期3年間			
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
取組 目標	MINATORIZMダンス フェスタ参加校	小：10校 中：6校	小：11校 中：6校	小：12校 中：7校	小：13校 中：8校	
成果 指標	体力調査の体力合計点が 全ての学年で都平均を 上回った学校数	小(男)：5校 小(女)：6校 中(男)：1校 中(女)：3校	小(男)：6校 小(女)：7校 中(男)：2校 中(女)：4校	小(男)：7校 小(女)：8校 中(男)：3校 中(女)：5校	小(男)：8校 小(女)：9校 中(男)：4校 中(女)：6校	

② 食育の推進

【学務課、教育指導担当】

- 義務教育期は、成人する前の最後の成長スパートといわれ、身長や体重、骨や筋肉等が生涯を通じて最も急速に発達する身体的基础をつくる時期です。そのため、児童・生徒が、この成長期に特有な心身の変化を理解した上で、この時期に必要な栄養や食事のとり方、運動の効用、睡眠等の生活習慣が与える影響を学び、正しい知識・行動を身につけることで、生涯を通じて健康に過ごす能力を獲得するよう、体系的・計画的に食育を推進します。
- 子どもたちが教科等で身につけた資質・能力を様々な場面で総合的に活用することができるよう、知識と生活との結び付きや教科等横断的な視点での食育の指導を充実します。
- 日本の伝統的な食文化を継承し、食の生産に携わる人や自然環境の恵みに感謝する気持ちを育みます。行事食や郷土料理などの和食給食と国産食材の利用推進、米飯給食の定着、食の生産から消費までの流通など、授業と連携した教材として学校給食を活用します。

③ スポーツを楽しむ心の育成

【生涯学習スポーツ振興課、教育指導担当】

- 子どもたちがあらゆる機会や場所をとらえて運動・スポーツに親しむ習慣を身につけられるよう、運動の行い方を紹介する掲示物や、運動できる場所の確保、教具の充実など、環境づくりに取り組みます。
- 区立中学校における全ての部活動に部活動指導員※を配置し、子どもたちが専門的な指導を継続的に受けることができる環境を整備することで、体力、運動能力の向上をはじめ、協調性やマナーなどの習得を図ります。
- 全ての区立中学校に、他の中学校に在籍する生徒でも入部することができる「地域部活動※」を設置し、生徒が希望するスポーツに取り組むことができる環境づくりに取り組みます。
- （一社）日本障がい者サッカー連盟による、障害理解や多様性への気づきを学ぶプログラムを実施します。障害者サッカー選手とのサッカー体験のほか、デフスポーツ体験、手話での交流機会を創出することで、スポーツをともに楽しむ心を育成します。

関連計画

港区子ども・子育て支援事業計画 ②・③
 港区スポーツ推進計画 ③

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（４）インクルーシブ教育※の推進

■SDGsとの関係：



一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別に支援が必要な幼児・児童・生徒の数が年々増加しています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、地域共生社会※の実現に向けて、どの子どもも同じ場でともに学ぶ環境づくりに取り組むとともに、障害の特性や状態、発達状況等に応じた支援を行うことにより、一人ひとりの能力や特性を最大限伸ばしながら成長・発達していけるよう、相談体制や関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

重点

① 特別支援教育の充実

【教育指導担当】

- 幼稚園入園から中学校卒業までの12年間の成長を見通した長期的な視点に立ち、幼児・児童・生徒の障害の特性や程度に応じた支援を行います。
- 通常の学級においては、学習支援員※や特別支援教室※巡回指導教員の専門性を向上させ、一人ひとりの特性を把握し、認知特性の強みを生かした支援を行うことで、より多くの児童・生徒の困り感を軽減できるようにします。
- 発達障害等があり、これまでの学校教育や集団学習に不適應を起こしている児童・生徒に対し、東京大学先端科学技術研究センターが開発した学習プログラムを提供することで、児童・生徒の知的好奇心を揺さぶり、喜びを感じながら主体的に学びを進めることができるようにします。また、自分の得意とする分野に対する知識や技能をさらに向上させることにより、児童・生徒の強みをさらに伸ばさせ、自己肯定感が高まるようにします。
- 特別支援学級※においては、よりよく生きる力を育むため、自立活動の充実や都立特別支援学校・企業等と連携した職場見学や職業体験を実施するなど、キャリア教育※の充実を図ります。
- 就学時や進学時だけでなく、幼児期から学校生活を送る上での不安や特別な支援等に関しての相談を、教育センターにおいていつでも受け付けていることをホームページやSNS等を活用して広く周知します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	発達障害児等に対する学習プログラムの充実	7種類	8種類	9種類	10種類
成果指標	今後も継続して学びたいと答えた児童・生徒数の割合	74%	76%	78%	80%

② 特別支援教育体制の整備

- 切れ目ない支援の充実に向けて、保育園・幼稚園入園から高校卒業までの相談支援体制を強化するため、医療機関、児童発達支援センター、障害者福祉課等関係機関から成るコンソーシアムを設立しています。また、関係機関の代表者で構成する「港区特別支援教育連絡協議会」を開催し、今後の取組の方向性や課題等について共有します。
- 学習障害の疑いのある児童を早期に発見し、専門的な指導を受けることができる体制を整えます。
- 医療的ケア児※が安心して学校生活を送れるように、指導医の指導の下、一人ひとりに応じた医療的ケアを行えるようにするとともに質の高い看護師や介助員等を必要に応じて配置する体制を整えます。
- 特別支援教育に携わる教員、学習支援員※、介助員等の専門性を向上させるため、障害者に応じた基礎知識や障害特性に応じた指導・支援方法を学ぶことができる研修体制を整えます。
- 障害がある子どもの社会的自立をめざした保護者支援を推進するため、障害がある子どもを育てる保護者の不安や悩みに寄り添い、保護者が孤立せずに子どもの成長や将来を一緒に考えていけるよう、特別支援コンシェルジュを中心とした保護者のコミュニティ「みんなとC a f e ひだまり」を定期的に開催します。

		現状	後期３年間		
		令和５年度末 (見込)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
取組 目標	保護者のニーズにあった 「みんなとC a f eひだまり」 プログラムの実施	企画実施	改善実施	改善実施	改善実施
成果 指標	「みんなとC a f eひだまり」 に参加した保護者の満足度	88%	90%	92%	94%

関連計画

港区子ども・子育て支援事業計画 ①・②

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成

日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図り、子どもたちの発達の段階に応じた、情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成します。

1人に1台のタブレット端末を活用することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせて個別最適化した授業や協働的な学びの充実を図るとともに、子どもたちの確かな学びを保障します。

郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などに関する体験学習を充実させ、特色ある教育を推進します。港区立みなと科学館を活用した理数教育※やSTEAM教育※に取り組み、未来を創造する力を育成します。

教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図ります。

港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミー※ごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進し、選ばれる区立幼稚園、小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図ります。

SDGs※（持続可能な開発目標）の達成に向け、子どもたちに「自分ごと」として捉える意識や、日頃から取り組めるような知識を身につけるための教育を推進します。

SDGsとの関係



基本目標2において拡充／重点として位置付ける事業

- ・ICTを活用した学びの充実（拡充／重点）
- ・理数教育※やSTEAM教育※の推進（重点）
- ・幼・小中一貫教育の推進（重点）
- ・環境教育※の充実（重点）
- ・相談機能の充実（重点）
- ・不登校対策の推進（拡充）

施策（１）未来を創造する力の育成

■SDGsとの関係：



価値観が多様化し、今後さらに様々な分野において激しく変化していく社会を生き抜くためには、一人ひとりの個性を磨き、未来を創造する力を育成することが必要です。

I C Tの活用や港区立みなと科学館を活用した理数教育※の推進を図るとともに、港区の豊富な地域資源を生かした多様な分野における体験学習・体験活動の充実を図り、特色ある教育を推進します。

拡充

重点

① I C Tを活用した学びの充実

【教育指導担当】



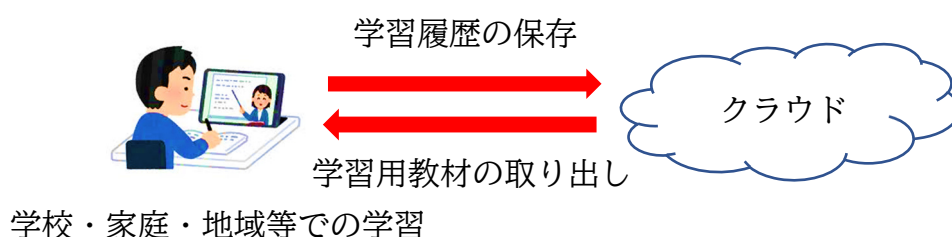
○教科指導におけるI C Tの活用は、児童・生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、多様な機能を活用して学習内容の理解を深めるなどの効果が期待できます。そのため、小・中学校における各教科指導において、学習目標の達成やねらいに沿った授業を実践することを目的にI C Tの活用を積極的に推進し、I C Tに「慣れる」段階からI C Tを「使いこなす」段階へと引き上げます。

○教育クラウドプラットフォームとして新たに「Google Workspace for Education」を導入し、I C Tを活用しながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童・生徒が主体的に学び考えを深める学習を推進します。

- ICTを活用した授業を促進し、その効果を検証するため、区研究奨励校※として、重点的にICTを活用した授業を実施するモデル校を毎年位置付け、学識者を招いた指導研修等を通じて授業内容の充実を図るとともに、その内容を検証し、研究成果を他校に還元します。
- 令和5（2023）・令和6（2024）年度に区立小学校4校、区立中学校2校を指定し、文部科学省が後援している団体である日本教育工学協会（JAET）と連携したICTを活用した教育の研究に取り組んでいます。令和6（2024）年度には、第50回全日本教育工学研究協議会全国大会を「東京都港区大会」として開催し、研究の成果を全国に発信します。
- 小・中学校のプログラミング教育※が円滑に実施できるよう、区内企業等と連携した取組を推進します。また、教員向けのICT実技研修をととして、各教科、総合的な学習などの特質に応じた実践方法を例示し、プログラミング的思考力※を伸ばす授業を展開します。中学校ではテキストコーディング※を用いた学びに取り組めます。
- 適切な情報モラルの指導を行うため、教員を対象とした研修等の実施により教員自身の情報モラルの意識を高めるとともに、教育用のコンテンツを活用し、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル指導を行います。また、児童・生徒が有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりすることがないように、家庭への情報提供やSNSに関するルールづくり等の働きかけ、保護者向けの研修会などを行っていきます。
- 情報モラル教育※を行うことで、インターネットを利用した犯罪などの被害から児童・生徒を守るとともに、配備する1人1台端末でも成長に弊害のあるホームページなどのWeb閲覧を制限します。
- 個別の障害特性や発達段階を考慮した学習、小集団での学習などのICTの効果的な活用を研究するとともに、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する指導に役に立つ学習用アプリなどを活用します。また、適応指導教室（つばき教室）※では、タブレット端末を通じて児童・生徒がオンラインで在籍校担任教員等とつながるなど、ICT機器を活用して、個に応じた指導を行います。
- 全ての普通教室に配備している電子黒板※機能付きプロジェクターを効果的に活用し、デジタル教材の提示などの取組を進め授業を活性化させます。特別支援学級※や特別教室についても順次、配備を拡大していきます。
- 学習者用のデジタル教科書をタブレット端末に導入することで、児童・生徒が試行錯誤を繰り返し、自立して学習できる環境を整えます。また、教師用のデジタル教科書を、引き続き導入し、授業時の効果的な活用をめざします。
- 教員のICT活用能力に応じたICT実技研修会（初級・中級・上級・応用編）、ICT教育担当者会における研修を引き続き実施するほか、初任者研修においてICT活用の指導方法を学ぶ機会を設けるなど、授業実践能力の向上を図ります。
- 日常の授業の支援、ICT機器操作の支援、教材作成等の支援を目的にICT支援員※を派遣し、授業におけるICTの活用を促進します。原則として、週1回、小・中学校に配置するICT支援員※については、支援状況や教員からの意見に基づき、派遣日数や効果的な運用を検討します。

- I C T機器に関する問合せを一括で受け付けるヘルプデスクを引き続き設置します。
ヘルプデスクは、教育用ネットワークのソフトウェア保守事業者、ハードウェア保守事業者、I C T支援員※等の関係者と連携し、機器の不具合や操作方法の確認等への対応を行います。
- 急速な普及が進む生成A I※については、文部科学省が示している「生成A I※利用に関するガイドライン」をもとに、利用上のメリット・デメリットを見極めながら、利活用の在り方について検討を進めます。
- タブレット端末でのデータ通信量が多い動画の同時再生や、日常的にインターネットを利用したデジタル教科書等を活用することを支援するため、全ての区立小・中学校で1 G b p sから10 G b p sに増強した通信回線を活用します。
- 高速大容量の通信が可能なネットワーク環境を活用して、クラウドの利用を推進し、児童・生徒が学びの履歴を保存したり、クラウドを活用して協働的に学んだりする学習を展開できるようにします。クラウドを活用することにより、学校や家庭の場所を問わず、児童・生徒が課題に取り組めるようになります。

・学校・家庭等で切れ目なく学習できる環境



・オンライン授業により学校の臨時休業等でも学習できる環境



		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	I C T活用重点モデル校	小学校2校 中学校1校	小学校4校 中学校2校	→ →	全校
成果 指標	I C Tを利用した授業の 実施率	小：50% 中：55%	小：54% 中：59%	小：57% 中：62%	小：60% 中：65%

コラム

デジタル教科書を活用した授業の推進



デジタル教科書は、簡単に書き込みや編集ができることや、写真を拡大できることなどのデジタル機能が活用できることに加え、動画やドリルなどのデジタル教材をシームレスに使用できることなどから、「主体的・対話的で深い学び※」を推進できるメリットがあります。また、拡大表示や朗読機能など、個に応じた様々な活用ができることも、紙の教科書にはない特徴です。

これらのことから、デジタル教科書は、児童・生徒が「自ら情報を探して使って学ぶツール」として活用が期待されています。

港区では、全ての学習者用タブレット端末に、小学校では国語・社会（5、6年生）・算数・外国語、中学校では国語・社会（歴史分野、地理分野）・数学・英語のデジタル教科書を導入しています（令和5（2023）年度現在）。今後、中学校において理科を追加導入する予定です。教育委員会ではデジタル教科書推進月間を設けるなど、デジタル教科書の活用推進に取り組んでいます。

一方で、タブレット端末等電子機器の活用時間増加に伴う目の疲労や視力低下といった健康への悪影響を防止するため、健康啓発リーフレット「MINATOタブレットルール」を作成する等引き続き対策に取り組めます。



② 理数教育※やS T E A M教育※の推進

【教育人事企画課、教育指導担当】

- 理数教育※に関する大学の専門家を講師とする出前授業を、各中学校において実施します。講師が独自に開発した教材による観察や実験・講義をとおして、生徒が理科や数学の不思議さと奥深さを体験することにより、理数教育※への興味・関心、学習意欲の向上につなげます。
- 観察や実験などにより、科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実させます。このような学習活動をとおして思考力、判断力、表現力を伸ばす授業を展開するため、理数教育※に関する専門的な知識を有する人材（サイエンスアシスタント※、サイエンスアドバイザー※）を各小・中学校に配置します。
- 教員の理科指導力の向上のため、理科実技研修会を実施します。教育センター等での理科教育の先進的な取組の共有や、児童・生徒の理科への興味・関心の向上につながる観察・実験のポイント等を各小・中学校に配布し、港区全体の理科教育の質の向上を図ります。
- 港区立みなと科学館において、体験型の常設展示や企業等との連携による展示を充実し、児童・生徒の理科・科学への関心を高めます。学校で実施することが難しい内容の実験や、星の動きをはじめ最新の宇宙の話題などを提供するプラネタリウムにおいて、子どもたちの理科・科学への興味がわくような体験学習を充実させます。
- 小学校理科4年「生命と地球」、中学校理科2年「地球と宇宙」の学習では、港区立みなと科学館と連携し、体験型学習の充実を図ります。
- 小・中学校の総合的な学習の時間においてS T E A M教育※の視点から探究活動の充実を図ります。
- 教科横断的な視点から教育活動の改善を行いS T E A M教育※の推進を図ります。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	「みなと科学教室※」の実施	20 回	20 回	20 回	20 回
	みなと科学館の実験室、 プラネタリウムの 幼稚園、小・中学校の 体験学習等の利用回数	120 回	131 回	143 回	155 回
成果 指標	「みなと科学教室※」 事後アンケートで肯定的に 回答した小学生の割合	90%	91%	93%	95%

③ 体験学習の充実

【学務課、教育指導担当】

- 箱根ニコニコ高原学園、新潟県・群馬県等での自然体験、児童・生徒の自主性、協調性を育む集団生活などの体験学習を充実させます。
- 自然や文化に親しみ、集団生活をととして児童の自主性や協調性を育む体験学習施設として、箱根ニコニコ高原学園の運営充実を図ります。指定管理者による管理運営体制の下で、民間事業者のノウハウや事業提案等を活用した児童の安全・安心の確保を一層図るとともに、学校の教育活動の支援を強化していきます。
- 港区立みなと科学館の利用を各幼稚園、小・中学校の教育課程に位置付けることで、幼児・児童・生徒が科学の楽しさを発見する、学びの補充・展開の場としていきます。
- 港区立郷土歴史館での、社会科見学等の学習をととして、港区の歴史と文化について興味・関心を高めるとともに、歴史を学び、現代から未来への課題を予測し、解決しようとする力を養うことができるような事業を展開します。

関連計画

港区DX推進計画 ①

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策(2) 幼・小中一貫教育の推進

■SDGsとの関係：



小学校入学時、中学校入学時の生活リズムや環境の変化に適應できず、不登校などの状況に陥る「小1問題※」「中1ギャップ※」への対応が求められています。現在、幼児教育から義務教育9年間の生活や学習の円滑な接続を図るため、中学校通学区域内の幼稚園、小・中学校が研究組織（アカデミー※）の中心となり、合同の授業研究会を実施するなど連携を深めています。

今後、各幼稚園、小・中学校が連携を強化し、各アカデミー※の実態に応じて「必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするか」を教育課程に明確に示し、保護者や地域と共有することで、社会に開かれた教育課程の実現をめざします。

重点

① 幼・小中一貫教育の推進

【学務課、教育人事企画課、教育指導担当】

- 保幼小の連携、「小学校入学前教育カリキュラム※」や各小学校の「スタートカリキュラム※」の活用により、「架け橋期※の教育」の充実に取り組むとともに、「小1問題※」の未然防止をめざします。また、「MINATOカリキュラム※」をもとに、小・中学校の学習の円滑な接続等に取り組み、「中1ギャップ※」の解消を図ります。
- 小学校1年生の学級に区費採用講師※を配置し、個に応じたきめ細かな指導を継続します。
- 各幼稚園、小・中学校が、地域の特色に応じたアカデミー※のめざす子ども像の実現に向け、連携・交流を行いながら、計画的に発達段階に応じた指導を充実させます。
- 専門性の高い人材を区費採用講師※として配置し、全ての小学校の高学年で教科担任制を実施することで、小・中学校の学習の円滑な接続に取り組めます。
- アカデミー※の実践をととして、幼・小中一貫教育の成果を検証し、授業改善を図ります。
- テレビ会議システム※を活用し、教員が他校種の研究協議会等へ参加しやすい仕組みを構築します。
- ホームページやSNS等でアカデミー※の取組等を発信し、区立中学校への進学率向上をめざします。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	アカデミー※や区教育研究会における異校種との合同授業研究会の充実	延べ31回以上実施	延べ33回以上実施	延べ35回以上実施	延べ37回以上実施
成果指標	「保育園・幼稚園の教育内容について理解が深められた」と回答した小学校教諭の割合	90%	92%	95%	98%

② 小学校入学前教育の充実

【教育長室、学務課、教育指導担当】

- 幼児が主体的に周囲の人やものと関わりながら、心身全体を働かせて夢中になって遊びを楽しみ、様々な体験を積み重ねられるよう、指導の充実を図ります。
- 「小学校入学前教育カリキュラム※」（令和2（2020）年3月改訂）を区内全ての保育園、幼稚園、認定こども園、小学校で活用します。全ての幼児に豊かな学びを保障するカリキュラムの趣旨を踏まえ、家庭と連携を図りながら、「架け橋期※の教育」の充実に向け、さらなる円滑な接続を図ります。
- 保育園、幼稚園、認定こども園では、幼児の育ちと学びを小学校以降の教育へとつなぐ「三つの力」をバランスよく伸長させる指導を行います。小学校では、幼児の育ちと学びを生かした指導を行うことにより、連続性・一貫性のある指導の実現をめざします。
- 小学校入学前の子どもの保護者が活用できる家庭用リーフレットの「みなときっずなび※」を5歳児のいる全ての家庭に、「家庭で大切にしたいことハンドブック※」を3、4歳児のいる全ての家庭に配布し、家庭教育を支援します。
- 国際化に対応するため、多様な文化や価値観を背景にもつ幼児及び保護者との相互理解を促します。外国人の幼児や、多様な文化や価値観を背景にもつ幼児が在籍しているという港区の特性を生かして、どの幼児にも関わる力や相手を思いやる心を育むことができるよう、サポート体制の充実を図ります。
- 保護者のニーズや地域、施設の状況などを踏まえ、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制と預かり保育の充実に取り組むとともに、認定こども園など多様な施設運営形態を調査し、適切な区立幼稚園の今後のあり方を検討します。

関連計画

港区地域保健福祉計画	①・②
港区子ども・子育て支援事業計画	①・②
港区幼児教育振興アクションプラン	①・②

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策(3) 地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進

■SDGsとの関係：



価値観が多様化し、今後さらに様々な分野において激しく変化していく社会を生き抜くためには、環境の変化に適応できる力、能力を伸ばすための多様な教育を推進することが必要です。

自ら考え、社会のために主体的に行動する力、他者と円滑なコミュニケーションを図り、課題を発見・解決する力の育成に取り組みます。地域を誇りに思う心を育むなど、特色ある教育を推進します。

重点

① 環境教育※の充実

【教育長室、教育指導担当】

- 太陽光発電設備、太陽熱給湯設備などの学校にある設備や、ビオトープなど学校の環境を環境学習に有効に活用し、自分の生活に身近なところで環境に配慮することの大切さを学ぶ教育に取り組みます。
- 港区立みなと科学館において、地球環境、自然環境、リサイクルなどを題材にもものづくりや体験学習などをとおして、幼児・児童・生徒の環境保全への興味・関心を高める教育を推進します。
- 全ての幼稚園、小・中学校にビオトープを配備し、身近な生き物の観察や飼育をとおして、その生態等について学ぶ環境学習を推進し、生物の多様性について新たな発見をする機会の創出を図ります。
- 様々な環境問題（地球温暖化、海洋プラスチック問題、エネルギー資源枯渇等）やSDGs※の観点をもとに、全ての幼稚園、小・中学校が策定している環境教育※の行動計画「みなエコ※」の実践をとおして、3Rの一層の推進を図ります。
- 子どもたちが虫や鳥などの身近な生きものを観察するためのビオトープを活用した生物多様性に関する教育や、「小・中学生の環境に関する自主研究」における事前指導など、環境リサイクル支援部と連携した環境教育※を推進します。
- 各学校の教育課程にESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を盛り込み、SDGs※につながる教育活動を推進します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	E S Dの考え方を 盛り込んだ教員研修	改善 実施	改善 実施	改善 実施	改善 実施
成果 指標	「みなエコ※」最終報告書の 自己評価点数が12点以上の 学校(園)数	14校(園)	16校(園)	18校(園)	20校(園)

【参考】

全ての幼稚園、小・中学校は、定期的に「みなエコ※」の取組状況について報告書を作成しています。四つの評価項目（「推進委員会の方針との整合性」、「園児・児童・生徒の主体性・自主性」、「活動の独創性・独自性」、「環境負荷削減の取組」）に各4点、計16点で各学校（園）が自己評価します。

② 郷土への愛着の醸成

【教育長室、図書文化財課、教育指導担当】

- 社会科副読本として港区独自に作成した、地域の特性に関する学習教材「わたしたちの港区」（小学校3年生対象）及び「わたしたちの郷土港区」（中学校1～3年生対象）を活用し、郷土への愛着、地域を誇りに思う心を養う教育を推進します。また、港区にゆかりのある歴史上の人物や文化財を題材として、区が独自に作成した小学校道德の副読本「ふるさと～みなと～」を活用し、道德教育の一層の充実を図ります。
- 港区立郷土歴史館のカリキュラム化や、豊富な資料を活用した講座、区の自然、歴史、文化を学ぶ副読本の作成・活用、歴史・民俗・考古資料の活用など、地域の自然や歴史、文化に対する児童・生徒の興味・関心を高め、調べ学習などをとおして地域への理解を深める教育に取り組みます。
- 統廃合となった学校の貴重な教育資料を、児童・生徒の学習活動に活用できるよう、港区立郷土歴史館内で展示します。
- 小学校3年生の社会科見学で港区立郷土歴史館を活用した取組を推進します。

関連計画

港区子ども・子育て支援事業計画 ①

港区環境基本計画 ①

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策(4) 相談体制の充実

■SDGsとの関係：



子どもを取り巻く環境が多様化する中で、子どもとその保護者の悩みや不安も多様化してきています。令和4（2022）年度のアンケート調査でも児童・生徒が多様な悩みを抱えていることがうかがえます。

このような悩みや不安を解消するため、多様な機会や手法を活用した相談体制の充実を図ります。

重点

① 相談機能の充実

【教育指導担当】

- 子どもたちや保護者が安心して学校生活が送れるよう、生活指導主任や養護教諭を中心とした学校の相談体制を強化します。
- 子どもたちや保護者の悩み・不安の解消のため、各幼稚園、小・中学校でのスクールカウンセラー※による教育相談や教育センター相談員※による相談体制の整備を推進します。
- 児童・生徒とスクールカウンセラー※のつながりをつくり、児童・生徒がスクールカウンセラー※に相談しやすい環境を整備するために、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生に対してスクールカウンセラー※による全員面接を行います。
- 教育センターでの来所相談や電話相談、オンライン相談により、家庭を支援する相談体制を充実させます。
- 全ての小・中学校にスクールソーシャルワーカー※を週1日配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣することで、児童・生徒やその保護者への支援の充実を図ります。また、ヤングケアラー※については子ども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーター※との連携を図ります。
- 令和3（2021）年度の港区子ども家庭総合支援センター開設を受け、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関をはじめ、民生・児童委員など地域との連携を図ります。このことにより、児童虐待、いじめ、不登校、非行などの諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に向けてより綿密な相談体制の構築に取り組みます。
- 東京都の「相談ほっとLINE@東京」等、様々な相談窓口の周知を図ります。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	教育相談機能の推進	改善施策の実施	効果検証・取組の見直し	改善施策の実施・取組の再検討	改善施策の実施
成果指標	教育相談等において、不登校に関する相談・支援を行った結果、状態が改善した割合	82%	83%	84%	85%

② 不登校対策の推進

【教育指導担当】

- 適応指導教室（つばさ教室）※は、学校復帰をめざして通室する児童・生徒に適切な相談、指導及び支援を行う施設として、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組めます。
- 不登校児童・生徒の登校状況を改善するため、スクールソーシャルワーカー※やスクールカウンセラー※の積極的な活用を図ります。
- 不登校児童・生徒への支援の方針として、学校復帰のみをめざすのではなく、民間のフリースクール※等との連携も視野に入れ、小・中学校が個別対応を行いながら、よりよい改善策を模索します。
- 児童・生徒一人ひとりに応じた体系的な支援を行うため、区立学校に特別な教育課程を編成して教育を行う学びの多様化学校※（いわゆる不登校特例校）の設置をめざします。
- タブレット端末のビデオ通話機能を使用した面談を実施するなど、不登校児童・生徒の心に寄り添った支援に取り組めます。
- 不登校児童・生徒が自己存在感や充実感を高められるよう、モデル校（区立小学校1校、中学校2校）において、一人ひとりの状況に合わせたプログラムに沿って支援する「校内別室」に取り組めます。また、モデル校の成果を検証します。

関連計画

港区地域保健福祉計画	①
港区子ども・子育て支援事業計画	①・②



◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

学校教育への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信します。

保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会をつくることなどにより、これまで以上に幼稚園、小・中学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。

コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びの機会を創出します。

英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進するとともに、イングリッシュサポートコース（ESC）※や日本語指導といった外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

SDGsとの関係

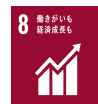


基本目標3において拡充／重点として位置付ける事業

- ・コミュニティ・スクールの推進（重点）
- ・国際理解教育の充実（拡充／重点）
- ・グローバル化への対応（拡充）

施策（１）様々な団体との協働・連携による教育の推進

■SDGsとの関係：



子どもたち一人ひとりが、安全に、健やかに成長していくためには、保護者や地域の学校教育への理解が不可欠です。地域共生社会※の実現に向けて、開かれた学校づくりに取り組みとともに、地域とともにある学校として家庭や地域との連携を深め、一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

様々な企業や大学、NPO等の団体、大使館などとの協働・連携を強化し、港区の豊富な人材や社会資源を活用することで、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。

① 地域とともにある学校づくり

【学務課、教育指導担当】

- 地域や保護者に各幼稚園、小・中学校の取組や子どもたちの様子について理解を深めてもらい、子どもたちの見守りや学校運営への支援につながるよう、幼稚園・学校公開の機会の充実や周知の強化に取り組みます。
- 各学校の教育目標や学習活動の状況等の情報について、ホームページやSNSでの発信の充実を図るなど、保護者・地域に対して積極的な情報発信を行います。
- 地域の学習素材や地域人材を活用した授業を行ったり、地域清掃などのボランティア活動に参加したりするなど、児童・生徒の地域の一員としての自覚を高めます。
- 区立中学校通学区域別に行う四者協議会※など、学校、家庭、地域が協力して健全育成のための協議、情報交換を行い、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりに取り組みます。
- 区立学校の児童・生徒が主体となって、在籍校や学校周辺の地域の魅力づくりに向けた取組を考えて実行していく活動を支援することにより、区立学校や地域の魅力を児童・生徒が発信する機会を創出し、在籍校や地域を誇りに思う心を育むとともに、地域の諸課題の解決に向けて社会に参画する力の育成を図ります。

重点

② コミュニティ・スクールの推進

【教育長室、教育指導担当】

- 保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進することで、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会※の事業概要：53 ページ参照）の設置を推進します。
- 年に4～6回程度、学校運営協議会※を開催し、委員から学校の経営計画や教育活動についてのご意見をいただき、適宜、改善を図ります。
- 学校の自己評価に加えて、子どもたちからの評価をもとに、学校改善に向けた学校運営協議会※としての支援策を検討することで、質の高い教育の実現を図ります。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	学校運営協議会※新規設置数	7	10	5	1 (全幼稚園、小・ 中学校設置完了)
成果 指標	学校と委員の連携が図れてい ると感じる協議会の割合	92%	93%	95%	97%

③ 地域学校協働活動推進事業の推進

【生涯学習スポーツ振興課】

- 地域の人材や企業等の協力を得て、教育の質の向上、学校運営のさらなる充実及び発展を図るため、地域学校協働活動推進事業を推進します。学校と地域をつなぐ連絡・調整役である地域コーディネーター※が、総合的な学習の時間等における外部講師等の派遣（出前授業）や職場訪問・職場体験への協力を得られる企業等の情報を学校へ提供します。
- 学校（園）のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、区立幼稚園、小・中学校に地域学校協働本部を順次設置し、学校（園）と地域の一層の連携強化を図ります。
- 地域コーディネーター※が活動を継続的かつ円滑に行えるよう、地域コーディネーター※へ研修を実施します。

④ 様々な団体との協働・連携

【教育長室、教育指導担当】

- 地域の事業者や大学等との協働により、地域人材を活用した環境教育※やプログラミング教育※、キャリア教育※など、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。
- 地域防災の担い手として、自分たちの地域は自分たちで守るという意識や技能が高まるよう、教育課程に位置付けた地域防災訓練を各小・中学校で実施し、児童・生徒の防災に関する主体性を育みます。
- 児童・生徒の英語による日本文化の発信、国際交流、ボランティアなどの取組を推進します。
- 区在住、在学の中学生、高校生が探究した作品を区や区と連携している事業者・大学が審査、表彰する探究型学習発表会を実施します。

関連計画

- 港区生涯学習推進計画 ③
- 子ども・子育て支援事業計画 ④

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（2）国際社会に対応する教育の推進

■SDGsとの関係：



グローバル化のさらなる進展に伴い、国際社会に対応できる真の国際人※の育成が求められています。英語によるコミュニケーション能力の育成や、自国・他国の文化について学ぶ機会の充実など、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーも踏まえ、国際理解教育を推進します。

日本語活用能力が十分でない外国人児童・生徒等が増加しています。日本の学校生活への適応や教科学習の理解に向けた日本語指導の充実が必要です。また、東町小学校、南山小学校に開設しているイングリッシュサポートコース（ESC）※について、学校や保護者の意見等を踏まえた運営を行います。

拡充 **重点**

① 国際理解教育の充実

【教育指導担当】

- 区の国際理解教育の大きな特色である小学校の「国際科※」、中学校の「英語科国際※」により、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、国の小学校における教科としての英語科の導入を踏まえた国際科※カリキュラムを改訂し、「国際科※」・「英語科国際※」の内容のさらなる充実を図ります。
- 中学校3年生を対象として、オンラインを活用した「放課後英会話教室」を実施し、実践的な英語力の育成を図ります。
- 自らの考えを積極的に発信するために、英語だけに頼らず、表情や振る舞いもコミュニケーションの手段として活用できる真の国際人※の育成に努めます。テンプレート大学日本校との連携、大使館やインターナショナルスクールとの交流を通じた異文化体験等により相互理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上の機会として有効活用します。
- オーストラリアへの小・中学生の海外派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外渡航や現地での活動に制限があったことから、代替事業として、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、港区内で開催する「MINATOイングリッシュプログラム」、令和4（2022）年度は、沖縄において「国内イングリッシュ・キャンプ」を実施してきました。令和5（2023）年度からは、小・中学校とともにオーストラリアのパース市へ派遣しています。また、派遣期間や派遣前後の研修会、報告会を含め、プログラム全体を振り返り、児童・生徒の実態に合わせて見直しを行うことで、海外派遣事業の質の向上を図ります。
- これまでの港区中学生海外派遣事業の成果を踏まえ、区立中学校3年生の全生徒が海外において英語を活用したコミュニケーションができる機会を創出する海外修学旅行を展開し、真の国際人※育成に取り組めます。
- 令和4（2022）年度から、一部の幼稚園に外国人講師（NT：ネイティブ・ティーチャー）を派遣しています。幼児期から英語に慣れ親しむ機会をより一層充実させるため、配置日数を拡充するとともに、全ての幼稚園に派遣します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	真の国際人※育成に向けた プログラムの検討・改善	検討・改善	検討・改善	検討・改善	検討・改善
成果 指標	「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思いませんか。」という質問に肯定的に答えている生徒の割合（中3）	72%	75%	78%	81%

コラム

「国際科※」「英語科国際※」の授業の実施



区立小学校では、平成14（2002）年度から、国際理解教育の一環として英語活動を実施しています。この実績をもとに、平成18（2006）年度から区立小学校8校で、平成19（2007）年度からは全18校で教育課程に「国際科※」を位置付けるとともに外国人講師（NT：ネイティブ・ティーチャー）を各学校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培っています。また、区立中学校では、平成18（2006）年度から、英語によるコミュニケーション能力を図ることを目的とする週1時間の「英語科国際※」を加え、週5時間の英語教育を実施しています（平成23（2011）年度までは週4時間）。

これらの授業では、コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っています。



② グローバル化への対応

【教育長室、教育指導担当】

- 海外からの帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活に適応し、日本語による学習についていけるようにするため、日本語学級での指導の工夫や、委託事業による多言語に対応した日本語適応指導員※の配置など、日本語指導の一層の充実を図ります。日本語の指導を必要とする児童・生徒の増加に対応するため、箕小中学校、麻布小中学校、六本木中学校の日本語学級の充実を図り、より効果的な指導を行うため、日本語適応指導の指導方法について評価・改善を行います。
- 日本語指導研修会の充実を図り、教員の外国人児童・生徒への教育に関わる資質・能力を高めます。
- 東町小学校や南山小学校のイングリッシュサポートコース（E S C）※において外国人児童に多様な教育の機会を提供するとともに、日本人の児童はもとより、外国人児童にとっても我が国と異なる文化や価値観に触れる機会を拡充し、国際理解教育の充実を図ります。
- 学校や保護者の意見等を踏まえたイングリッシュサポートコース（E S C）※の運営を引き続き行います。
- 公立、私立を問わず海外への留学を希望する生徒・学生を支援します。

関連計画

港区国際化推進プラン ②

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



基本目標4 学びを支える教育環境の整備

I C Tの活用や学校行事などの積極的な見直し、スクール・サポート・スタッフ※など人的資源のさらなる活用など、教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進します。また、教職員がI C Tを効果的に活用できるよう支援します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。

児童・生徒数の増加に伴い、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。また、学校施設の安全点検、通学路点検などの安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもたちを事件・事故から守ります。

防災、防犯、交通安全、感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。

SDGsとの関係



基本目標4において拡充／重点として位置付ける事業

- ・教員の指導力向上（重点）
- ・教員の負担軽減の推進（拡充／重点）
- ・安全・安心な教育環境の整備（拡充）

施策（１）学校の教育力の向上

■SDGsとの関係：



教員が教育活動に専念できる時間を確保し、充実した学習指導や生活指導を行うことができるよう、教員の負担軽減などの環境づくりに取り組み、学校の教育力の向上を図ります。

重点

① 教員の指導力向上

【教育人事企画課、教育指導担当】

- 研究パイロット校（園）※・奨励校（園）※の指定や区内教員で組織する教育研究会、アカデミー※において実施する研究保育や研究授業をととして、教員の指導力の向上を図ります。
- 副校長研修会、教務主任会、生活指導主任会、国際科※担当者会等、各研修会を実施することにより、幼稚園、小・中学校間の情報を共有するとともに、教員の資質向上を図ります。
- 東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修をととして、教員の指導力向上を図ります。
- 校長のリーダーシップのもと、カリキュラム・マネジメント※をととして、職層ごとの役割を明確にした学校経営を行うことにより、教員の資質・能力の向上を図ります。
- GIGAスクール構想※などICTの活用推進により、教員が指導力の向上と負担軽減を両立できるよう、教員のスキルに応じた実技研修を実施します。
- 学級運営が困難に陥ることを未然に防止するため、学校を巡回して指導を行う学級運営支援講師を教育委員会事務局に配置します。

		現状	後期計画期間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	職層に応じた研修の実施	実施 検証	研修内容の 再構築	実施 検証	実施 検証
成果指標	若手（1～3年次）教員育成研修アンケートにおいて研修内容を理解（B以上）している教員の割合	90%	92%	95%	98%

② 教員の負担軽減の推進

【教育人事企画課、教育指導担当】

- 長期休業期間を中心に、Microsoft 365※等を活用したテレワークを全ての区立幼稚園、小・中学校で推奨し、教職員の柔軟で多様な働き方を推進します。
- 校務支援システム※を継続して整備するとともに、授業の準備に充てる時間を確保するなど、教員の事務負担の軽減を図ります。
- テレビ会議システム※の利用を活性化していくことで、教員の移動時間や負担を軽減することにより、幼児・児童・生徒と向き合う時間を創出します。また、オンラインによる教員研修や研修内容の動画配信など、教員が出張により学校を不在とする負担を減らすことで、授業準備を充実させる時間を確保します。
- 定時退勤の取組を推進するとともに、長期休業中には閉校（園）期間を設定します。特に夏季休業中は2週間以上の閉校（園）期間を定め、地域や保護者に周知し、年次有給休暇・夏季休暇等を取得しやすい環境をめざします。
- 教員の負担軽減を図り、教育の質を向上させるため、人的支援に取り組みます。部活動指導員※や、小学校教科担任講師、授業準備や教材印刷等を補助するスクール・サポート・スタッフ※、副校長を直接補佐する学校経営支援員などを各学校に配置し、一層の充実を図ります。
- 教員が安定した学級経営を行うことができるよう、保護者対応や子どもの見守り、学習・給食・清掃等の指導補助をするエデュケーション・アシスタントを新たに配置します。

		現状	後期３年間		
		令和５年度末 (見込)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
取組 目標	テレワーク等 ＩＣＴ環境の整備	改善 実施	改善 実施	改善 実施	改善 実施
成果 指標	取組内容が推進され教員の 負担が軽減されていると 感じる割合	87%	91%	93%	95%

コラム



教職員の働き方改革

教育委員会では、教職員が子どもと向き合う時間を創出することを目的とし、平成 30（2018）年度から長時間勤務の縮減をはじめとした教職員の負担軽減等を図る事業を推進してきました。

○主な取組

年度	内容
令和元（2019）年度	モデル校（園）3 か所で環境改善（執務室のレイアウト変更）及び業務改善（意識改革のワークショップ）に取り組み、その成果を好事例集として全ての幼稚園、小・中学校に配信
令和2（2020）年度	
令和4（2022）年度	業務の効率化を推進するため、令和4（2022）年度に高速プリンタを試験導入し、令和5（2023）年度に全ての小・中学校へ本格導入
令和5（2023）年度	給食費の公会計化を実施（各学校の教職員が担っていた給食費の徴収・管理に関する事務を教育委員会事務局の職員が担う。）
	全ての区立中学校の全部活動に部活動指導員※を配置（都内初）
	全ての区立小学校の高学年で教科担任制を実施（都内初）
	教職員のテレワークを本格的に実施し、柔軟で多様な働き方を推進

施策（２）安全・安心で魅力ある教育環境の整備

■SDGsとの関係：



児童・生徒数の増加により、区の教育需要は、今後さらに増加することが予想されます。今後、幼児・児童・生徒数の推移を的確に捉え、学校施設の確保を進めるとともに、「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

子どもたち一人ひとりが、家庭等の状況にかかわらず、夢と希望をもって成長していけるよう、学びの未来応援施策を推進します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携などの体制整備に取り組みます。

① 学校施設の充実

【学務課、学校施設担当】

○児童・生徒数の増加、小学校における35人学級の全学年での実現や、学びのスタイルの変容が進む中で、より良い教育環境と安全・安心な教育施設を確保するために、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方にふさわしい学校施設の改築や教室の増設など、学校と協議をしながら計画的に整備を進めるとともに、改築に合わせて地震等災害時の避難場所における設備の充実を図ります。今後の幼児・児童・生徒数の動向については、まちづくり関係部署と連携を図り、その把握に努めるとともに、学校ごとの児童・生徒数及び学級数の将来推計を行います。また、3年度ごとに専門機関に依頼し、開発動向等を踏まえたより詳細な推計を実施します。

【各年度取組内容】 改築中：————→

全体計画目標 令和8年度末	現状 令和5年度見込	必要事業数 (目標-現状)	事業計画			
			後期（実施計画）			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
幼稚園12園	幼稚園12園	完成1園 (赤羽幼稚園)	赤羽幼稚園（改築）			完成1園 (赤羽幼稚園)
小学校19校	小学校19校	改築中1校 (御田小学校)	御田小学校（改築）			改築中1校 (御田小学校)
教室数増 5校9教室		教室数増 5校9教室	【普通教室化改修】 御成門小学校2教室 芝小学校1教室 白金小学校1教室 東町小学校1教室	赤羽小学校 1教室	赤羽小学校 3教室	教室数増 5校9教室
教室数増 2校4教室	中学校10校	教室数増 2校4教室	【普通教室化改修】 六本木中学校1教室	六本木中学校 1教室	六本木中学校 1教室 港南中学校 1教室	教室数増 2校4教室

② 安全・安心な教育環境の整備

拡充

【各総合支所管理課、子ども若者支援課、生涯学習スポーツ振興課、学務課、学校施設担当】

- 定期的に施設・設備の安全点検を実施するとともに、民間警備員の配置や校内非常放送設備等の整備により、学校施設の防犯上の安全対策を充実させます。
- 児童・生徒への防犯ブザーの配付、幼稚園、小・中学校への折りたたみ式ヘルメット等の配備、緊急時における園や学校から保護者へのメール配信など、学校やPTA等と連携して子どもたちの安全確保に努めます。
- 安全・安心に活動できる放課後の居場所「放課GO→※」や、学童クラブ機能を付置した「放課GO→クラブ※」を区立小学校内に設置するため、各校に専用室を整備します。
「放課GO→みた」は、御田小学校の仮校舎の移転にあわせ学童クラブ室を整備し、令和6（2024）年度から「放課GO→クラブみた」へ移行します。
- 国の負担と責任による無償化の実施要望を続けつつ、学校設置者として、教育に係る保護者の負担を継続的に軽減することを目的として、区立学校における学校給食費を不徴収とします。また、標準服や学用品などのリユース、英検や漢検などの検定料や宿泊行事におけるバス代の公費負担などに取り組みます。

③ 防災等の安全に関わる教育の推進

【教育指導担当】

- 防災、防犯、交通安全、感染症対策など、社会生活を営む上での様々なりスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。
- 教育課程に位置付けた地域防災訓練を幼稚園、小・中学校で実施し、幼児・児童・生徒の防災に関する知識や行動力を育成します。
- 防災訓練や防犯訓練を各幼稚園で実施し、幼児自身の安全に対する意識や行動力を育みます。
- 警察等と連携した交通、情報モラル、不審者対応に関わる安全教育や薬物乱用防止教室など、子どもたちの防犯意識、身の回りの危険から自分の身を守る意識を高め、事件や事故に遭わないための教育を充実します。
- 社会や学校のICT化の進展に伴い、有害情報に接する危険性が増加する中、自分にとって必要な情報を取捨選択する能力や、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、携帯電話の使用における情報モラル教育※、情報を取り扱うときのマナーを身につける教育を推進します。
- 児童・生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

④ 学びの未来応援施策の推進

【教育指導担当】

- 学校で解決が図れない学力や家庭教育の面で支援を必要とする対象児童・生徒について、小児精神科医、弁護士、スクールソーシャルワーカー※、港区子ども家庭総合支援センター相談支援担当などで構成された会議体で解決方法を探り、個別支援計画を作成するとともに、個別支援計画をもとにスクールソーシャルワーカー※が福祉関連機関と連携し、将来を見通して家庭教育の健全化を図ります。
- 子育てや家庭学習定着等に関する「学びの未来応援家庭教育講座」の開催により、家庭教育の啓発を行うとともに保護者同士の交流を図り、児童・生徒の養育環境の改善を図ります。

関連計画

港区生活安全行動計画	②
港区子ども・子育て支援事業計画	②・③・④
港区地域保健福祉計画	④

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



コラム

港区版ふるさと納税制度



港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会※の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道をお選びになり、区の出組を応援していただく制度です。12の活用先からお選びいただくことができ、「子育て・教育分野」を指定することも可能です。



▲詳細は二次元コードからご確認ください。

第4章

計画の推進

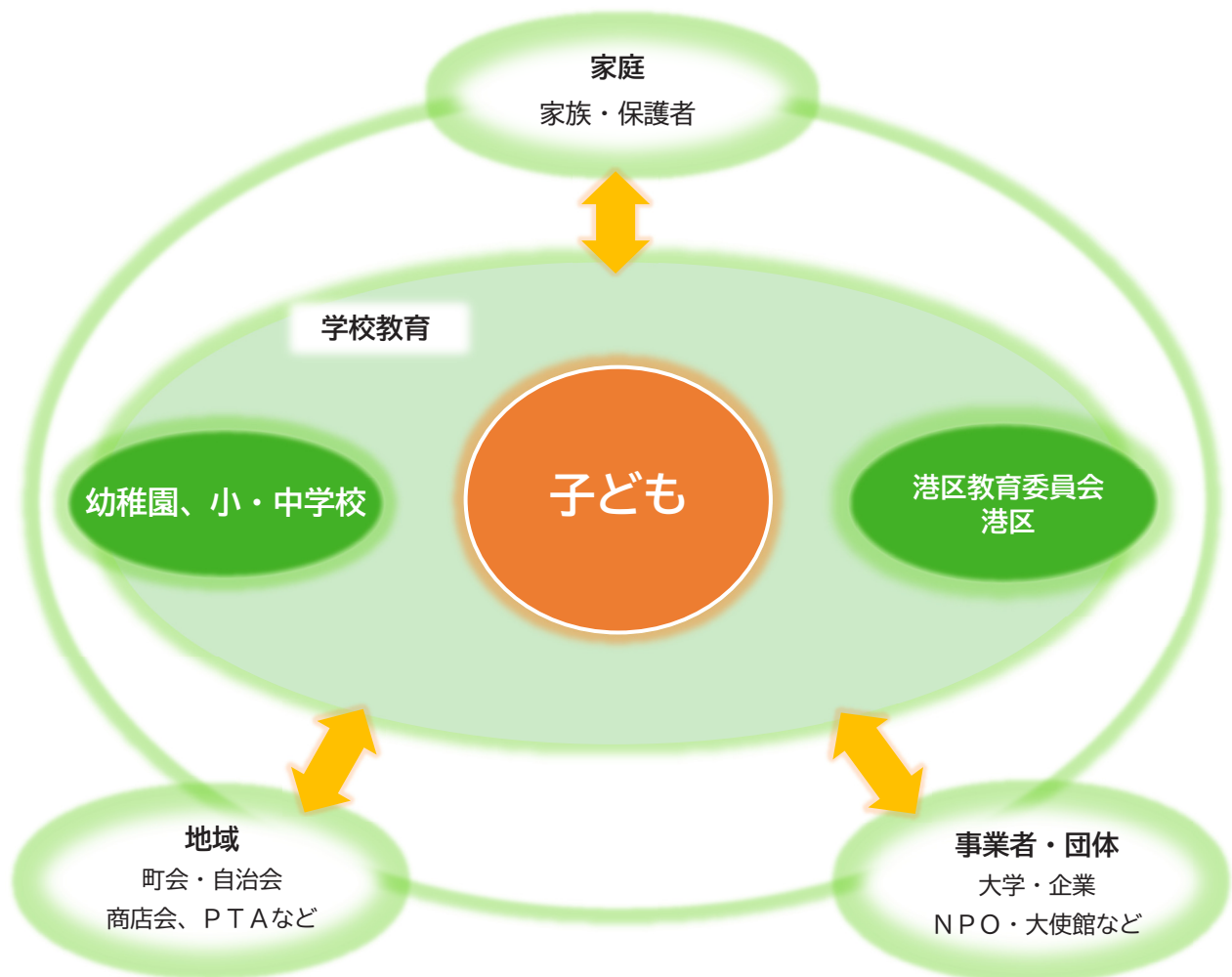


(1) 推進体制

港区教育委員会・港区、幼稚園、小・中学校、家庭、地域、事業者・団体といった多様な主体との協働・連携により、本計画に掲げる施策、事業を着実に推進します。

それぞれの主体がもつ強みを取り入れ、特色と魅力のある学校教育を展開します。

<推進のイメージ図>



(2) 各主体の役割

各主体が、港区の学校教育の担い手として役割を果たしながら協働することで、子どもたちの充実した学びを支える環境をつくることができます。

①幼稚園、小・中学校

遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育むとともに、学力、体力の向上、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進します。保護者や地域に信頼される、魅力ある学校教育を実現するため、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

②家庭

家族との関わりの中で、子どもたちの家族への信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学ぶことや、基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせることが求められます。学校や地域と積極的に関わり、ともに子どもたちを育む視点をもつことも必要です。

③地域

学校や家庭と協働して、子どもたちの健全な育成と学びを支える環境づくりが必要です。子どもたちが多様な世代と交流する機会を創出し、社会性を備えた豊かな心の育成に寄与することが求められます。

④事業者・団体

専門的な知識や人材、設備などを生かして、子どもたちの社会体験や学習の場を創出することが求められます。学校、家庭、地域との交流の機会をもち、地域の一員として子どもたちの教育に関わることも期待されます。

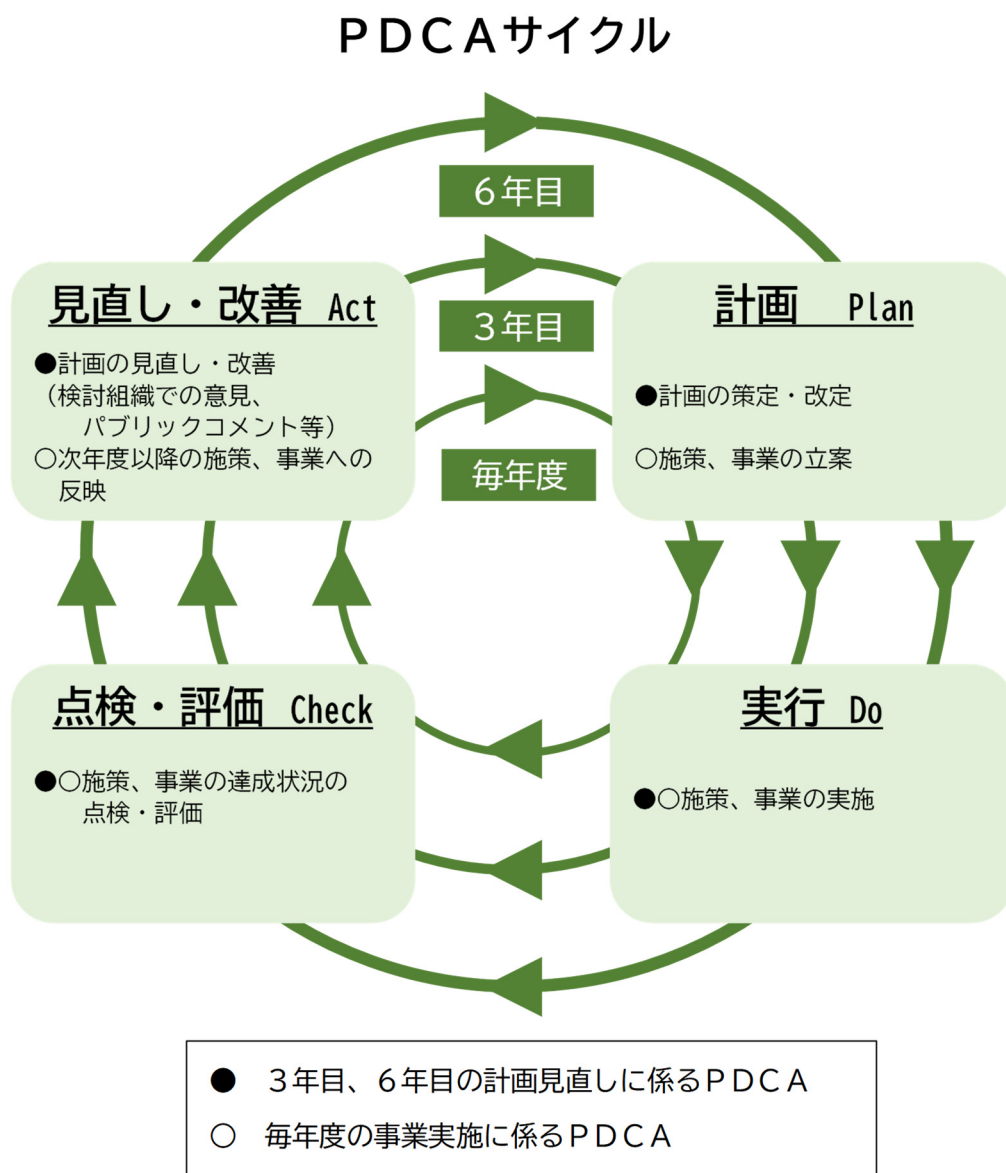
⑤港区教育委員会・港区

「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する」子どもたちを育むため、学校、家庭、地域の協働・連携を支える環境づくりを推進します。生涯学習、スポーツ、環境、防災など、子どもたちの健やかな成長に関わる庁内の各部局と連携し、学校教育の充実に取り組みます。

(1) 管理方法

本計画に計上した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の中間年度（3年目）及び最終年度（6年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。



(2) 評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。なお、以下の「①行政による評価」については、港区ホームページ等で区民に評価結果を公表しています。

①行政による評価

ア 事業所管課による進捗・目標達成度評価〔毎年度実施〕

港区教育委員会は、本計画に掲げる全事業について、見直しや改善につなげることを目的に、取組状況や成果指標の達成状況等について評価します。各事業所管課は、それに対する意見を次年度以降の施策・事業に反映します。

イ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価〔毎年度実施〕

港区教育委員会は、本計画に計上している事業のうち、特に重点を置くべき事業について、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に、学識経験者の専門的な視点を活用して点検及び評価します。各事業所管課は評価結果を次年度以降の施策・事業に反映します。また、点検及び評価の結果は、港区議会へ報告します。

ウ 事務事業評価〔毎年度実施〕

区の全事務事業について、見直しや改善等につなげるとともに、評価結果を踏まえた予算編成を行うことを目的として、必要性、効果性及び効率性の観点から、一次評価は各事業所管課、二次評価は企画・財政部門、三次評価は学識経験者を含む港区行政評価委員会が実施します。各事業所管課は、評価結果に基づき、次年度以降の事務事業の見直し等を行います。

エ 政策評価〔3年ごとに実施〕

港区基本計画に掲げる各施策について、今後の方向性を示し、効果的な行政サービスを提供することを目的として、一次評価は各事業所管課、二次評価は学識経験者や公募区民を含む港区行政評価委員会が、専門的な視点や区民の視点から政策の3年間の達成度を評価します。各事業所管課は評価結果を受けて政策や施策の見直し等を行います。

②区民等の意見

ア みなとタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見、提言

区では、港区に住み、働き、学ぶ区民が話し合い、意見を出し合う場として、区民参画組織である「みなとタウンフォーラム」を設置しています。その場で出た意見を取りまとめた提言を最大限反映するよう努めます。

イ 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、港区の教育施策や学校における取組への満足度や、学校への期待・要望等について調査します。

資料編



（１）港区教育ビジョンとは

港区教育ビジョンは、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までの 10 年間を通じて、港区の教育の根幹となる基本理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく港区の「教育振興基本計画」です。平成 26（2014）年 10 月に策定しました。

また、区は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき区長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（港区教育大綱）として位置付けています。

（２）港区教育ビジョンの目的

教育ビジョンは、教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的としています。

（３）港区が目指すこれからの教育

①基本理念

すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす



◆港区教育ビジョンの詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



②目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいを持ち、
自ら学び、考え、行動し、
未来を創造する人

【個人として】

- 夢と生きがいを持ち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- 自立心と責任感のある人
- 郷土への誇りと愛着をもつ人

【他者との関わりにおいて】

- 他者への思いやりや他者との絆を大切にすること
- 国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重すること
- 他者と協調し、未来を創造すること

【社会との関わりにおいて】

- 地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- 多くの世代と交流し、協働して社会に貢献すること
- 国際的視野をもって行動し、世界をリードすること

(4) 港区の教育における基本的方向性

①「徳」「知」「体」を育む学び

- ・自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心を育成します。
- ・人権教育、道徳教育を充実し、協調性や規範意識を育みます。
- ・基礎学力の確実な習得、読書活動などを通じた論理的思考力の育成に取り組みます。
- ・基本的な生活習慣と正しい食習慣の確立による、健康な体づくりを支援します。

②生き抜く力を育む学び

- ・一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢を育みます。
- ・責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育を推進します。
- ・自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力を育成します。
- ・平和に関する教育、国際感覚の育成、防災教育、環境教育※、ICTを活用した教育を推進します。

③生涯を通じた学び

- ・豊かな環境や人材など、港区の強みを生かした幅広い学びの機会の充実を図ります。
- ・自らの基盤を固める「学び直し」、自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを支援します。
- ・子どもから高齢者、障害者など幅広い層がスポーツに親しめる機会の充実と環境整備を推進し、スポーツを通じて全ての人が支え合う地域づくりに取り組みます。

④地域社会で支えあう学び

- ・区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。
- ・行政や学校だけではなく、区民をはじめとした多様な人や組織との協働による教育環境の一層の充実を図ります。

⑤つながり、伝え、循環する学び

- ・学びを通して人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を推進します。

(5) 教育ビジョンの実現に向けて

①教育行政における個別計画による取組

教育行政における各個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。

港区学校教育推進計画

港区スポーツ推進計画

港区生涯学習推進計画

港区立図書館サービス推進計画

②学校、家庭、地域、事業者等との協働

学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として協働することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
学校 幼稚園、小・中学校 児童福祉施設 保育所、児童館、 子ども中高生プラザ など	○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。 ○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。 ○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
家庭 家族、保護者 など	○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学びます。 ○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。 ○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
地域 町会・自治会、商店会、消防団 など	○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。 ○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。 ○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくれます。
事業者・団体 大学、企業、NPO、ボランティア団体、大使館 など	○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。 ○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。

(1) 港区学校教育推進計画検討委員会設置要綱

平成31年4月24日
31港教学教第512号

(設置)

第1条 港区学校教育推進計画の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区学校教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 港区学校教育推進計画の策定に関すること。

(2) その他港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員11人以内をもって構成する。

(1) 区民（公募） 2人以内

(2) 教育・地域関係団体 2人以内

(3) 学識経験者 4人以内

(4) 区立学校（幼稚園）長 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合は補欠委員を置く。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 港区学校教育推進計画検討委員会委員名簿

所属等	氏名
東京学芸大学 副学長	◎松田 恵示
関西学院大学 客員教授	○大崎 麻子
明海大学 教授	石鍋 浩
中央大学 講師	榎本 竜二
区立小学校PTA代表	加藤 なぎさ
区立中学校PTA代表	篠田 徹也
公募区民	中川 涼子
公募区民	新部 遥希
麻布幼稚園長	酒井 正美 (～令和5年3月)
三光幼稚園長	藤井 未知江 (令和5年4月～)
南山小学校長	難波 明夫 (～令和5年3月)
御田小学校長	齋藤 恵 (令和5年4月～)
高陵中学校長	平川 恒美 (～令和5年3月)
お台場学園 港陽中学校長	大島 一浩 (令和5年4月～)

◎委員長、○副委員長

(3) 港区学校教育推進計画検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度 第1回 令和4年9月5日	○委員長・副委員長の選任について ○港区学校教育推進計画の改定スケジュールについて ○アンケート調査◇(案)について
令和4年度 第2回 令和5年2月7日	○アンケート調査◇の結果について
令和5年度 第1回 令和5年5月19日	○港区学校教育推進計画の改定方針(案)について
令和5年度 第2回 令和5年8月4日	○港区学校教育推進計画(改定素案)について
令和5年度 第3回 令和5年9月8日	○港区学校教育推進計画(改定素案)について
令和5年度 第4回 令和6年1月19日	○パブリックコメント等の実施結果について ○港区学校教育推進計画(改定案)について

◇「港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査(保護者向け)」及び「港区の教育についてのアンケート調査(子ども向け)」

(1) 港区学校教育推進計画検討会設置要綱

令和元年6月10日
31 港教学教第1137号

(設置)

第1条 港区学校教育推進計画の策定にあたり、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、港区学校教育推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 港区学校教育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他港区教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(検討会)

第4条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教職員人事係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合支所協働推進課長

保健福祉支援部障害者福祉課長

子ども家庭支援部保育課長

企画経営部情報政策課長

総務部人権・男女平等参画担当課長

教育委員会事務局学校教育部学務課長

教育委員会事務局学校教育部学校施設担当課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

(2) 港区学校教育推進計画検討会委員名簿

所属	氏名
教育委員会事務局学校教育部長	◎上村 隆 (～令和5年3月)
	◎吉野 達雄 (令和5年4月～)
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長	○瀧島 啓司 (～令和5年3月)
	○村松 弘一 (令和5年4月～)
赤坂地区総合支所協働推進課長	坂本 俊行
保健福祉支援部障害者福祉課長	小笹 美由紀 (～令和5年3月)
	宮本 裕介 (令和5年4月～)
子ども家庭支援部保育課長	木下 典子 (～令和5年3月)
	桑原 砂美 (令和5年4月～)
総務部情報政策課長	野々山 哲 (～令和5年3月)
企画経営部情報政策課長	菊池 太佑 (令和5年4月～)
総務部人権・男女平等参画担当課長	藤咲 絢介
教育委員会事務局学校教育部学務課長	佐々木 貴浩 (～令和5年3月)
	鈴木 健 (令和5年4月～)
教育委員会事務局学校教育部学校施設担当課長	井谷 啓人
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長	篠崎 玲子

◎会長、○副会長

(3) 港区学校教育推進計画検討会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度 第1回 令和4年9月27日	○港区学校教育推進計画の改定スケジュールについて ○アンケート調査◇(案)について
令和4年度 第2回 令和5年2月20日	○アンケート調査◇の結果について
令和5年度 第1回 令和5年5月24日	○港区学校教育推進計画の改定方針(案)について
令和5年度 第2回 令和5年8月9日	○港区学校教育推進計画(改定素案)について
令和5年度 第3回 令和5年9月14日	○港区学校教育推進計画(改定素案)について
令和5年度 第4回 令和6年1月26日	○パブリックコメント等の実施結果について ○港区学校教育推進計画(改定案)について

◇「港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査(保護者向け)」及び「港区の教育についてのアンケート調査(子ども向け)」

(1) 区立幼稚園

令和6（2024）年2月1日現在

幼稚園名	所在地
赤羽幼稚園	三田 2 - 6 - 2
芝浦幼稚園	芝浦 4 - 8 - 18
高輪幼稚園	高輪 2 - 12 - 31
白金台幼稚園	白金台 3 - 7 - 1
三光幼稚園	白金 3 - 13 - 8
港南幼稚園	港南 4 - 3 - 27
麻布幼稚園	麻布台 1 - 5 - 15
南山幼稚園	元麻布 3 - 8 - 15
本村幼稚園	南麻布 3 - 9 - 33
中之町幼稚園	赤坂 9 - 2 - 26
青南幼稚園	南青山 4 - 18 - 17
にじのはし幼稚園	台場 1 - 1 - 5

(2) 区立小学校

令和6（2024）年2月1日現在

小学校名	所在地
御成門小学校	芝公園3 - 2 - 4
芝小学校	芝2 - 21 - 3
赤羽小学校	三田2 - 6 - 2
芝浦小学校	芝浦4 - 8 - 18
芝浜小学校	芝浦1 - 16 - 31
御田小学校	三田4 - 11 - 38
高輪台小学校	高輪2 - 8 - 24
白金小学校	白金台1 - 4 - 26
白金の丘学園 白金の丘小学校	白金4 - 1 - 12
港南小学校	港南4 - 3 - 28
麻布小学校	麻布台1 - 5 - 15
南山小学校	元麻布3 - 8 - 15
本村小学校	南麻布3 - 9 - 33
筈小学校	西麻布3 - 11 - 16
東町小学校	南麻布1 - 8 - 11
赤坂学園 赤坂小学校	赤坂8 - 13 - 29
青山小学校	南青山2 - 21 - 2
青南小学校	南青山4 - 21 - 15
お台場学園 港陽小学校	台場1 - 1 - 5

注）御成門小学校は、令和6（2024）年4月から小中一貫教育校へ移行し「御成門学園 御成門小学校」となります。

注）御田小学校は、改築工事のため令和6（2024）年4月から「白金 3-18-2」で運営します。

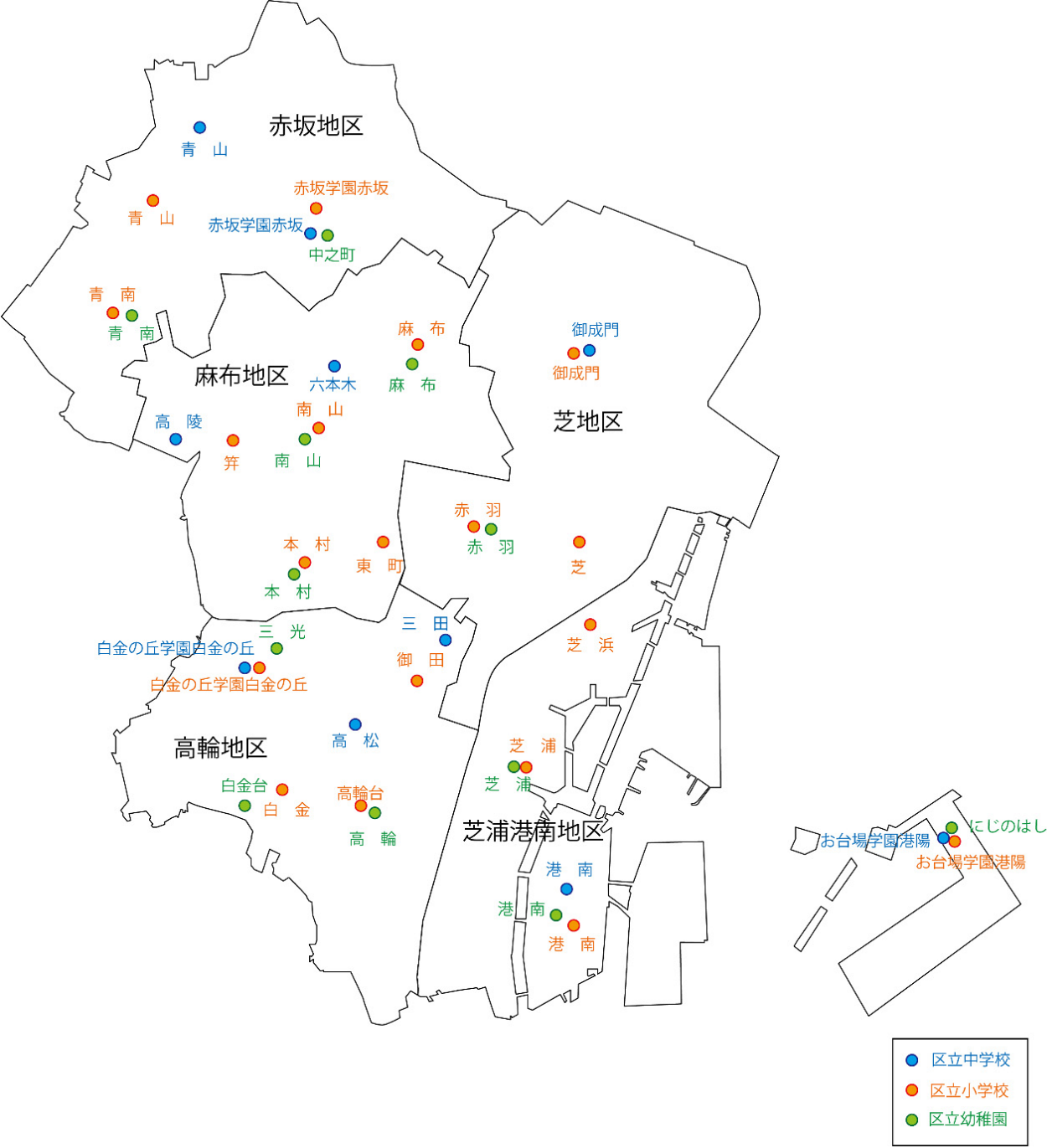
(3) 区立中学校

令和6（2024）年2月1日現在

中学校名	所在地
御成門中学校	西新橋3 - 25 - 30
三田中学校	三田4 - 13 - 13
高松中学校	高輪1 - 16 - 25
港南中学校	港南4 - 3 - 3
白金の丘学園 白金の丘中学校	白金4 - 1 - 12
六本木中学校	六本木6 - 8 - 16
高陵中学校	西麻布4 - 14 - 8
赤坂学園 赤坂中学校	赤坂9 - 2 - 3
青山中学校	北青山1 - 1 - 9
お台場学園 港陽中学校	台場1 - 1 - 5

注）御成門中学校は、令和6（2024）年4月から小中一貫教育校へ移行し「御成門学園 御成門中学校」となります。

<区立幼稚園、小・中学校配置図>



【東京都が費用を負担】

<常勤職員>

校長
副校長
教諭
養護教諭
事務職員
栄養士

<会計年度任用職員・委託等>

非常勤教員
特別支援教室専門員
時間講師
巡回心理士
スクールカウンセラー※

**【区が費用を負担】**

<常勤職員>

事務職員
用務職員

<会計年度任用職員>

ゼネラルサポートティーチャー
小学校教科担任講師
イングリッシュサポートコース講師
特別支援教育講師
サイエンスアドバイザー※
サイエンスアシスタント※◇
学校経営支援員（副校長補佐）◇
スクール・サポート・スタッフ※◇
学校運営補助員
言語指導員
学校栄養指導員
エデュケーション・アシスタント◇

<委託・ボランティア等>

部活動指導員※
部活動サポートスタッフ◇
ネイティブティーチャー
日本語適応指導員※
学習支援員※
介助員
医療的ケア児の看護師◇
スクールカウンセラー※
スクールソーシャルワーカー※
校内別室指導支援員◇
学校司書※・学校図書館支援員
給食調理員
学校警備員
登下校誘導員
ICT支援員※◇
学校法律弁護士
スクールボランティア※

◇印は配置に
当たり補助金
を活用

◆職によっては小学校、中学校のみに配置している場合があります。

名称等	内容
港区生活安全行動計画 計画期間： 令和6年度～令和8年度	防犯、防火などの生活安全の観点から区を取り巻く課題を示し、今後の方向性と取組を具体的に明らかにするアクションプランです。
港区環境基本計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包容しています。
港区国際化推進プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざす計画です。
港区文化芸術振興プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心豊かで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。
港区地域保健福祉計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区子ども・子育て支援事業計画 計画期間： 令和2年度～令和6年度	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。
港区幼児教育振興アクションプラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育のさらなる充実をめざすとともに、港区全体の幼児期の教育をリードする総合的な行動計画です。
港区スポーツ推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。
港区生涯学習推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。
港区立図書館サービス推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	あらゆる人の生涯を通じた豊かな学びを支える図書館を実現するため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



名称等	内容
港区DX推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区民生活に関わるデジタル環境の変化に的確に対応するとともに、港区基本計画で示された目標の実現に向けて、DXの視点から施策の方向性を示す計画です。
港区男女平等参画行動計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



頭文字	用語	説明	掲載ページ
A	A I	“Artificial Intelligence”の略で、人工知能のこと。	15, 80
D	D X	“Digital Transformation”の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	15
G	G I G Aスクール構想	令和元年（2019）12月に文部科学省から発表されたプロジェクト。G I G Aとは”Global and Innovation Gateway for All”の略。小学校の児童、中学校の生徒1人に1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想。	7, 11, 16 19, 43, 97
I	I C T支援員	学校I C Tの専門家のこと。	79, 80, 121
M	M i c r o s o f t 365	M i c r o s o f t社から最新ツールを常に提供されるサブスクリプションサービスのこと。	98
	M I N A T Oカリキュラム	港区において、小・中学校の指導の内容を、教科ごとに単元系統配列表にまとめたカリキュラムのこと。	46, 47, 84
S	S D G s	「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標のこと。「港区学校教育推進計画とSDGsの関係」については、p. 62を参照。	11, 15, 20 49, 62, 77 86
	S o c i e t y 5. 0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。	16
	S T E A M教育	S c i e n c e / 科学、T e c h n o l o g y / 技術、E n g i n e e r i n g / 工学、A r t / 芸術、M a t h e m a t i c s / 数学等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教育。	11, 64, 77 82

頭文字	用語	説明	掲載ページ
あ行	アカデミー	区立中学校の通学区域を単位とする各幼稚園、小・中学校による研究グループの名称。各アカデミーで区立幼稚園、小学校、中学校が連携した教育活動や指導方法について、研究を行っている。	11, 46, 77 84, 97
	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。	10, 16, 17 18, 76
	イングリッシュサポートコース（E S C）	外国人児童に多様な教育の機会を提供するため、通常の学級に外国人児童を受け入れ、英語で授業等を行う学級のこと。	11, 54, 90 93, 95
	インクルーシブ教育	障害のある子どもを含む全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。	10, 17, 42 63, 64, 66 75
	英語科国際	文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、区立中学校において平成 18（2006）年度から週 1 時間実施している、英語によるコミュニケーション能力の向上を目的とした教育。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。	20, 54, 93 94
か行	学習支援員	通常の学級に在籍している発達障害等、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、通常の学級の全体指導において、一人ひとりに応じた個別の学習支援を行う者。	42, 75, 76 121
	各種検定受検の奨励	平成 18（2006）年度から他自治体に先駆けて漢字検定・英語検定・数学検定の受検に必要な費用の一部を区が負担し、児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減を図っている。	71
	架け橋期	義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間をいう。	17, 84, 85
	学校運営協議会	保護者や地域住民の学校運営や教育活動への意見を反映させるなど、学校と保護者や地域との協働により、子どもの豊かな成長をともに支える仕組み。平成 29（2017）年 4 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。	53, 91, 92
	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員の学校図書館の利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。「学校図書館法」第 6 条第 1 項で設置に努めるよう規定されている。港区では、平成 29（2017）年度から各小・中学校に配置している。	10, 27, 66 72, 121

頭文字	用語	説明	掲載ページ
か行	家庭で大切にしたいことハンドブック	3、4歳児の保護者に向けて、保育園、幼稚園等と家庭との連続性や連携に向けて、時期ごとに家庭で大切にしてほしいポイントをまとめたハンドブック。	85
	カリキュラム・マネジメント	各学校が教育目標を実現するために、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価し、教育の質を向上すること。	27, 97
	環境教育	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。	11, 20, 49 64, 77, 86 92, 112
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。	75, 92
	教育センター相談員	教育センターにおいて、幼児・児童・生徒及び保護者に対して来所相談業務を行う相談員のこと。相談員は、心理士の資格をもっている。	23, 68, 88
	共生社会	障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに暮らす地域社会のこと。「地域共生社会」に同じ。	17
	区費採用講師	区費で採用する講師のことで、小学校1年生の学級や、各小・中学校で学力向上を目的とするコース別指導等のために配置している。	72, 84
	研究奨励校（園）	自校（園）の教育課題や現在の学校教育における教育課題の解決のモデルとなる研究を深め、広く研究成果を周知し、他の教育課題解決の参考となるよう研究を実践する学校（園）。	79, 97
	研究パイロット校（園）	港区教育委員会の諸施策推進の一環として、教育課題解決のための実践的な研究を先進的に行い、広く一般に研究成果を周知するとともに、港区の学校教育の質を高めることに寄与する学校（園）。	97
	校務支援システム	児童・生徒の情報を取り扱う校務処理を電子システム化したもの。校内で連絡するためのイントラメールや掲示板など、グループウェア機能も併せ持ち、教職員の作業効率化を図ることができる。	12, 71, 98
	国際科	文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、区立小学校において小学校1年生から週2時間、外国人講師（NT：ネイティブ・ティーチャー）を各学校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培う教育（平成19（2007）年度から全校実施）。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。	20, 54, 93 94, 97

頭文字	用語	説明	掲載ページ
さ行	サイエンスアシスタント	小学校において、理科の観察や実験の支援、授業準備を行う者。	82, 121
	サイエンスアドバイザー	中学校において、理科の観察や実験の支援、学習活動の支援を行う者。	82, 121
	司書教諭	学校図書館の専門的職務を担う教員。学校図書館法では、学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならないとされている。	27
	主体的・対話的で深い学び	学ぶことに興味・関心をもち自己の学習を振り返って次へとつなげる「主体的な学び」、多様な人との対話を通じて自己の考えを広げていく「対話的な学び」、習得した知識等を活用した見方・考え方を課題の解決に生かしていく「深い学び」により、「どのように学ぶか」という学びの質を高めることが重要とされた。	17, 27, 71 72, 81
	小1 問題	小学校入学後、児童が集団行動をとれなかったり、落ち着きがなくて静かに授業を受けられなかったり、授業中に立ち歩いたりなど、授業が正常に成立しない状況となること。「小1 プロブレム」とも呼ばれる。	46, 47, 84
	小学校入学前教育カリキュラム	5 歳児前期から保育園、幼稚園修了までの姿を含む 5 歳児全体のカリキュラムと、小学校 1 年生入学当初から 1 学期頃までのスタートカリキュラムをつなぐカリキュラムのこと。	46, 47, 84 85
	少人数習熟度別指導	各教科等の授業において、一つの学級を習熟度別に二つのグループに分けたり、二つの学級を三つのグループに分けて少人数で授業を行う授業形態・方法。	72
	情報モラル教育	一人ひとりが情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な考え方を育む教育。	79, 101
	真の国際人	自らの考えを積極的に発信するために、英語などの語学はもとより、表情や振る舞いもコミュニケーションの手段として活用して、自国や他国の伝統や文化を理解しながら、広く国際社会で活躍できる人材。	93, 94
	心理検査 (WEBQU)	オンラインを活用した楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。児童・生徒一人ひとりについての理解と対処方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。	20, 68
	スクールカウンセラー	臨床心理士資格、臨床発達心理士又は学校カウンセラー・ガイダンスカウンセラー等の心理ケアに関わる資格を有し、各学校で児童・生徒のカウンセリングを行う者。	23, 50, 68 88, 89, 121
	スクール・サポート・スタッフ	教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと。	96, 98, 121

頭文字	用語	説明	掲載ページ
さ行	スクールソーシャルワーカー	臨床心理士資格、臨床発達心理士又は学校カウンセラー・ガイダンスカウンセラー等のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる資格を有する者。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善・関係機関との連携により、問題の解決を行う。	88, 89, 102 121
	スクールボランティア	学力向上を目的として、平成 15（2003）年度より区立小・中学校に配置している、学習指導等の補助にあたる者。港区内及び近隣の大学と提携し、教員志望の学生等を配置している。	72, 121
	スタートカリキュラム	小学校に入学した子どもが幼稚園、保育園・認定こども園などの遊びや生活をとおした学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活をつくり出していくためのカリキュラムのこと。	84
た行	地域共生社会	障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに暮らす地域社会のこと。「共生社会」に同じ。	15, 42, 75 91, 102
	地域コーディネーター	地域学校協働本部が設置されている学校において、学校と地域をつなぐ連絡・調整者。地域コーディネーターとして活動する場合、校長の推薦を得ることが必要。	92
	地域部活動	区立中学校の生徒が自分の興味・関心に応じてスポーツや文化芸術に取り組むことができるよう、他の区立中学校に在籍する生徒でも入部することができる部活動のこと。	74
	中1ギャップ	小学校から中学校に進級する際に、生活スタイルが大きく変化するため、新しい環境になじめず、授業についていけなかったり、不登校となったり、いじめが発生するなどの現象のこと。	46, 47, 84
	チームティーチング	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力をおして一人ひとりの子ども及び集団の指導の展開を図り、責任をもつ指導方法及び形態。	72
	適応指導教室（つばさ教室）	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、学習の援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営している教室。	23, 79, 89
	テキストコーディング	プログラムを文字によって記述する手法のこと。図形やブロックなどを組み合わせてプログラミングする手法と比べて難易度が高い一方で、より複雑な処理が可能となる。	79
	テレビ会議システム	タブレット型端末を活用し、会議において移動することなく離れた拠点からの会議参加を可能とするシステムのこと。	84, 98

頭文字	用語	説明	掲載ページ
た行	電子黒板	ペンで書き込んだ内容の保存・再生、パソコンやスキャナーとの連動による画像の提示・保存などができる、電子化されたホワイトボードのこと。	43, 79
	道徳教育推進教師	学習指導要領の改訂によって新たに示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」のこと。	68
	道徳授業地区公開講座	小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加のもと、家庭、学校、地域社会の連携による道徳教育の推進に資するための東京都教育委員会主催の公開講座。	68
	特別支援学級	障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな指導を行うため、特別に設置している少人数の学級。	33, 42, 75 79
	特別支援教室	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒が、落ち着いた学習環境の中で個別指導を受けるために学校内に設置している教室。	42, 75
な行	日本語適応指導員	帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活や授業に適応できるよう、基本的に児童・生徒の母語を用いながら日本語の指導を行う者。	54, 95, 121
は行	部活動指導員	学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものは除く）である部活動において、技術的な指導を行う者。	12, 19, 74 98, 99, 121
	副籍制度	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。	42
	フリースクール	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。	89
	プログラミング教育	令和2（2020）年度から必修化された、プログラミング的思考力を育てる教育のこと。	11, 66, 79 92
	プログラミング的思考力	自分が意図した動作を実現するために必要な組合せを、論理的に考えていく力。	79
	放課GO→	小学生が放課後等の時間に、安全・安心に活動できるよう学校内で実施している居場所づくり事業。	101
	放課GO→クラブ	放課GO→に加え、小学校1年生から6年生で、保護者の就労などの事情で、放課後に家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として実施している学童クラブ事業。	101

頭文字	用語	説明	掲載ページ
ま行	学びの多様化学校	不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合に、文部科学大臣の指定に基づき設置される学校のこと。いわゆる不登校特例校。 より個に応じた体系的な指導を受けられる環境をつくり、不登校児童・生徒の学びを保障する。	89
	みなエコ	港区学校版環境マネジメントシステム、通称「みなと子どもエコアクション」のこと。 各幼稚園、小・中学校での日常的な取組の中で、子どもたちの環境意識の向上や学校生活の中での環境負荷の低減、地域に根ざした環境活動の推進の実現を目的としている。	86, 87
	みなと科学教室	驚きや発見という子どもの知的好奇心を大切にし、一人ひとりが科学の不思議に触れる体験学習をとおして、論理的・科学的な思考力の向上を図るために、区立小学校5年生を対象に港区立みなと科学館において実施している科学教室のこと。	82
	みなときっずなび	5歳児の保護者に向けて、就学までに家庭で大切にしてい取り組んでほしいことをまとめたリーフレット。	85
や行	ヤングケアラー	本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。	88
	ヤングケアラーコーディネーター	ヤングケアラーを支援する専門的知見のあるコーディネーター。潜在的なヤングケアラーの早期発見と多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援の強化を図る。	88
	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2の規定により、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的に、市町村などの地方公共団体が設置する協議会。	69
	四者協議会	民生・児童委員の担当地区ごとに開催される協議会の中で、学校、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行うもの。	91
ら行	理数教育	理数的な事象を考察・分析するために、数学を基礎として論理的な思考力を育成するとともに、コンピュータを有効に活用し、問題解決を図る能力を養う教育。	11, 43, 52 64, 77, 78 82

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

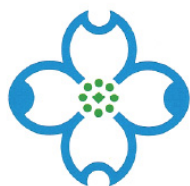
このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2023255-7370

港区学校教育推進計画(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

令和5(2023)年度改定版

令和6(2024)年2月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111 (代表)

港区 学校教育推進計画

Minato City School Educational Promotion Plan

